

令和元年定例会
教育民生常任委員会 年間白書

令和2年4月
四日市市議会

目次

1. 委員会の構成	P 1
2. 委員会開催状況	P 2 ~ P 25
3. 委員長報告等	P 26 ~ P 112
4. 所管事務調査報告書	P 113 ~ P 135
5. 行政視察報告書	P 136 ~ P 170
6. 議会報告会の概要	P 171 ~ P 182
7. 高校生議会意見書	P 183 ~ P 186

1. 委員会の構成

委員長 中村 久雄

副委員長 平野 貴之

委員 荒木 美幸

石川 善己

伊藤 昌志

川村 幸康

後藤 純子

村山 繁生

森 智子

2. 委員会開催状況

教育民生常任委員会 事項書

令和元年5月16日(木)
第2委員会室

1. 委員長の互選について

2. 副委員長の互選について

3. 管内視察について (案)
 - ・ 6月6日 (木) PM

4. 行政視察について (案)
 - ・ 7月23日 (火) ～ 25日 (木)
 - ・ 7月29日 (月) ～ 31日 (水)

教育民生常任委員会 審査順序

令和元年5月17日(金)
第2委員会室

○健康福祉部

(教育民生常任委員会)

1. 議案第3号 四日市市介護保険条例の一部改正について

…議案書P5～

※配付資料
＜紙資料＞
○事項書、議案書、提出議案参考資料等

教育民生常任委員会 審査順序

令和元年6月10日(月)
第2委員会室

○教育委員会

(教育民生常任委員会)

1. 議案第15号 工事請負契約の締結について
—泊山小学校大規模改修工事<2期工事>—
…議案書 P83～

2. 議案第16号 工事請負契約の締結について
—朝明中学校大規模改修工事(1期工事)—
…議案書 P89～

3. 議案第17号 工事請負契約の締結について
—桜小学校大規模改修工事—
…議案書 P93～

○こども未来部

(教育民生常任委員会)

4. 議案第13号 工事請負契約の締結について
—(仮称)保々こども園改修工事(1期工事)—
…議案書 P75～

※配付資料・・・審査順序
<会議用システム内のフォルダ>
○審査順序、議案書、提出議案参考資料
03_6月定例会議会-05_教育民生常任委員会

教育民生常任委員会 / 予算常任委員会教育民生分科会 審査順序

令和元年6月24日(月)

第2委員会室

○こども未来部

(予算常任委員会教育民生分科会)

1. 議案第4号 令和元年度四日市市一般会計補正予算(第3号)
 - 第1条 歳入歳出予算の補正
 - 歳出第3款 民生費
 - 第2項 児童福祉費 …補正予算書P16~
 - 第10款 教育費
 - 第4項 幼稚園費 …補正予算書P18~

(教育民生常任委員会)

2. 議案第6号 四日市市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について …議案書P55~
3. 議案第7号 四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部改正について …議案書P57~

○健康福祉部

(教育民生常任委員会所管事務調査)

4. 平成30年度 第3回四日市市社会福祉協議会理事会報告について
5. 令和元年度 第1回四日市市社会福祉協議会理事会報告について
6. 令和元年度 第1回四日市市民生委員推薦会報告について

○教育委員会

(予算常任委員会教育民生分科会)

7. 議案第4号 令和元年度四日市市一般会計補正予算(第3号)
 - 第1条 歳入歳出予算の補正
 - 歳出第10款 教育費
 - 第2項 小学校費 …補正予算書P18~
 - 第2条 債務負担行為の補正 …補正予算書P8, 20~

(教育民生常任委員会協議会)

8. 中学校給食センター整備事業について(経過報告)

○**その他**

9. 6月定例会議会中の所管事務調査について
10. 6月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて
日 時：令和元年7月10日（水）午後6時30分～
会 場：橋北交流会館
テーマ：高齢者福祉について
11. 8月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて
日程案：令和元年10月11日（金）
12. 議会の政策サイクルの構築について
13. 休会中の所管事務調査について
①日程について（案）
・令和元年8月8日（木） 午前10時～
または
・令和元年8月9日（金） 午前10時～ もしくは 午後1時30分～
②調査項目について
14. 行政視察について
日程：7月29日（月）～31日（水）
行先：守谷市、川崎市、葛飾区

※配付資料・・・審査順序

<会議用システム内のフォルダ>

○審査順序、委員会・分科会資料、議案書、補正予算書、補正予算参考資料等
03_6月定例会議会－05_教育民生常任委員会

教育民生常任委員会 事項書

令和元年6月28日(金)

第2委員会室

1. 議会の政策サイクルの構築にかかる課題設定について

2. 休会中の所管事務調査の調査項目について
日程：令和元年8月8日(木) 午前10時～

3. 予算常任委員会教育民生分科会の開催について
日程候補日：8月7日(水) 13:00～13:30 もしくは9:00～10:00
第2委員会室

※配付資料・・・事項書
＜会議用システム内のフォルダ＞
○事項書
03_6月定例会議会－05_教育民生常任委員会

教育民生常任委員会 / 予算常任委員会教育民生分科会
事項書

令和元年8月8日(木)
第2委員会室 10:00～

○ **こども未来部**

(教育民生常任委員会所管事務調査)

1. 妊娠から1歳6カ月児健診までの市の支援施策

(予算常任委員会教育民生分科会)

2. 認定こども園整備事業費(神前地区関係部分) 附帯決議への対応

○ **その他**

3. 議会報告会、シティ・ミーティングでの市民からの意見等の整理について

※配付資料・・・事項書等

<会議用システム内のフォルダ>

○事項書、資料等

04_休会中(7～8月) -05_教育民生常任委員会

教育民生常任委員会事項書

令和元年9月5日(木)
第2委員会室

1. 付託予定請願の扱いについて

教育民生常任委員会／予算常任委員会教育
民生分科会／決算常任委員会教育民生分科会
審査順序

令和元年9月11日（水）10:00～

○**教育委員会**

（教育民生常任委員会）

1. 請願第1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について
2. 請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について
3. 請願第3号 子供の貧困対策の推進と就学・修学支援にかかわる制度の拡充を求める意見書の提出について
4. 請願第4号 防災対策の充実を求める意見書の提出について

（決算常任委員会教育民生分科会）

5. 議案第19号 平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出第10款 教育費

- | | |
|-----------------|----------------------|
| 第1項 教育総務費（関係部分） | …決算書P238～、実績報告書P195～ |
| 第2項 小学校費 | …決算書P242～、実績報告書P203～ |
| 第3項 中学校費 | …決算書P244～、実績報告書P207～ |
| 第4項 幼稚園費（関係部分） | …決算書P248～、実績報告書P209～ |
| 第5項 社会教育費（関係部分） | …決算書P250～、実績報告書P210～ |

（予算常任委員会教育民生分科会）

6. 議案第23号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第4号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第10款 教育費

第2項 小学校費

…補正予算書P26～

第3項 中学校費

…補正予算書P26～

第2条 債務負担行為の補正（関係部分）

…補正予算書P8, 28

○**健康福祉部**

（決算常任委員会教育民生分科会）

7. 議案第19号 平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出第3款 民生費

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 第1項 社会福祉費（関係部分） | …決算書P172～、実績報告書P81～ |
| 第2項 児童福祉費（関係部分） | …決算書P176～、実績報告書P92～ |

第3項	生活保護費	…決算書P182~、実績報告書P104~
第4項	災害救助費	…決算書P184~、実績報告書P105
第5項	国民健康保険費	…決算書P184~、実績報告書P105~
第6項	介護保険費	…決算書P184~、実績報告書P106
第4款	衛生費	
第1項	保健衛生費（関係部分）	…決算書P186~、実績報告書P107~
第3項	保健所費	…決算書P196~、実績報告書P125~
第10款	教育費	
第1項	教育総務費（関係部分）	…決算書P238~、実績報告書P195~
○国民健康保険特別会計		…決算書P273~、実績報告書P232~
○介護保険特別会計		…決算書P351~、実績報告書P267~
○後期高齢者医療特別会計		…決算書P383~、実績報告書P282~

※①〔歳出第3款民生費、第10款教育費、各特別会計〕の説明及び質疑

《理事者入替》

②〔歳出第4款衛生費〕の説明及び質疑

①②の順に行った後、議案第19号の討論、採決を行います。

（予算常任委員会教育民生分科会）

8. 議案第23号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第4号）
第2条 債務負担行為の補正（関係部分） …補正予算書P8, 28

（教育民生常任委員会）

9. 議案第32号 四日市市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
…議案書P47

（教育民生常任委員会所管事務調査）

10. 令和元年度 第2回四日市市社会福祉協議会理事会報告について
11. 令和元年度 第2回四日市市民生委員推薦会報告について
12. 令和元年度 第3回四日市市民生委員推薦会報告について
13. 令和元年度 第1回四日市市障害者施策推進協議会報告について

○こども未来部

（決算常任委員会教育民生分科会）

14. 議案第19号 平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
- 一般会計
- 歳出第3款 民生費
- | | | |
|-----|-------------|---------------------|
| 第1項 | 社会福祉費（関係部分） | …決算書P172~、実績報告書P81~ |
| 第2項 | 児童福祉費（関係部分） | …決算書P176~、実績報告書P92~ |

- 第4款 衛生費
 - 第1項 保健衛生費(関係部分) …決算書P186~、実績報告書P107~
- 第10款 教育費
 - 第1項 教育総務費(関係部分) …決算書P238~、実績報告書P195~
 - 第4項 幼稚園費(関係部分) …決算書P248~、実績報告書P209~
 - 第5項 社会教育費(関係部分) …決算書P250~、実績報告書P210~

(予算常任委員会教育民生分科会)

- 15. 議案第23号 令和元年度四日市市一般会計補正予算(第4号)
 - 第1条 歳入歳出予算の補正
 - 歳出第3款 民生費
 - 第2項 児童福祉費 …補正予算書P20~
 - 第2条 債務負担行為の補正(関係部分) …補正予算書P8, 28

(教育民生常任委員会所管事務調査)

- 16. 令和元年度第1回四日市市青少年問題協議会報告について
- 17. 令和元年度第1回エスペランス四日市運営協議会報告について

(教育民生常任委員会協議会)

- 18. 令和4年度以後の四日市市の成人式について

○その他

- 19. 8月定例会議会中の所管事務調査について
- 20. 行政視察報告書案について
- 21. 休会中所管事務調査報告書案について
- 22. 8月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて
 - 日 時：令和元年10月11日(金)午後6時30分~
 - 会 場：神前地区市民センター 2階大会議室
- 23. 11月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて
 - 日程案：令和2年1月9日(木)
- 24. 休会中の所管事務調査について
 - ①日程について(案)
 - ・令和元年10月24日(木) 午後1時30分~
 - または
 - ・令和元年10月28日(月) 午前10時~

②調査項目について

※配付資料

<会議用システム内のフォルダ>

05_8月定例会議会-05_教育民生常任委員会

教育民生常任委員会 事項書

令和元年10月28日(月)
第2委員会室 10:00～

(所管事務調査)

1. いじめ対策について
～本市におけるいじめの地域別、男女別、学年別分析結果について～

(その他)

2. 特別支援学級に在籍している外国人児童生徒について(報告)
3. 四日市税務署の税務調査に対する対応について(報告)
4. 議会報告会、シティ・ミーティングでの市民からの意見等の整理について

※配付資料・・・事項書、報告資料(総務部)

<会議用システム内のフォルダ>

○事項書、資料等

06_休会中(10～11月) -05_教育民生常任委員会

教育民生常任委員会事項書

令和元年12月4日（水）
第2委員会室

1. 付託予定請願の扱いについて

教育民生常任委員会／予算常任委員会教育民生分科会 審査順序

令和元年12月9日(月)

第2委員会室

○健康福祉部

(教育民生常任委員会)

1. 請願第7号 ライフステージに沿った歯科保健を市民に啓蒙するため、健康増進法に基づく健康増進事業の一環として実施されてきた歯周病検診をより切れ目のない歯科検診とするため、対象年齢を20歳、30歳まで拡大するよう求めることについて

(予算常任委員会教育民生分科会)

2. 議案第54号 令和元年度四日市市一般会計補正予算(第6号)
第1条歳入歳出予算の補正
歳出第3款 民生費
第1項 社会福祉費(関係部分) ……補正予算書P28~
第6項 介護保険費(関係部分) ……補正予算書P32~
第3条 債務負担行為の補正(関係部分) ……補正予算書P11~,P55~
3. 議案第55号 令和元年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
……補正予算書P61~
4. 議案第58号 令和元年度四日市市介護保険特別会計補正予算(第1号)
……補正予算書P89~

(教育民生常任委員会所管事務調査)

5. 令和元年度第4~7回四日市市民生委員推薦会報告について
6. 令和元年度第2回四日市市障害者施策推進協議会報告について

(教育民生常任委員会協議会)

7. 既存事業の見直しと身障4級医療費助成制度について

○こども未来部

(予算常任委員会教育民生分科会)

8. 議案第 54 号 令和元年度四日市市一般会計補正予算 (第 6 号)

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出第 3 款 民生費

第 2 項 児童福祉費 (関係部分)

…補正予算書 P30~

第 3 条 債務負担行為の補正 (関係部分)

…補正予算書 P11~, P55~

9. 認定こども園整備事業費 (神前地区関係部分) 附帯決議への対応

(教育民生常任委員会)

10. 議案第 68 号 四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

…議案書 P35~

(教育民生常任委員会協議会)

11. 第 2 期四日市市子ども・子育て支援事業計画の策定について

○教育委員会

(予算常任委員会教育民生分科会)

12. 議案第 54 号 令和元年度四日市市一般会計補正予算 (第 6 号)

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出第 10 款 教育費

第 5 項 社会教育費 (関係部分)

…補正予算書 P50~

第 3 条 債務負担行為の補正 (関係部分)

…補正予算書 P11~, P55~

(教育民生常任委員会)

13. 議案第 74 号 動産の取得について

…議案書 P55~

14. 議案第 79 号 工事請負契約の締結について

…議案書 (12 月 6 日上程分) P5~

(教育民生常任委員会協議会)

15. 「四日市市学校施設長寿命化計画」の策定について

16. 中学校給食センター整備事業について

17. 「四日市市の公立学校における働き方改革取組方針」について

○その他

(教育民生常任委員会所管事務調査)

18. 令和元年度第1回及び第2回人権施策推進懇話会
並びに令和元年度第1回同和行政推進審議会について
19. 11月定例会議会中の所管事務調査について
20. 休会中所管事務調査報告書案について
21. 11月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて
日 時：令和2年1月9日(木) 午後6時30分～
会 場：塩浜地区市民センター 2階大会議室
※テーマ、役割分担の決定
22. 2月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて
※場所の決定
23. 休会中の所管事務調査について
 - ①日程について(案)
 - ・令和2年1月27日(月) 午前10時～
 - ・令和2年1月28日(火) 午前10時～
 - ・令和2年2月3日(月) 午前10時～もしくは午後1時30分～
 - ②調査項目について
24. 来年度の管内視察及び意見交換会について

※配付資料

<会議用システム内のフォルダ>

07_11月定例会議会-05_教育民生常任委員会

教育民生常任委員会／予算常任委員会教育民生分科会 審査順序

令和2年1月27日(月)
第2委員会室 9:30～

○こども未来部

(教育民生常任委員会)

1. 議案第80号 工事請負契約の締結について

…議案書P5～

(予算常任委員会教育民生分科会)

2. 認定こども園整備事業費(神前地区関係部分) 附帯決議への対応

○健康福祉部・こども未来部

(教育民生常任委員会所管事務調査)

3. 生きにくい若者たちへの支援について

○その他

4. 議会報告会、シティ・ミーティングでの市民からの意見等の整理について

※配付資料・・・事項書

<会議用システム内のフォルダ>

○事項書、資料等

08_休会中(12月～2月) -05_教育民生常任委員会

教育民生常任委員会／予算常任委員会教育民生分科会 審査順序

令和2年3月2日（月）10:00～

○こども未来部

（予算常任委員会教育民生分科会）

1. 議案第82号 令和2年度四日市市一般会計予算
 - 第1条 歳入歳出予算
 - 歳出第3款 民生費
 - 第1項 社会福祉費（関係部分） ……予算書P126～
 - 第2項 児童福祉費（関係部分） ……予算書P136～
 - 第4款 衛生費
 - 第1項 保健衛生費（関係部分） ……予算書P150～
 - 第10款 教育費
 - 第1項 教育総務費（関係部分） ……予算書P222～
 - 第4項 幼稚園費（関係部分） ……予算書P238～
 - 第5項 社会教育費（関係部分） ……予算書P240～
 - 第2条 債務負担行為（関係部分） ……予算書P15～

2. 議案第125号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第7号）
 - 第1条 歳入歳出予算の補正
 - 歳出第3款 民生費
 - 第1項 社会福祉費（関係部分） ……補正予算書P36～
 - 第2項 児童福祉費 ……補正予算書P38～
 - 第4款 衛生費
 - 第1項 保健衛生費（関係部分） ……補正予算書P40～
 - 第10款 教育費
 - 第4項 幼稚園費 ……補正予算書P54～
 - 第5項 社会教育費（関係部分） ……補正予算書P54～
 - 第2条 繰越明許費の補正（関係部分） ……補正予算書P11

（教育民生常任委員会）

3. 議案第105号 四日市市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について ……議案書P45～

4. 議案第106号 四日市市立こども園条例の一部改正について ……議案書P51～

5. 議案第107号 四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について ……議案書P55～

（教育民生常任委員会所管事務調査）

6. 令和元年度第2回四日市市青少年問題協議会報告について

7. 令和元年度第2回エスペランス四日市運営協議会報告について

(教育民生常任委員会)

8. 第2期四日市子ども・子育て支援事業計画の策定について (報告)

○教育委員会

(予算常任委員会教育民生分科会)

9. 議案第82号 令和2年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第10款 教育費

第1項 教育総務費 (関係部分)

…予算書P222~

第2項 小学校費

…予算書P228~

第3項 中学校費

…予算書P234~

第4項 幼稚園費 (関係部分)

…予算書P238~

第5項 社会教育費 (関係部分)

…予算書P240~

第2条 債務負担行為 (関係部分)

…予算書P15~

10. 議案第125号 令和元年度四日市市一般会計補正予算 (第7号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第10款 教育費

第1項 教育総務費

…補正予算書P50~

第2項 小学校費

…補正予算書P52~

第3項 中学校費

…補正予算書P52~

第5項 社会教育費 (関係部分)

…補正予算書P54~

第2条 繰越明許費の補正 (関係部分)

…補正予算書P11~

11. 議案第132号 令和2年度四日市市一般会計補正予算 (第1号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第10款 教育費

第1項 教育総務費

…補正予算書(2)P20~

第2項 小学校費

…補正予算書(2)P20~

第2条 債務負担行為の補正

…補正予算書(2)P8

(教育民生常任委員会)

12. 議案第116号 四日市市英語指導員の報酬及び旅費に関する条例の廃止について

…議案書P141~

13. 議案第122号 工事請負契約の締結について

…議案書P155~

(教育民生常任委員会協議会)

14. 四日市市新教育プログラムの展開について

15. 四日市市学校規模等適正化計画 令和元年度改訂版（案）について

○健康福祉部

（予算常任委員会教育民生分科会）

16. 議案第 82 号 令和 2 年度四日市市一般会計予算

第 1 条 歳入歳出予算

歳出第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費（関係部分） ……予算書P126~

第 2 項 児童福祉費（関係部分） ……予算書P136~

第 3 項 生活保護費 ……予算書P144~

第 4 項 災害救助費 ……予算書P148~

第 5 項 国民健康保険費 ……予算書P148~

第 6 項 介護保険費 ……予算書P148~

第 4 款 衛生費

第 1 項 保健衛生費（関係部分） ……予算書P150~

第 3 項 保健所費 ……予算書P166~

第 10 款 教育費

第 1 項 教育総務費（関係部分） ……予算書P222~

第 2 条 債務負担行為（関係部分） ……予算書P15~

17. 議案第 84 号 令和 2 年度四日市市国民健康保険特別会計予算

……予算書（特別会計）P31~

18. 議案第 89 号 令和 2 年度四日市市介護保険特別会計予算

……予算書（特別会計）P161~

19. 議案第 90 号 令和 2 年度四日市市後期高齢者医療特別会計予算

……予算書（特別会計）P211~

※①〔議案第 82 号 歳出第 3 款民生費・第 10 款教育費、債務負担行為、議案第 84、89、90 号各特別会計〕の説明及び質疑

＜理事者入替＞

②〔議案第 82 号歳出第 4 款衛生費〕の説明及び質疑

※①②の順に行った後、議案第 82、84、89、90 号について一括で討論、採決を行います。

20. 議案第 125 号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第 7 号）

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費（関係部分） ……補正予算書P36~

第 3 項 生活保護費 ……補正予算書P38~

第 5 項 国民健康保険費 ……補正予算書P38~

第 4 款 衛生費

第 1 項 保健衛生費（関係部分） ……補正予算書P40~

21. 議案第 127 号 令和元年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
…補正予算書 P77~
22. 議案第 130 号 令和元年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
…補正予算書 P127~

※議案第 125 号、127 号、130 号の説明及び質疑を行った後、3 議案について一括で討論、採決を行います。

23. 議案第 132 号 令和 2 年度四日市市一般会計補正予算（第 1 号）
第 1 条 歳入歳出予算の補正
歳出第 3 款 民生費
第 5 項 国民健康保険費 …補正予算書（2）P18~
24. 議案第 133 号 令和 2 年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
…補正予算書（2）P29~

※議案第 132 号、133 号の説明及び質疑を行った後、2 議案について一括で討論、採決を行います。

（教育民生常任委員会）

25. 議案第 103 号 四日市市障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正について
…議案書 P37~
26. 議案第 104 号 四日市市保健所等関係手数料条例の一部改正について
…議案書 P43~
27. 議案第 134 号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について
…議案書（2 月 28 日上程分）P 5~

（教育民生常任委員会所管事務調査）

28. 令和元年度第 8～9 回四日市市民生委員推薦会報告
29. 令和元年度第 1 回四日市市看護医療大学運営協議会報告
30. 令和元年度第 3 回四日市市障害者施策推進協議会報告

○その他

（教育民生常任委員会所管事務調査）

31. 令和元年度第 2 回同和行政推進審議会及び第 3 回人権施策推進懇話会について
32. 2 月定例会議会中の所管事務調査について

33. 2月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングの中止について
日時：令和2年3月30日（月）午後6時30分～
場所：四郷地区市民センター
34. 6月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて
日時：令和2年7月8日（水）18:30～20:30
場所：総合会館7階第1研修室
35. 休会中の所管事務調査について
36. 4 常任委員会報告会について
日時：4月23日（木）13:00 から
37. 年間白書の作成について
38. 閉会中の継続審査について
テーマ：心豊かな“よっかいち人”を育むまちについて

※配付資料 事項書

<会議用システム内のフォルダ>

○議案書、予算書、当初予算資料等

10_2月定例会議会-05_教育民生常任委員会

3. 委員長報告等

教育民生常任委員会委員長報告（令和元年5月開会議会）

教育民生常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

当委員会に付託されました、議案第3号 四日市市介護保険条例の一部改正につきましては、介護保険法施行令等の一部改正に伴い、低所得者に係る保険料について、軽減強化に関する規定を整備しようとするものであります。

委員からは、今回の低所得者保険料軽減強化とは恒久的なものと考えてよいのかとの質疑があり、理事者からは、今回の軽減強化については消費税率の引上げ部分を担保とするものであるため、時限は決まっていないと考えているとの答弁がありました。

さらに委員からは、基準額が変われば軽減額も変わってくるという理解で良いのかとの質疑があり、理事者からは国から明確な通知はないが、通知があり次第対応したいとの答弁がありました。

また、委員からは、今回の軽減強化の対象者への周知はどのようになっているのかとの質疑があり、理事者からは、被保険者に改正があったことをお知らせしていく予定であるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、今回の軽減強化の対象者は何人かとの質疑があり、理事者からは、四日市市介護保険条例における第一段階の対象者で約1万1,600人、第二段階の対

象者で約 6,000 人、第三段階の対象者で約 5,600 人であり、合計で約 23,000 人が対象となるとの答弁がありました。

さらに委員からは、今回の軽減強化にかかる金額はどの程度かとの質疑があり、理事者からは、四日市市介護保険条例における第一段階の対象者で約 9,700 万円、第二段階の対象者で約 4,900 万円、第三段階の対象者で約 940 万円であり、総額で約 1 億 5,000 万円となっている。保険料収入額全体が約 51 億円なのでそのうちの約 3 パーセントを補うために国、県、市で負担するとの答弁がありました。

これに対して委員からは、今回の軽減強化は国の消費税増税に伴ってのことであるので理解するが、元々本市の介護保険料の財源が不足している中で支給を減らしていく必要があるが、今回も全体の約 3 パーセントを国、県、市で支出するという事ならば、どこかでその分のサービスを絞る必要があるのではないかと質疑があり、理事者からは、今回の軽減強化の総額約 1 億 5,000 万円については、国が半分、県、市で残り 4 分の 1 ずつ財源を負担するが、今回の軽減強化によって、他のサービス等を制限するという事にはならないとの答弁がありました。

また、委員からは、市民からは本市の介護認定が厳格であるなどの声を聞くが、なぜこういった声が出るのか。説明や周知が足りていないのか、財源が限られている中でどのように考えているのかとの質疑があり、理事者からは、介護サービスについては、適正に行う必要があるのと同時に、介護予

防も行う必要がある。今回の軽減強化に伴い約4,000万円を市財源から支出することになるが、同時に介護予防にも力を入れていく必要があると考えるとの答弁がありました。

これに対して委員からは、市の財源がなくなってくると、事後の救済よりも事前の予防が重要になると考える。予防策について事後的な救済と比べてどの程度効果があるのか等をまとめるべきである。そうでなければ財源が圧迫され介護保険料だけが上がりサービスが受けたくても受けられないという声も出るので努力してほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、要介護認定を受けていない人に対する介護予防の取り組みを他の部局と連携して行っているのかとの質疑があり、理事者からは、取り組みはまだ不足していると考えている。先日も南部丘陵公園でのウォーキングイベントを実施する中で都市整備部と連携したが、スポーツ・国体推進部や市民文化部など他部局とも連携した取り組みを行いたいとの答弁がありました。

また、委員からは、要介護認定を受けた人の状態を少しでも改善するための取り組みは行っているのかとの質疑があり、理事者からは、要介護認定を受けた人の能力を活かした介護が重要であり、個別のケアプランの中での取り組みが重要になる。市としてもこの点についてケアマネージャーに指導していきたいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、平成30年10月に始まった健康マイレージがまだまだ浸透していない。制度がわかりにくい、説明のパンフレットの字が小さくわかりにくいという市民

の声もある。県と連動した事業であるのでしっかりと啓発しながら広く予防活動ができるように努めてほしいとの意見がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました当議案については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

教育民生常任委員会委員長報告（令和元年6月定例会月議会）

教育民生常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

当委員会に付託されました、議案第13号、議案第15号、議案第16号、議案第17号については、（仮称）保々こども園の改修工事、泊山小学校、朝明中学校及び桜小学校の大規模改修工事にかかる工事請負契約を締結しようとするものであります。

当委員会に付託されたこれらの議案の提出に関し、委員からは、市民からの税金を預かり様々な施策を行う中で、市民へどのような施策を行うのか周知する期間や議員として審議を深めるため議案の内容について調査研究する期間が必要であるが、議会初日の先議ではこのような期間は与えられず、民主主義の根幹を揺るがす非常に大きな問題である。先議は、市民の生命に関わることなどの緊急時に限るべきであり、このような事態が二度と起こらないよう、どのように対応していくのかとの質疑があり、理事者からは、今後は、工事期間や入札期間のスケジュール、国からの交付金事業の場合は交付金の内示の時期、市職員の配置状況、工事内容や工法、現状の施設の状況等を踏まえたうえで、議案上程時期について十分検討したいとの答弁がありました。

また、委員からは、今回の事態は議会手続きにかかる行政側の知識不足が招いた問題である。全庁的な反省の上、今後

は安易に先議という手続きを取るべきではないのではないかとの質疑があり、理事者からは、先議は、緊急を要する案件で、あらかじめ決められた議決日より先に議決いただかざるを得ない一部の議案に限られるとの前提について、十分理解ができていなかったと考える。今回のような事態が二度とないよう、議会手続きについて再度勉強し、市民にしっかり周知ができるよう、議会に迷惑をかけることのないよう努めたいとの答弁がありました。

また、委員からは、今回、議会事務局の対応次第で議会初日の先議は避けられたものと考え。議案上程・議決時期の問題については、議会事務局としてもしっかり反省すべきであることを強く求めるとの意見がありました。

また、委員からはどの時期に今回の日程で工事請負契約を締結する必要があると認識したのかとの質疑があり、理事者からは、平成 31 年 3 月下旬の段階で把握をしていたとの答弁がありました。

これに対して委員からは、平成 31 年 3 月下旬の段階で把握していたのならば、平成 30 年度閉会議会や本年度開会議会等の場面で上程するなどの対応が取れたはずであり、本年度 6 月定例月議会の初日に先議を行う必要はなかったのではないか、との質疑があり、理事者からは、議会に対する報告や相談の機会があったが、そういった部分を含め、議会日程に対する認識不足、議案に関する市民周知の期間を逸したことなどについて大いに反省すると答弁がありました。

また、委員からは、平成 31 年度 3 月下旬の時点で今回の

事態を把握しておりながら、議会への上程に関する相談や報告等を行わなかったのかとの質疑があり、理事者からは、担当部局との調整、連携についても不十分であり、その点についても大いに反省するとの答弁がありました。

次に議案第 15 号ないし議案第 17 号について委員からは、学校の大規模改修工事全体の工期は 9 月中旬にまで至っているが、2 学期開始後についても工事を行うのかとの質疑があり、理事者からは、夏休み期間中に内部の改修を行い、児童・生徒に影響のない外壁改修、防水改修等の残った部分について夏休み期間以外にも行いたいとの答弁がありました。

さらに委員からは、示されたスケジュールを見れば空調設備整備工事については夏休み期間中に行われいいのかとの質疑があり、理事者からは、大規模改修工事の予定のない学校においては夏休み期間中に実施するが、大規模改修工事と施工範囲が重複している学校は、冬休みを中心に実施したいと考えるとの答弁がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました議案については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会教育民生分科会長報告（令和元年6月定例会議会）

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第4号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第3号）について

【こども未来部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第3款民生費 第2項児童福祉費》

幼児教育・保育の無償化について

Q. 幼児教育・保育の無償化によって保護者は経済的には助かるが、少子化問題や待機児童は解消されていくのか。

A. 本年度4月1日時点で、本市の待機児童は9年ぶりにゼロとなった。ただし、途中入園についてはまだまだ厳しい状況である。本年度10月1日から無償化を実施して、各家庭の負担軽減を図っていきたいが無償化が始まることに関して就学前教育・保育の利用に関するニーズ等については影響が出ると考えており、保育園の利用が低年齢化する可能性もあるため、10月から実施される無償化の動向を見極めていきたい。

Q. 10月から無償化の影響を見極めていくのでは遅いのではないか。本年度4月1日時点での待機児童ゼロというのは統計上の話であって、10月からの途中入園の待機者はゼロではない。そういったところを手当てしたり、市民の中で不公平感が生まれないような対策を事前に検討すべきでないか。

A. 待機児童の対策として今年度当初に認可保育園3園、小規模保育所3園を開園し、本市の保育提供枠の増加をさせてきた。幼児教育・保育の無償化が開始されることによる保育利用の低年齢化が予想されるため、0から2歳児についての保育提供枠の対応について検討していきたい。

Q. 幼児教育・保育の無償化によって入園希望者が増えて保育提供枠が埋まり、職場復帰に向けて10月からの途中入園を希望していた人が入園できないという影響が出ている。無償化の影響の見立てや対策が無かったことがその原因である。また、保育幼稚園課の所管業務として保育園の人権教育とあるが、解放保育や人権保育をどう捉えているのか。点数制という理由で入園できない現状があるが。

A. 待機児童については統計上ゼロになったが、入園待ち児童は多数いると認識している。その点を踏まえ就学前教育の今後について検討していく必要がありスピード感を持って臨んでいきたい。また、人権保育、解放保育について、入園希望があった場合、人権保育の面を重視しながら入園手続きを取ることが本来であるが、今回は保育提供枠がすでに一杯であったので理解いただきたい。

（意見）待機児童ゼロという市の発表と大きなずれがあり姿勢が問われる。実際に入園できなかった希望者の感情を逆なですることになる。実態とは全然違うのではないか。

Q. 第1子が保育園に通っている場合に、第2子の妊娠により産休を取得すると、通園していた第1子が退園となるのが本市の現状だが、対応や考え方は変わらないのか。

A. 第2子を妊娠した場合は出産後2カ月までは通園できる。その後育休を取得した場合、通園している第1子が3歳児以上であれば継続通園できるが、2歳児以下の場合一旦退園していただき、育休明けに再度入園申し込みをしてもらうことになっている。

本市では、特に0から2歳の低年齢児の途中入園が厳しい状況であることから、現在の制度は継続していきたいと考えている。しかし、困っている保護者がいるということも認識しているので、少子化問題という側面もあることから、解消に向けてスピード感をもって検討していきたい。

Q. 本市が育休退園を継続する理由として、0から2歳の入園待ち児童が多いことが答弁にあったが、そうではないのではないかと。子どもはできる限り小さいころは親と一緒にいたほうがよいという考え方だからではないのか。

A. 育休退園については、働きたいけど子どもを見てくれる人がいないという保育の必要性を持つ保護者を優先したいために現在も継続している。

Q. 育休退園の考え方は根本的な重要な部分である。子どもの成長の段階でどう考えるかという視点で整理する必要があること、今の社会情勢の中では虐待の問題があり、受け入れ枠もこうした考え方のもとで整理すべきと考えるがどうか。

A. 現在入園待ち児童が発生している中で、働きたい方を優先するというのが今の考え方である。一方で1歳児や2歳児はできるだけ温かい家庭で育てるということも大切である。一番の理想は、保育園に入園させるか、自宅で育てるのか保護者が選択できるということであるが、現実にはそうなっていない中で、働きたいという入園待ちの方もいることから育休退園の制度を継続している。

(意見) 厳しい状況は理解するが、小手先の方法論に留まってしまうと、そもそも子育てとは何かという部分が欠落してしまうおそれがある。答弁のあった育休退園の考え方については、部長のみならず担当課レベルまで共通認識を持って業務を行う必要がある。

Q. 以前に私立幼稚園における2歳児の受け入れについて提案をしている。実際に受け入れ可能な私立幼稚園は多数あり、そこで受け入れてもらうことにより、保育園において0から1歳の受け入れ枠が確保できるのではないかと指摘したが、その際の答弁として私立幼稚園での2歳児受け入れは考えていないとのことだった。保育園は明らかにオーバーフローしているが、現状でもその考え方は変わらないのか。

A. 私立幼稚園での2歳児の受け入れならば、小規模保育事業による事業の実施となる。

Q. 2歳児の受け入れが可能な私立幼稚園があるのに、なぜ依頼していかないのか理解できない。森市長も公的な受け入れ態勢の構築ではなく私立保育園、幼稚園でカバーしていくという方向性を示している中で、他の考え方があるならば示してほしい。

A. 本市としては小規模保育事業による0から2歳児の保育提供枠の増によって対応していきたいと考えている。

Q. 幼児教育・保育の無償化に関して、国の法案の採決の際に全会一致ではなく賛成多

数での可決となった。反対した政党の主張としては、待機児童が解消されていないのに無償化を行うのはどうなのかという内容だった。そういった背景を考えると、待機児童の問題をどう考えていくかが大事な問題である。本市では統計上待機児童はゼロになったが、事実上の待機児童はいる。その理由としては、第1希望、第2希望に叶わず入園を断った方がいるからである。断られた理由の整理を行い、それに対してどう対応していくか考えているか。

A. 入園待ちになった方々の分析や統計を保育提供枠の増を検討していく際には加味していきたい。

(意見) 入園待ちとなった理由としては、入園できる保育園が保護者の職場から遠いなどの理由があるので保護者のニーズ等を研究する必要がある。また、市は待機児童ゼロと言っているが、実態と違うのではないかと質問を市民からいただいているので、待機児童ゼロの内容を入園待ち児童の保護者等には丁寧に説明すべきである。

Q. 幼児教育・保育の無償化で潜在需要が掘り起こされ、無償であれば入園させたいと考える人が増えることは予測されていた。働きたいから無償でなくても保育園に入園させたいと考えていた人がこの無償化によってどの程度影響を受けたのか。入園できなかった人が何人いるのか。無償化を行うことで本末転倒になっていないか。

Q. 今回市が発表した待機児童ゼロとは統計上の待機児童ゼロであり、実際には入園待ち等で困っている方がいる。この入園待ちとは、第4希望以降の申請をしていない人、就活を行っていない人、30分以内に通園できる園があるのに入園しない人の3つに分けられると考えるので、こういった状況を踏まえて待機児童を定義する新しい基準を作るのが大切ではないか。また、育休退園については、津市は2歳以下でも継続入園が可能である。本市が他市と比べて劣っているということでは子育てに力を入れているとは言えないので同じ対応をお願いしたい。そのほか、少子化問題を視野に入れると、市が保育施設等を充実させるのか、この20年30年を乗り切るためにソフト面に対応していくのか、家庭での保育を重視していくのか、根本的な市の姿勢が見えないので新総合計画等で方針を打ち出してほしい。

A. 新総合計画を策定していく際に、指摘いただいた本市の保育に対する考え方等を整理していきたい。また、待機児童の基準は国基準にもよるが市基準について整理していきたい。

(意見) 統計上の待機児童ゼロを広報するのではなく、その中には途中入園ができないなどの入園待ち児童がいることを踏まえて、そういった児童たちに対する対策が必要であることを強く認識し業務を行ってもらいたい。

Q. 幼児教育・保育の無償化は、入園のハードルが下がっただけであり子どもへの投資の仕方など入園以外の部分で教育格差が広がる可能性がある。例えば会議等を行う際には必ず教育格差をテーマとして取り上げ、結果を議会にも報告してほしい。

A. 保育園の保育指針と幼稚園の教育要領が統一され、就学前教育・保育で取組むべき指針が出ているので、その部分も踏まえて現場で教育格差が生じないように対応していきたい。

Q. 保育園入園に係る申込者数やそれに伴う待機児童数等について、過去の状況も含め

て示してほしい。

- A. 平成 29 年 10 月 1 日現在で待機児童数は 132 人、途中入園の申込者数が 576 人、入園待ち児童数が 391 人である。それ以前については待機児童数のみの数であるが、平成 29 年 4 月 1 日現在で 54 人、平成 28 年 4 月 1 日現在で 64 人、10 月 1 日が 142 人である。
- Q. 今回の議案においては、本年度 10 月 1 日からの保育無償化の影響について議論しているのだから、待機児童数等の過去の推移と同時に、本年度 10 月 1 日入園における待機児童数等の状況を確認したい。
- A. 本年度 5 月に通知しているが、7 月から 9 月の入園希望者で不承諾となったのが 7 人、10 月から 3 月の入園希望者で不承諾となったのが 103 人である。
- Q. 平成 31 年 4 月 1 日現在で入園待ち児童数が 114 人おり、それとは別で本年度 5 月通知の不承諾者が 110 人なので、現時点で約 230 人が入園待ち児童数となるのか。
- A. 各月において入園調整を行っているのでその分を加味すると約 200 人が入園できていないことになる。
- Q. 約 200 人が入園待ちであるならば、待機児童ゼロという広報は誠実さが無い。事実上の待機児童がいるという事なので、このことをしっかり市民に周知しなければならない。課題解決のためには、全体計画としてどうしていくかという考え方を提示してこないといけない。約 200 人が入園待ちという現状について、少子化によって最終的に子どもが減り、入園待ち児童も減るという考え方なのかもしれないが、未就学児の期間は一生のうち一回である。であれば、子どもにとって良い環境を整えるのがまず大切であり、その次に親の経済負担軽減であって、長期の視点も大切だが短期の視点で予算を投入し、今入園待ちしている児童をどう解消していくかを考える必要がある。よって、公立幼稚園における 3 歳児の受け入れなどの対策を行っていく必要があるのではないか。
- A. 途中入園については厳しい状況であるので、小規模保育事業所の検討など保育提供枠の必要性について検討していきたい。入園待ち児童の多数は 0 から 2 歳児であり、その保育提供枠が不足している状況である。3 歳児については私立幼稚園での枠で受け入れが可能であるので、公立幼稚園では 4 から 5 歳児の受け入れを行っている。
- Q. 公立幼稚園での 3 歳児の受け入れについて、親のニーズはあるのではないか。把握していないのか。
- A. 公立幼稚園の適正化の話をしていく際に、3 歳児の受け入れについて聞いているが、現在の本市の考え方は、3 歳児については私立幼稚園で受け入れが可能なので、公立幼稚園では受け入れないということである。
- Q. ニーズはあるが無視するということか。
- A. 0 から 2 歳児の途中入園の動向等を見ながら保育提供枠の必要性について検討していきたいということである。
- Q. 待機児童ゼロという広報を行ったのなら、それが実態に結びつかなければおかしいのではないか。そのためには、公立幼稚園において 3 歳児を受け入れるなど、ありとあらゆることをしていく必要があるのではないか。

A. 待機児童対策としては、途中入園が厳しい中で、保育の必要性がある0から2歳児への保育の提供枠増加を検討していきたい。また、公立幼稚園における3歳児の受け入れについて、保育の必要性が生じない教育認定の部分として私立幼稚園で担っただけにしているという現状である。

Q. 例えば公立幼稚園において3歳児の受け入れができれば、それに伴って、公立保育園の枠が空き、0から2歳児の受け入れ枠も増えるのではないか。

A. 教育認定の3歳児については、私立幼稚園で受け入れてもらっており、充足しているので、本市において公立幼稚園で受け入れる児童については4から5歳児に限っている。その中で入園待ち児童対策として、保育認定における0から2歳児の保育提供枠の必要性について検討していきたい。

(意見) 保育認定、教育認定ということではない。3歳児は幼稚園で預ってもらえないから保育園にという人もいるため、そのような人が幼稚園に通園できれば、公立保育園の受け入れ枠が空いてくるのではないかとということである。幼児教育・保育の無償化により、無償だからという理由で預ける人が増えることは予想できるし、実際に本市では入園待ち児童がいるのだから、あらゆることを考えて受け入れ枠を増やしていく必要がある。

Q. 教育認定の3歳児は充足しているが、保育認定の3歳児は待機児童が多いのか。

A. 平成30年10月1日の待機児童数は140人だが、内訳として0から2歳児が139人であるので3歳児は1人、入園待ち児童数では533人中26人が3歳児となっている。

Q. 3歳児でも教育認定であれば幼稚園には入園できるが、保育認定なので26人は入園待ちになっているということか。

A. 入園待ち児童26人の申込書を個別に確認する必要があり不明である。また、保護者から公立幼稚園で3歳児を受け入れてもらいたいという声はいただいているが、市全体における幼児教育のニーズとしては3歳児は充足していると考えている。幼稚園の入園希望者というのが入園待ち児童533人の中には含まれていないので、幼稚園で受け入れれば、その分保育園の受け入れ枠が増えるということとの直接的な因果関係はないものと考えている。

Q. 行政の中では4歳児、5歳児が幼稚園の対象ということだが、3歳児から幼稚園に預けたいというニーズはあるし、そのニーズを無視するのではなく検討していくべきではないか。

A. 保育園の入園待ちの人数や、私立幼稚園の受け入れ枠を考えると現実的に実現することは難しいと考える。

(意見) 例えば保育認定で申し込みがあったが、教育認定に変えれば自宅等から近い幼稚園も選べるなどの提案や相談にも乗れるような体制をとることや、統計上の待機児童ゼロということを広報するのではなく、入園待ち児童が約200人いるという現状を捉えながら施策を実施していく必要がある。

(意見) 公立幼稚園における3歳児保育について、過去には議会も反対してきた経緯があるのではないか。本市は私立幼稚園が多いこともあって、経営上の棲み分けが理由だったと思う。行政としても当時、そういった思いを持ちながらも議会で認めてもら

えなかったという経緯もある中で、背景も確認しながら、社会情勢等の変化によって考え方が変わってきたのであれば、こども未来部においてもその整理をしてもらうとよいのではと考える。

Q. 根本は保育の平等であり、人権教育の推進を踏まえれば俎上に載せなければならぬ課題はたくさんある。幼稚園も保育園も何のために人権担当がいるのか。

A. 今回の議論の中で多くの課題をいただいたと考えている。子ども視点なのか、親視点なのかという意見もあった。公立私立含めいろいろな歴史がある中で市としても子ども視点の教育・保育が大切だと考えているので今日の議論を今後の糧にしていきたいと考えている。

補足給付事業費、保育所管理運営費（公立保育園・こども園給食）について

Q. 幼児教育・保育無償化に伴う給食費の保護者負担額について、年収 360 万円を超えると月額 900 円から 4,600 円に大きく増加するが、年収 360 万円の間層が一番多く一番生活に影響があるため、年収 360 万円を少し超えただけで金額が大きく変わるの厳しいと感じる。この年収のボーダーラインをもう少し上げるなどの検討はできないのか。

A. 給食費は食費であり日常的に発生する費用であるため、子ども医療費や不妊治療費における所得制限の考え方とは背景が若干違うと考えるが、新総合計画策定の中で議論していきたいと考える。

Q. 年収による給食費の保護者負担額について、市独自の裁量で基準を変更できるのか。

A. 副食費の免除の考え方については、本市独自に第3子無償化の部分で基準を設けているなど市の裁量はある。

Q. 幼稚園と保育園の利用者で、副食費を無償化した考え方はどこから出てきたのか。

A. 前提として国の基準に基づいている。その中で、第3子については、多子世帯の負担軽減など、本市の施策として収入制限を撤廃して保育料を現在も無償化しているので、10月からの幼児教育・保育の無償化に関しても、給食費の副食費部分は引き続き無償のままということである。

Q. そのような本市独自の政策決定をするに至った過程を説明してほしい。

A. 保育料を無償化して、一方で給食費を実費徴収するが、これによって今までの保育料より今回徴収される給食費の方が高くなるという逆転現象を起こさないことが基本である。今回の無償化により副食費を徴収してしまうと、これまでの保育料より高くなる世帯があることから第3子について副食費を無償とする。また、本市は国基準よりも幅広く第3子の無償化としているので、その部分も副食費を無償化していくという考えに至った。

Q. 子どもを預けても預けなくても日々の食費は発生するので、公平性という視点から考えたときに基本的に給食費は徴収しようという考え方が根底にあるのではないのか。

A. そのとおりである。

Q. 保育園を利用すると税の恩恵に与れて、利用しないと与れないということはどう考えるのか。つまり、入園待ち児童など、保育園を利用できない人は、入園もできず、

食費も実費支出ということになる。そのことを考えると、入園待ち児童がいる中で、副食費を無償化することは公平性がない施策ではないか。

- A. 入園待ち児童の解消にはスピード感を持って対応していきたい。給食費についても、本市の第3子の部分については、これまでとの逆転現象が起きないように副食費の無償化を提案した。その中で、所得基準等の設定については議論していきたい。
- Q. 幼児教育・保育の無償化によってどのような影響があったのか、またその課題を分析する中で、本市がその課題に対してどのような姿勢で臨むのかということと、第3子の副食費の無償化について、どういった考え方で実施するのかということはパッケージで考える必要がある。第3子の副食費を無償化する理由として、説明では保育料の逆転現象を防ぐという経済的な観点での考え方だったが、入園できなかった人たちは副食費無償化の恩恵に与れないことになるので、不公平であり納得できない。副食費無償化分を入園していない家庭に補助金として出すべきではないかという考え方も出てくる。一方で、少子化対策として第3子の副食費を無償化するということであれば理解できるがどうか。
- A. 第3子の副食費無償化を行う理由として、保育料の逆転現象をさけるためという答弁をしたが、そのベースにあるのは少子化対策であり、答弁の中でその言葉が出てこなかったことを反省している。ベースは少子化対策であり、制度の中で保育料の逆転現象が起これないようにということであって、市の人口増、少子化対策を進めていきたいという思いである。保育料の逆転現象を防ぐためという言葉を使ったことについて深くおわびし撤回する。

学童保育事業費について

- Q. 令和2年4月開所予定の富田第三学童保育所について、平成31年4月中旬に土地所有者の承諾、市への事前協議があったということだが、この時はじめて富田学童保育所から相談があったのか。
- A. 平成31年2月頃に、富田学童保育所から定員が近く超過しそうだとの初回の相談を受け、具体的に建築場所等を詰めて協議したのが4月ということである。
- Q. 富田学童保育所からは、緊急事態であると聞いているので速やかにスケジュールを進めてもらいたい。富田第三学童保育所には、今年100名近い申し込みがあったが、他の地域において、平成31年4月時点で児童が溢れて苦慮しているという所はあるのか。
- A. 4月の時点で、他の学童保育所においても定員が超過している状況もあるという話は伺っている。
(意見) 富田学童保育所の運営協議会からは、事務手続きや設計について素人が行っているため、とても難しく時間がかかるという話を聞いている。そのため、丁寧な早めからの指導・アドバイスをを行い、速やかにスケジュールが提出できるようなフォローアップをお願いしたい。
- Q. 本市において学童保育は民設民営方式であり、保護者や地域の方、NPO法人などで構成された運営委員会が運営しているが、保護者が就労するために子供を預けてい

るのに、学童の会合や行事に参加するために会社を休まないといけないという声や事務作業が負担であるとの話を聞く。本市の学童保育の根本的なあり方についてどう考えているか。

- A. 事務的なことや運営上の部分で負担が大きいということは認識しているので、1つの課題だと思っている。一方、民設民営であると、地域の実情に応じて開設場所や保育内容などを決定してもらっているので、民設民営ならではの地域の特色を生かした運営をしてもらおうというメリットもあろうかと考えている。地域の方々に参画してもらい、学童保育所が地域住民と一体となって子育てを支援する場として機能してもらっていることもメリットであると考えているが、学童保育所を運営される方の大きな負担については、民設民営の良さを生かしながら、補助金以外での事務上の支援等もできればと考えている。

子育て施設等利用給付事業費について

Q. 認可外保育施設等の利用者への給付について、本市における対象人数および対象園数について確認したい。

- A. 本年6月現在、対象園数は31施設で、3から5歳児は102人である。

Q. 認可外保育施設については、暫定5年間で幼児教育・保育の無償化の対象とし、その後になっても基準を満たさない施設については無償化の対象から外れるとの理解で良いか。

- A. そのとおりである。

Q. 認可外保育施設に対して、市としてこの5年間で基準を満たしていくように指導をしていくのかどうか、考え方を教えてほしい。

A. 認可外保育施設は、現在三重県への届け出が必要とされる施設であり、立ち入り調査の時に県に同行している。無償化に関して、市は認可外保育施設が基準を満たしているかどうか確認を行っていくことになるが、県に対して必要に応じて施設に関する情報提供を求めるなど、県と連携して対応していきたい。

Q. 三重県と四日市市で連携しながら、認可外保育施設が基準を満たしていくよう指導をしていくという理解でいいか。

- A. そのとおりである。

Q. 認可外保育施設が無償化の対象になったことにより、今まで報告義務のなかった事故報告などがしっかりと市に上げられる体制になっているのか。

A. 本市が認可外保育施設の確認を行っていくことをはじめ、これまで以上に施設との関係は深まると考えている。指導方法については、本市の各私立園の状況を参考にしながら対応を考えたい。

Q. 今まで目の届かなかったところが多いので、しっかりと市としての体制を築いてもらいたい。また、認可外保育施設に通う方々に対する支給認定について、行政の業務が増えるという理解でいいのか。そういったところを今の体制でやれるのか確認したい。

- A. 支給認定の作業は新たな業務となると考えている。今年度は現体制で行っていくが、

無償化に伴って新たに発生する部分の業務量については、10月からの実施の動向を見ていきたいと考えている。

(意見) 10月からの動向を見て対応していくのではなく、もっと早い段階から推測して準備をすべきである。児童の受け入れ体制もそうであるが、ある程度予測を立て早い段階から対応をすべきと考えるので、今後は気を付けてもらいたい。

(意見) 森市長就任以来、子育てするなら四日市という言葉が一人歩きしている。子育てするなら四日市という捉え方は2面あり、1つは親が子育てをしやすいことであり、もう1つは子供を育成していく環境が良い、あるいは育成環境が整っているということである。行政の目は親にとって子育てをしやすい環境というところに行きやすいが、子供にとってどういった環境が良いのかという視点の方が大事だと考える。

認可外保育施設については、そこを選んでいくのではなく、結果としてそこしか行けないという方もいるので、無償化の対象に認可外保育施設を入れることに理解はするが、子供にとって良い環境が生み出されているのかしっかりとチェックをしてもらいたい。

《歳出第10款教育費 第4項幼稚園費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

【教育委員会・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第10款教育費 第2項小学校費》

その他施設整備費（川島小学校法面安全対策事業）について

Q. 法面安全対策工事に伴って迂回の必要がある通学路について、何人の児童が利用しているのか。

A. 約350人である。

Q. 学校西側の通学路については何人が利用するのか。

A. 児童の約半数が利用する。

第2条 債務負担行為の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会において審査すべきとした項目はございませんでした。

これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

教育民生常任委員会委員長報告（令和元年6月定例会月議会）

教育民生常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第6号 四日市市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正につきましては、未就学児を対象とする窓口負担無料化の範囲を市内の医療機関から三重県内の医療機関へ拡大することに伴い、関係する規定を整備しようとするものであります。

委員からは、子ども医療費窓口負担無料化の県内医療機関への拡大が本年度9月開始となった経緯に関する質疑があり、理事者からは、昨年度に県から各市町に対して窓口負担無料化の実施時期に関する意向調査があり、子ども医療費の受給資格証の更新時期である9月に合わせて実施したほうが事務的な効率が良いという意見が多数であったため、県内同時開始ということで9月実施となったとの答弁がありました。

また、他の委員からは、窓口負担無料化について、現在は未就学児が対象だが、無料化の対象を広げてほしいという声がある中で、本市において対象を広げるための議論はなされているのか、また、窓口負担無料化は子育て支援策の一環であるが、ここから更に子育て支援を進めていくために、どのようなことを考えているかとの質疑があり、理事者からは、子ども医療費の助成に係る制度のあり方については、新総合計画策定の中で議論していきたいとの答弁がありました。

これに対して委員からは、制度だけではなく、子ども視点での子育て支援をどのように考えていくのか、また、その中で子ども医療費助成がどういった位置づけになるのかをしっかりと考えた上で新総合計画の策定をしてもらいたいとの意見がありました。

議案第7号 四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部改正につきましては、国による幼児教育・保育に係る利用者負担額を無償化する方針に伴い、本市においても当条例における利用者負担額の規定を変更しようとするものであり、別段、質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました2議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。平成30年度第3回四日市市社会福祉協議会理事会、令和元年度第1回四日市市社会福祉協議会理事会および令和元年度第1回四日市市民生委員推薦会について調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

決算常任委員会教育民生分科会長報告（令和元年8月定例会月議会）

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第19号

平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

【教育委員会・経過】

≪ 歳出第10款教育費 第1項教育総務費 ≫

自然教室事業費について

Q：自然教室事業について、平成30年度から中学校1年生は1泊2日になったが、保護者や生徒の感想など、どのように総括しているか。

A：生徒からは、1泊2日だが充実した自然体験活動ができたという意見も多かった一方で、兄や姉が2泊3日だったので、そのまま良かったという意見もある。アレルギーなど特性がある子どもの保護者からは1泊2日になったことで心配が減ったなどの意見があった。自然教室運営委員会でもこのような資料を出して検討をしているが、否定的意見はなかったので継続していく方針である。

Q：1泊2日になった理由として、以前の説明では、子どもが自宅から離れることによるストレスを軽減させるためというように記憶しているが、カリキュラムが主な理由なのか。

A：子どもたちにとっては1泊2日であれば参加しやすいという点とともに、カリキュラムの面からは、これまで2泊3日の3日目は子どもの体力的な問題で屋内での創作活動となることが多く、創作活動を少年自然の家で行う意味はどこにあるのかということも勘案した結果、1泊2日に集約した。これにより、時間が空いた部分については地域との連携活動に充てている。

（意見）自然教室事業は日常の学校生活では経験できない貴重な体験活動だと考えるので、より効果的なものにしてほしい。

途切れない指導・支援事業費について

論点整理シートNo.3参照。

学校業務サポート事業費について

Q：学校業務アシスタントについて、1日4時間配置で短時間勤務となるため人材確保に苦勞すると考えるが、どのように人材確保をしているか。

A：元教職員やPTA関係者、かつて学校で事務職員として勤務していた方など、何らかの形で学校教育に関わってきた人の応募が多い。一方、ハローワーク等で学校教育に興味を持って応募した人もいる。年齢層は比較的高いが、1日4時間という勤務形

態もあり子育て世代の方も若干いる。

Q：ハローワークで興味を持った人や子育て世代の方など、初めて学校教育に携わる人もいるとのことだが、学校ならではの注意点、コンプライアンス等の指導はどのように行っているか。

A：本年4月に学校業務アシスタント全員を集めた研修会を実施したほか、指導が必要な部分については教育委員会から学校に伝え、学校管理職から直接指導している。

Q：部活動協力員の配置目的について、教職員の業務負担軽減も重要だが、部活動も学校教育の一環であることから、部活動指導をしっかりと行うという部分を主目的とすべきではないか。

A：部活動協力員や部活動指導員の役割等も含めて研究をしていきたい。

特別支援教育介助員費、特別支援教育推進事業費・多文化共生教育推進事業費について

Q：医療的ケアが必要な児童に対する看護師配置事業については、特別支援教育介助員費に含まれているが、これを切り離して国の事業の対象にするということを今後進められないのか。

A：県内他市で国の事業対象になっている例があるので、三重県教育委員会と協議し、本市も来年度は国の事業対象となるよう要望をしてきた。これから制度設計に向けてしっかりと進めていきたい。

（意見）訪問看護ステーションや医療機関との連携についても合わせて研究しながらしっかりとサポートできる体制を構築してもらいたい。

Q：新聞報道によると、全国的な傾向として外国人生徒が特別支援学級に所属している割合は日本人生徒と比較しても多いとのことである。日本語ができないという理由で特別支援学級に入れられることもあると聞くが、四日市市の実態はどうか。

A：通常の学級から特別支援学級に転籍する際には、学校でも十分に子どもの状況を観察し校内委員会でも検討する。また、地域特別支援教育コーディネーターが観察をし、更に教育支援課職員が観察するなど、何重にも観察を行って判断しており、日本語ができないという理由だけで特別支援学級に入れるということはない。

（議員間討議 ※外国人生徒が特別支援学級に所属している割合、外国人生徒に対する日本語教育について）

- ・外国人生徒が特別支援学級に所属している割合について、日本人生徒と比較して多いことは大きな問題である。また、全国的にも日本語をしっかりと教える体制ができていない部分に問題がある。
- ・結果として外国人生徒が特別支援学級に所属している割合が日本人に比べて多いのだから、その原因をもう一度洗い出すべきである。
- ・外国人の特別支援学級への入級判断について、習慣や文化の違いが判断につながっている可能性も考慮し広い視点で見えていくべきである。
- ・特別支援学級における外国人の状況については、詳細を確認したうえで、予算拡充等の方向性を出していくべきである。
- ・笹川地区では日本語指導はボランティアが熱心にやっているの、そこに対する支援

を厚くしてほしい。また、子どもの日本語習得については保護者にも問題があり、例えば日本で永住するか、将来帰国するか、それとも決まっていないかという分け方をした場合、帰国もしくは決まっていないと考えている保護者は子どもに日本語を習得させるという意識が薄い。教育委員会だけでなく関係部局間で連携し保護者の意識改革をしていくことが同時に必要である。

- ・他の外国人集住都市では、外国人の労働先企業が地域貢献のために日本語教育に対する資金的支援をかなりやっている。四日市市在住の外国人は近隣市の企業に勤めていることが多いので、これらの企業に対して資金援助等の働きかけを行い、日本語指導のための資金拡充をしていくべきである。
- ・近隣市の企業に働きかけても企業はなかなか負担しないと思う。教育委員会だけではなく政策推進部などと連携して企業に負担してもらえる仕組みをつくらないと難しいのではないかと。
- ・日本語教育と同時に、小さい時から日本の文化、風土、マナーも教えていかないと地域とコミュニケーションが取れなくなってくる。
- ・今後学校における外国人の比率が8割、9割になってくれば、無理に日本人と共学させるよりも外国人学校としていくほうがスムーズになるという見方もあるのではないかと。
- ・私立は外国人学校にできるが公立では法的な関係で外国人学校に変えるのは難しいのではないかと。また、学校における外国人の割合は笹川地区でも全体の4分の1程度である。
- ・四日市市在住の外国人は貴重な人材であり、将来的に四日市市で頑張ってもらいたいという思いで地域やボランティアも活動している。
- ・外国人学校に勤務する教職員の話によると、外国人学校では日本人の友達ができないので、日本で生活するモチベーションが下がる生徒もいるという。一方で笹川の小学校を視察した際には、日本人の子どもが外国人の子どもに日本語を教えている姿が見られ感心したので、外国人の子どもたちにとっては共学の方がよいのではないかと考える。

人権教育指導者・リーダー育成充実事業費について

Q：学校における人権教育の推進について、教職員の中に人権問題の原点に関する知識に乏しい人が増えている。学校教育の中で子どもに正しい人権教育をしていくこと、また、古い人権知識のままに大人に対しても歴史的経緯も含めた正しい知識を広めていく必要がある。そのためには教育する先生が再認識する必要があるため、来期の予算についてもその点を意識すべきである。

A：人権教育については、子どもが主体となる人権学習の充実、教職員の研修の充実・資質向上、地域とともに進める人権教育の3本柱で行っている。教職員の資質向上については、学校人権教育リーダー育成研修や様々な人権研修会も行っているが、教職員の年齢構成も変わってきているので、研修会の中身を精査するなど更なる教職員の資質向上に努めたい。

（意見）例えば地域の人による間違っただ話に対しても、それは違うと堂々と言えるぐ

らの知識を持ってもらいたい。また、地域の周辺の人が差別するから差別は生まれるという基礎をわかっている人が少ない。上辺をなぞるだけの知識では本質が薄れていくので、教職員含め、人権リーダーといわれる人にはその部分をしっかり認識してもらいたい。

学校行事における熱中症対策等について

Q：運動会・体育祭といった学校行事の日程については地域行事との調整も重要だと理解するが、子どもたちの熱中症対策という一番の目的からすると、重大なことが起こったらどう責任をとるのか。教育委員会が主となって開催時期を変更し、市内一律の日で運動会・体育祭を開催すべきなのではないか。

A：運動会・体育祭の開催日程については、地域行事等の兼ね合いもあり、地域と相談しながら校長が決定しており、より適切な時期を地域の実情も踏まえて調整していきたい。熱中症予防については、熱中症予防対策マニュアルを作り、予防の徹底や不調を訴えたときの早急な対応を行っている。

（意見）気候変動もある中、熱中症対策は事前予防が重要なので、教育委員会が主となって思い切った判断をしていくべき。

（意見）開催日程については、校長が地域の状況をきちんと把握した上で決定しているものである。学校や教育委員会の独断で決めると、地域からの反発も予想される。

部活動のあり方について

Q：「平成 31 年度四日市市部活動ガイドライン」の意義は、部活動によって子どもをどう教育するかだと考えるが、同ガイドラインの「はじめに」を見ると教職員の時間確保のためのガイドラインにしか見えないのではないか。

A：教育現場で一番問題となっているのは教職員の時間外勤務の多さである。そのため、ガイドラインの「はじめに」の前段に日本全体の課題、四日市市の課題、それを解決していくことが子どもの部活動の充実にもつながるという趣旨の記載をしている。

Q：「静岡市立中学校部活動ガイドライン策定の趣旨」では、最初に部活動の意義を据えている。本市の部活動ガイドラインと内容は同じだが、主と副が逆転している。四日市市の子どもたちのことを第一に考えて、このように改善していくべきではないか。

A：部活動充実のために教職員がどう働いていけばよいか、また、部活動協力員をどのように配置していくか等含め今後検討していきたい。

Q：小学校 4、5 年生で運動する子としない子が分かれるといわれる中で、スポーツに親しめる環境をつくるのが義務教育の役割だと考える。そのためには、現在学校で活動していない種目の部活動に部活動協力員を配置するなど、選択肢を広げてあげることも重要だと考える。

A：部活動ガイドライン、部活動協力員については、改めて部活動検討会議等で今後の部活動の充実について検討していく。その際に人材の確保を含めた制度設計の研究を引き続き行っていく。

Q：部活動について、学校内だけで団体競技の人数が揃うところは限られると考えると、今後は校外や地域のクラブ活動が主になっていくのではないかと思う。校内外に関わ

らず、子どもがやりたい種目をできるようにするための計画等の立案を早いうちにお願ひしたい。

A：学校だけで子どものニーズを満たすのは難しくなっていると思う。今後はスポーツ・国体推進部等とも協議しながらしっかり考えていかなければならないと考える。

（意見）四日市市の公立学校における働き方改革取組方針だけではなく、部活動協力員を含む部活動のあり方についても合わせて検討していくべきである。

Q：部活動の設置・廃部は各学校の判断で行っているが、教育委員会が主となって、市内の子どもの状況や地域の実情等を踏まえ全市的な視点で設置・廃部をしてほしい。

A：設置・廃部については学校長が総合的に判断すべきだと考えているが、教育委員会としても学校が廃部を含めた検討をする際は様々な点について留意すべきと考える。部活動検討委員会で議論し適切な部活動の設置に向けて、各学校の取り組みが円滑に行われるよう道筋を示すなどの支援をしていきたい。

《 歳出第 10 款教育費 第 2 項小学校費 》

《 歳出第 10 款教育費 第 3 項中学校費 》

事実関係の確認等に関する質疑が行われた。

《 歳出第 10 款教育費 第 4 項幼稚園費 》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《 歳出第 10 款教育費 第 5 項社会教育費 》

図書資料整備費、図書館運営費について

Q：読書バリアフリー法に合わせて、図書館協議会で障害者への対応についても議論してほしい。

A：視覚障害者の図書館利用要綱を今年度改正したが、改正の際には図書館協議会において議題として意見等をいただいている。

（意見）市立図書館の環境整備について、ベランダや庭の有効的活用も検討してほしい。

【健康福祉部・経過】

《 歳出第 3 款民生費 第 1 項社会福祉費 》

ねたきり等老人対策事業費について

Q：平成 30 年度における在宅介護支援センターの対応状況について、昨年度の実績をどのように分析しているか。

A：複雑な対応が必要なケースもあるので数字だけでは判断できない。訪問した数をカウントするのだが、センターのなかにはまとめて1件として上げてくるところがあるので直接訪ねて指導していきたい。

(意見) まだまだ在宅介護支援センターの役割を知らない市民も多い。また実感として、支援センターによって対応が違う部分もある。各支援センターには、一律に公費を払っているのに温度差がないようしっかり指導指示してもらいたい。

(意見) 支援の隙間からこぼれ落ちてしまう人が無いようにきめ細かな目配りをしてもらいたい。また、初期の段階で認知症初期集中支援チームへつなぐことが重要な中で、在宅介護支援センターからつながるケースが多い。在宅介護支援センターの役割がますます大きくなってくると思うので、しっかりと管理をお願いしたい。

老人福祉センター管理運営費について

Q：老人福祉センターやあさけプラザには入浴施設があるが、入浴施設を行政が担っていくのかという部分についても考えてほしい。

A：入浴施設も、介護保険が始まり、デイサービス等の利用も可能となるなど、老人福祉センターは制度が出来た当時と情勢も変化しており、今後の方策を検討していきたい。

高齢者の自動車免許返納について

Q：免許の返納に関する啓発や考えていることはあるか。

A：免許返納については説得が難しい事案について地域包括支援センターが入って対応したケースもあるが、市内全ての家庭に行くことはできないので、大きな課題だと感じている。

(意見) 免許返納を行った人は特典があるが、もともと免許のない人は利益を受けられないケースがある。こういった部分にも注目し、広い意味での老人福祉の視点で関係部局とも連携すべきである。

(意見) 新しい対策や課題が出てくる中で、事業のスクラップ&ビルドをスピード感を持って実行すべきである。

《 歳出第3款民生費 第2項児童福祉費 》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《 歳出第3款民生費 第3項生活保護費 》

事実関係の確認等に関する質疑が行われた。

《 歳出第3款民生費 第4項災害救助費 》

《 歳出第3款民生費 第5項国民健康保険費 》

《 歳出第3款民生費 第6項介護保険費 》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《 歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費 》

健康づくり市民協働事業費、働く世代の健康づくり支援事業費、健康づくり啓発事業費について

Q：予防医療、健康づくりについてどのように考えているか。

A：健康づくり事業は、地域に浸透させ、健康づくりから介護予防につなげていくことが重要である。そのため、市が行っている教室だけでなく、地域のボランティアとともに活動を広め、さらに働く世代にも働きかけるという考え方のもと実施している。健康づくりの科学的根拠については、過去に国のモデル事業の実施や学識者の参画により、効果のあるやり方を展開している。

Q：市職員を含めた知識向上のための研修などは行っているか。

A：ボランティアには養成講座を行っているほか、市内の専門職向けに年2回講座を実施している。また市職員については国立保健医療科学院等への派遣研修等も行いスキルアップを図っている。

Q：健康運動指導士など新たな専門職を採用する予定はないか。

A：今後どういった人材が必要か見極めていきたい。

《 歳出第4款衛生費 第3項保健所費 》

犬猫避妊等手術費助成補助金について

論点整理シートNo.4参照。

《 歳出第10款教育費 第1項教育総務費 》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《 国民健康保険特別会計 》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《 介護保険特別会計 》

認知症初期集中支援チームについて

Q：相談件数が昨年と比較して大きな変化がなく、認知症初期集中支援チームがまだまだ認識されていないと感じる。啓発や周知の課題についてどう考えているか。

A：様々な機会以案内しているし、わからなければまずは市へ連絡をしてもらおうという啓発をしているが、もう少し積極的に啓発していきたい。

（意見）認知症初期の対応が重要である中で、せっかくの専門家チームなので活用してもらいたい。

《 後期高齢者医療特別会計 》

別段の質疑、及び意見はなかった。

【こども未来部・経過】

《 歳出第3款民生費 第1項社会福祉費 》

子ども医療費助成事業について

Q：子ども医療費助成にかかる今後の考え方は。

A：病院に行きやすくなり病気の早期発見に寄与するものだと考えるが、不必要な受診とならないよう適切な受診の啓発とともに、保護者からの相談対応についても大切にしたい。

Q：子育てするなら四日市というならば、他市でも導入が進んでいる窓口負担無料化だけでなく、薬剤の副作用等に関する保護者への正確な情報提供等も必要である。行政の中ではその部分を保健師が担うのだから、これらの情報や知識をより高めていくことが重要だと考えるがどうか。

A：保健師の能力向上については、研修会等で情報共有を図りながら進めていきたい。

不妊治療費助成事業について

Q：不妊治療費助成事業の増額や拡充についてどう考えているか。

A：所得制限の撤廃や1人当たりの助成回数も含め考えていきたい。

《 歳出第3款民生費 第2項児童福祉費 》

子育て支援センター管理運営費について

Q：認定こども園化した際に子育て支援センターを併設しているが、そこまでの必要はあるのか。

A：これまでは身近なところに子育て支援センターを設置していくという考え方で、現在は20カ所設置されている状況である。認定こども園化する際は子育て支援機能の付加が必須になるが、今後は子育て支援センターという形で子育て支援機能を付加するかどうかは検討する必要がある。

Q：子育て支援センターについて、単独型と併設型で機能の差別化はされているのか。

A：単独型は、子育てコンシェルジュのほか、併設型より多くの保育士を配置している。また、元々廃園になった施設であるので園庭やホールのほか複数の支援室を使用することができるため、発達に関する個別相談にも対応しやすいことなど、併設型とは違った機能を持たせている。

児童福祉一般事業費について

Q：児童虐待の疑いのある対象者が本市に転入してきた際に、その情報をどのように把握するのか。

A：前住地の自治体で管理していたケースである場合は、転入の際に前住地の自治体から連絡を受けるが、そこから情報が無い場合は把握できない。しかし、対象者が学校等に所属した際に、学校等が虐待の可能性に気づき、情報として上がってくることはある。また、転入後に虐待等が判明した場合は、前住地の自治体に虐待等の事例がなかったかを確認をしている。

Q：本市で管理中のケースが転出する場合、転出先の対応に不安を感じることはあった

か。

A：ケースごとに本市から転出先に対応状況を確認するが、その際に、考えていた対応と違う場合がある。その場合は本市での対応状況や理由を説明した上で、このように対応してもらえないかと依頼することがある。

Q：児童相談所が一時保護しない場合、その後どう対応するのか。

A：どれだけ緊急性があるかがきちんと児童相談所に伝わっているかが大切であり、場合によっては家庭児童相談室から児童相談所に説明する。ただし、説明を行っても児童相談所の判断で一時保護等の対応は必要ないとなる場合もあるので、その際はショートステイなどを進めている。また、親子面接をして、どうしていきべきかを分析し対応方法を考えていく。

（意見）児童相談所との認識差が事件や問題になるケースもあるので、家庭児童相談室や青少年育成室と児童相談所の考え方のすり合わせや連携をしっかりと行ってほしい。

（意見）家庭児童相談室の人員配置についても十分見極め、必要であれば増員等の検討をしてもらいたい。

Q：児童虐待防止対策事業について、平成30年度の虐待対応事案件数が平成26年度と比較して約2倍となっているが、その対策をどのように考えているか。

A：子ども家庭総合支援拠点を設置するなど、専門職を含む人員体制の強化に努め、在宅支援を中心とした、より専門的な相談への対応や、調査・訪問等による継続的な支援の充実を図っていききたい。

Q：虐待対応については家庭訪問をしていくことが重要であるが、そのためにはマンパワーを増やしていく必要があるがどう考えているか。

A：現在策定を進めている新総合計画の中にも子ども家庭総合支援拠点の早期の設置を掲げているが、そのためには心理職職員の増強が必要だと考えている。家庭訪問をしていくことが虐待対応の基本であるので、この拠点を早期に設置し体制を整えたい。

Q：虐待対応事案件数の中で、鎮静化したと判断できず、引き続き対応が必要と考えられるとして次年度継続となるケースが半数を占めているが、この部分が事故につながるおそれがあるので、それに対する対策を行うべきではないか。

A：拠点の設置は、来年度を一つの目標として進めていきたいと考えているが、心理職職員が重要になってくるのでスピード感を持って対応していきたい。

（意見）単なる人員体制の強化ではなく、即戦力となる人材を厚遇で採用していくなど、真剣に検討してほしい。

保育士の処遇改善について

論点整理シートNo. 5参照。

＜ 歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費 ＞

予防接種事業費について

Q：子宮頸がんワクチン定期予防接種について、副反応の問題が顕在化してから、本市でも積極的な勧奨をしていない。実績としても非常に低い結果である。接種については本人や保護者が判断することだが、公費助成があるという情報自体は、特に最後の

接種機会となる高校一年生については、周知していくべきだと思うが、どう考えているか。

A：接種を希望する人には、医師とも相談の上で判断するように説明している。その他の対象者に関しては、積極的な接種勧奨ということではなく、子宮頸がんワクチンが定期予防接種であるということを知っていただくために、例えば 11 歳、12 歳で行う二種混合ワクチン予防接種の案内にあわせて、周知することを考えている。

Q：胃がんや子宮頸がん検診は健康福祉部、子宮頸がんワクチンの定期予防接種はこども未来部と所管が分かれているが、予防と検診は大きく関連しており、本来決算審査についても一体で行うべきものであるから、現状を考え直してほしい。

A：健康福祉部長と協議したい。

《 歳出第 10 款教育費 第 1 項教育総務費 》

園づくり支援事業費について

Q：公立幼稚園の今後のあり方についてどう考えているか。

A：公立幼稚園適正化計画に沿って検討していく。公立幼稚園の園児数減少が予想される中、適切な集団での教育が困難な園については認定こども園においてその役割を保障していきたい。

（意見）認定こども園について、従来保育園に通わせていた保護者は、保育に合わせて幼児教育的なことも付加されるため大きく反対しないが、逆に幼稚園に通わせていた保護者からすると、きちんと幼児教育をしてほしいという気持ちで通わせていたのに、認定こども園という形で、保育も幼児教育も混同されてしまうことに懸念を感じている。本市は幼児教育を選べる選択、保育を選べる選択ができるというのが特徴だったのだから、その権利は残していくべきである。また、私立幼稚園が各地区にあるならいいが、公立幼稚園しかない地区もある。その私立幼稚園も金銭的に可能な家庭しか通わせられないことを認識すべきである。

（意見）公立幼稚園については、ニーズがあれば残せばいいし、なければ市内の地域性を考慮してある程度集約していけばいいと考える。その中で、1 園 15 人程度となると年間約 2,000 万円程度の赤字が発生するため、今の子供たちにそれを将来負担させるのかという問題もある。また、今年 10 月からの幼児教育・保育の無償化によって私立幼稚園も満 3 歳児から無償化されることを考えると、これまで以上に公立幼稚園から私立幼稚園へ流れていくことが想定される中で、将来を見据えて検討していくことが重要である。個人的には、例えば集約され空いた公立幼稚園を保育園に転換していくことが一番いいと考える。

《 歳出第 10 款教育費 第 4 項幼稚園費 》

《 歳出第 10 款教育費 第 5 項社会教育費 》

別段の質疑、及び意見はなかった。

こども未来部決算全般について

（討論）平成 30 年度の決算を受けて、何の対策を行ったかが明確になっていないので、

当該決算は不認定とすべきである。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、一般会計 歳出第3款民生費 第1項社会福祉費 第2項児童福祉費 第4款衛生費 第1項保健衛生費 第10款教育費 第1項教育総務費 第4項幼稚園費 第5項社会教育費（いずれもこども未来部所管部分）については、賛成多数により、その他の部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項については、論点整理シートのとおりです。

これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

予算常任委員会教育民生分科会長報告（令和元年8月定例会議会）

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第23号

令和元年度四日市市一般会計補正予算（第4号）について

【教育委員会・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

◀ 歳出第10款教育費 第2項小学校費 ▶

別段の質疑、及び意見はなかった。

◀ 歳出第10款教育費 第3項中学校費 ▶

第2条 債務負担行為の補正

大規模改修事業費（中学校）、受入校その他施設整備費（中学校給食）について

Q：朝明中学校の大規模改修について、南校舎から屋内運動場に接続する渡り廊下はバリアフリーとなるのか。

A：今回の改修工事で南校舎2階と屋内運動場の段差を解消する。南校舎から屋内運動場への移動については、校舎1階から2階へは階段昇降機を使用し、2階から渡り廊下を通じて屋内運動場に行くことができるようになる。

Q：朝明中学校の昇降口は現在屋外にあり、冬場は寒いと聞いているがどうなるのか。

A：現在屋外にあり、その間を車両が通れるようになっているため、今回の改修で歩車分離をするとともに、昇降口の屋内化を行う。

【健康福祉部・経過】

第2条 債務負担行為の補正

集団がん検診等事業業務委託費について

Q：巡回検診バスにおける子宮頸がん検診について、女性医師確保の努力をしてもらいたいかどうか。

A：委託事業者には毎年依頼している。医師の確保という点で難しいところがあるが、できるだけ女性医師が対応できるよう働きかけていきたい。

（意見）難しい状況であることは承知しているが、担当部局がその意識を持つことが大事である。引き続き努力をお願いしたい。

【こども未来部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

≪ 歳出第3款民生費 第2項児童福祉費 ≫

第2条 債務負担行為の補正

認定こども園整備事業費について

Q：楠認定こども園の設備面について、2階増築部分の廊下が外廊下になるため、安全対策や災害対策上問題があるのではないかとこの地域の声もあるが、具体的にどのような手法を取るのか。

A：検討委員会でも外廊下を内廊下にしてほしいという意見をもらっているが、大前提として認定こども園整備については、既存施設の有効利用を図りながら整備していくこととしている。今回の改修については、楠北幼稚園の施設を生かしながら整備していくこととしており、同幼稚園が外廊下であるため、形状に連続性を持たせるために外廊下としている。地域が内廊下を求める理由は、雨風を防ぐためであるので、検討委員会の場やその他の話し合いによって、雨よけカーテンを設置する方向で設計を進めている。

Q：既存施設の有効活用はわかるが、大事なのは安全確保の視点である。地域で理解を得られているならいいが、これから認定こども園化が進んでいく中で同様の問題が出てくる可能性もあるので、今後も安全性を確保した上で進めてもらいたいだろうか。

A：検討委員会等の話し合いの場で地域の理解も得て進めているが、子ども達が安全に園生活を送れることを主眼に置き、今後も進めていきたい。

Q：認定こども園整備について、原則は既存施設の有効活用で行うというが、例えば神前認定こども園については、併設されている神前保育園と神前幼稚園のうち、幼稚園を取り壊す計画である。原則に一貫性がないのではないか。

A：神前認定こども園については、神前保育園を有効活用し増築することに伴って両園の間に通っている神前小学校の通学路を南側に移設する関係で、結果的に幼稚園舎を撤去していくことになるが、一体的な園舎、園庭利用が最善だと判断したためにこのような計画となっている。

Q：楠地区では原則でやっておきながら神前地区では原則から外れている。議会としても予算を判断していく中で地域の声は重要な判断材料になるのだから、今回のように地域から内廊下でやってほしいという意見があるならば、議会に報告すべきである。

A：楠地区では内廊下にしてほしいとの意見もあったが、話し合いの経過も踏まえて外廊下としている。

Q：令和3年4月開園に間に合わないから外廊下にするという論法で地元を押しえつけ、それをもって地元の合意を得られたとして補正予算を上程することは看過できない。今なら内廊下への変更も十分可能なのではないか。

A：構造計算など根本からの設計変更になるため、令和3年4月開園に間に合わない。

Q：あたかも決定権が地域の検討委員会にあるようにして、そこで決定したことだからということで保護者等に納得させようとする地域の中で必ず軋轢が生じる。それならば行政が一義的に責任を持った上で調整し、聞き入れる部分は聞き入れるべきであ

る。

A：楠認定こども園についても検討委員会でやり取りをしてきたが、その中で要望を受け、実際に設計に反映するところもある。さまざま検討する中で、結果的に内廊下については見送ることになった。

(討論) 検討委員会など、地域に決定権を持たせてしまうと必ず軋轢が生まれてしまい、今回の内廊下のような問題が出る。行政が主体的な責任を持って地域合意を得ていくべきであり、議案上程する上での地域合意の取り方に問題があると考えるので、当補正予算に反対する。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、議案第23号 令和元年度四日市市一般会計補正予算(第4号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第2項児童福祉費、及び第2条債務負担行為の補正のうち、楠地区認定こども園整備工事費、楠地区認定こども園整備工事監理業務委託費、楠小学校敷地内倉庫ほか周辺整備工事費については、賛成多数により、その他の部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第2項児童福祉費、及び第2条債務負担行為の補正のうち、楠地区認定こども園整備工事費、楠地区認定こども園整備工事監理業務委託費、楠小学校敷地内倉庫ほか周辺整備工事費について、附帯決議を付すべきものとして全体会において審査すべきとの意見があり、これを諮ったところ、賛成多数により、全体会に送ることと決しました。

これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

教育民生常任委員会委員長報告（令和元年8月定例会月議会）

教育民生常任委員会に付託されました、議案第32号 四日市市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

本件については、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、関係する規定を整備しようとするものであり、別段、質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました議案につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。令和元年度第2回四日市市社会福祉協議会理事会、令和元年度第2回ないし第3回四日市市民生委員推薦会、令和元年度第1回四日市市障害者施策推進協議会、令和元年度第1回四日市市青少年問題協議会、令和元年度第1回エスペランス四日市運営協議会について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

【請願（審査の経過と結果）】

教育民生常任委員会に付託されました請願第1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について、ないし請願第4号 防災対策の充実を求める意見書の提出についての4件につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

本請願4件につきましては、請願者から趣旨説明の申出がありました。これに対し、当委員会では、9月5日に委員会を開催し、審査に先立ち、請願者の趣旨説明の機会を設けることを決定いたしました。

請願第1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出につきましては、請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である「無償制」、「機会均等」、「教育水準の維持向上」を国が責任をもって支える制度である。教材費等は昭和60年に国庫負担の対象外となって以降、一般財源の措置のみであり、学校におけるICT環境の整備状況など、教育環境整備の面で地域間格差を生じさせている一つの要因だと考えられる。地方分権に伴って各自治体の裁量による特色のある教育施策が行われることは大切だが、その根本を支える制度や予算措置については地域間格差が生じないよう国の積極的な関与が必要である。また、そのことが、四日市市及び全国の教育の発展とすべての子どもの幸せにつながるものだと考える。

以上の理由から、義務教育費国庫負担制度が充実され、国の責務として必要な財源が確保されるよう意見書を提出してほしいとのことでした。

次に、請願者に対する質疑において、委員からは、ICT環境の整備状況について、三重県や四日市市における教育コンピューター1台当たりの生徒数や普通教室におけるLAN環境の整備率等は把握しているかとの質疑があり、請願者からは、平成30年3月時点で、三重県における教育コンピューター1台当たりの生徒数は、5.8人であり、全国平均の5.6人より若干上回っている状況である。また、LAN環境整備率については、三重県の平均は29.2%であり全国平均は34.5%である。一方、四日市市に関するデータは把握していないが、本市ではすでにタブレット端末が導入されているのでLAN環境についても整備されているものと認識しているとの説明がありました。

また、他の委員からは、教材費については、昭和60年に国庫負担から一般財源化されたが、その際に減額されずに同額が自治体に入ってきており、なぜ国庫負担でなければならないのかとの質疑があり、請願者からは、一般財源化されると、自治体の財政状況等によっては、全額を教材費として支出しない場合があり、それが結果的に教育環境格差を生むことにつながるとの説明がありました。

これに対して、委員からは、教育環境格差が実際に生徒の成績に影響を及ぼしているなどの実態はあるかとの質疑があり、請願者からは、成績等と関連するような実態はないが、例えば図書費が一般財源化されたことに伴い、文部科学省が求めている図書冊数を満たせていない自治体があることは把握しているとの説明がありました。

また、委員からは、東京都の公費負担は秋田県の約6倍であるが、全国学力学習状況調査の結果は秋田県の方がはるかに良い。よって、公費負担格差よりも、それ以外で学習結果に影響する部分があるのではないかとの質疑があり、請願者からは、工夫によって学力を向上させることも重要だが、教育環境整備を行うことで、更に底上げできると考えているとの説明がありました。

また、委員からは、願意は、国庫負担金の対象範囲の拡充か負担比率の引き上げなのか、どちらかとの質疑があり、請願者からは、国庫負担金の対象範囲の拡充が主願意であるが、思いとしては負担比率の引き上げも含んでいるとの説明がありました。

また、他の委員からは、今回の請願は全国の市町村で出されているのかとの質疑があり、請願者からは、全国の自治体でも行われているが、すべての自治体ではないとの説明がありました。

次に、理事者からは、今年度の本市における教育コンピューター1台当たりの生徒数は、5.0人であり、普通教室の無線LAN整備率については、23.2%となっているとの補足説明がありました。

次に、討論におきまして、委員からは、教材費等について従来の国庫負担から一般財源化され、各自治体の裁量に任されたことが教育環境格差につながっているとのことだが、各都道府県の負担金額の割合と生徒の成績結果との因果関係が証明されていない。また、教育環境を充実させるため、教材費の拡充を求めるといふ請願内容であれば理解できるが、国庫負担制度は教職員の人件費を対象とするものであり、その範囲を拡充するとなると制度趣旨にそぐわない。よって、

本請願の採択には反対するとの意見がありました。

また、他の委員からは、教育分野では他にもっと重要な課題があると考えるので、本請願の採択には反対するとの意見がありました。

また、他の委員からは、ICTやLAN環境などの教育環境整備は本来国庫負担で行われるべきと考えるので、本請願の採択に賛成するとの意見がありました。

以上の経過ののち、当委員会において採決を行ったところ、請願第1号につきましては、賛成多数により採択すべきものと決した次第であります。

請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出につきまして、請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

子どもたちの「豊かな学び」を実現するためには教職員定数の改善が最も重要な環境整備の一つである。四日市市では小学校1年生及び中学校1年生における30人以下学級の編制や、「学校業務アシスタント」、「部活動協力員」の導入によって、教職員が子どもと向き合う時間の確保にも積極的に取り組んでいる。

これらは、本来国の施策として行われるものであるが、国による教職員定数改善計画は、第7次計画を最後に策定されていない。また、日本の教育機関に対する公財政支出は対GDP比約4.1%で、OECD加盟国平均の5.0%に及んでいない。公財政として措置される教育予算を拡充し、教育条件整備を進めていくことが、山積する教育課題への解決へとつながり、子どもたちの「豊かな学び」を保障することにつな

がると考える。

以上の理由から、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書を提出してほしいとのことでした。

次に、請願者に対する質疑において、委員からは、願意は教職員定数の増加を求めることかとの質疑があり、請願者からは、生徒一人一人を見ていくためには、例えば1学級30人と40人では明らかに差があるので、国に教職員定数改善計画の策定を要望し、教職員定数の増加を求めるものであるとの説明がありました。

次に、理事者に対する質疑において、委員からは、国において教職員定数改善計画が第7次以降策定されていない理由は把握しているかとの質疑があり、理事者からは、市教育委員会としても県教育委員会を通じて文部科学省へ教職員定数改善について要望を上げているが、文部科学省としては、定数改善に関する予算化を行っていないという実態がある。その理由としては、将来的な少子化と教職員定数との整合性について検討しているためと聞いているとの答弁がありました。

次に、討論におきまして、委員からは、今後5年間で出生数が約94万人減り、それに伴って学校のクラス数が2万1千クラス減るといわれる中で、現在の10クラスに18人の教職員加配を維持したとしても、教職員は3万7千人減が可能だとする財務省の調査がある。少子化の流れの中で重要なのは教職員の数ではなく質である。よって、本請願の採択には反対するとの意見がありました。

また、他の委員からは、教職員数が教育環境に与える影響はあると考えるが、それよりも教職員の質の問題だと考えるので、本請願の採択には反対するとの意見がありました。

また、他の委員からは、よりきめ細やかな教育のためには少人数学級が必要だと考える。現時点で教職員の職場環境が過酷な状況であり、教職員の質は当然重要であるが、充実した教育のためには教職員定数の増加も必要だと考えるので、本請願の採択には賛成するとの意見がありました。

以上の経過ののち、当委員会において採決を行ったところ、請願第2号につきましては、賛成多数により採択すべきものと決した次第であります。

請願第3号 子供の貧困対策の推進と就学・修学支援にかかわる制度の拡充を求める意見書の提出につきまして、請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

平成28年に厚生労働省が行った「国民生活基礎調査」によると、およそ子ども7人に1人の割合で貧困状態にあるとされており、貧困の連鎖を断ち切るための教育にかかる公的な支援は極めて重要であると考えます。また、日本の高等教育の授業料は国際比較でも高い国の一つとされている。希望するすべての生徒が安心して教育を受けられるためには就学・修学保障制度の拡充が必要であり、例えば、高等学校等就学支援金制度において、標準的な修業年限を超過した場合においても就学支援金の対象として経済的負担の軽減を図るなど、制度のさらなる緩和、拡充を求めていく必要がある。経済格差を教育格差に結び付けないため、全ての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進と就学・修学保障制度の拡充を図る必要がある。

以上の理由から、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援にかかわる制度の拡充を求める意見書を提出してほしい

とのことでした。

次に、請願者に対する質疑において、委員からは、生活保護家庭の生徒に対して、民間教育機関と連携した教育支援の仕組みがあることは把握しているかとの質疑があり、請願者からは、実際にそうした支援を受けている生徒もいるが十分ではないと考えているとの説明がありました。

これに対して委員からは、四日市市では生活保護家庭の生徒に対する教育支援の仕組みがあるものの、行政と現場の情報交換が上手くできていないように感じる。仕組みがあっても上手く機能しなければ意味がないとの意見がありました。

次に、討論におきまして、委員からは、予算の拡充ではなく今ある教育支援の改善が第一だと考えるので、本請願の採択には反対するとの意見がありました。

以上の経過ののち、当委員会において採決を行ったところ、請願第3号につきましては、賛成多数により採択すべきものと決した次第であります。

請願第4号 防災対策の充実を求める意見書の提出につきまして、請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

三重県内では、9割以上の公立学校が避難所指定を受けており、四日市市でも、全ての小中学校が指定避難所となる中で、施設の耐震化や計画的な修繕などが行われているが、学校にかかる防災関係施設や設備の設置率は各都道府県によってばらつきがあるのが現状である。学校、家庭、地域が連携して災害から子どもを守るため、過去の災害に学び、さらなる防災対策の充実が必要だと考える。

以上の理由から、防災対策の充実を求める意見書を提出してほしいとのことでした。

次に、請願者に対する質疑において、委員からは、過去の災害を見ても、教職員の判断によって子どもの安全が左右されたことがあった。また、平成31年4月の文部科学省「学校における労働安全衛生管理体制の整備のために」において、労働安全衛生管理体制が民間企業等と比較して遅れているとの指摘もある。そのような学校現場において、子どもの安全安心のためにはハード面の整備だけではなく、他にすべきこともあると感じるとの意見がありました。

次に、討論におきまして、委員からは、多忙な教育現場において、毎年形式的に請願や陳情を出すのではなく、その時間を教育課題の解決に充てるべきだと考えるので、本請願の採択には反対するとの意見がありました。

以上の経過により、当委員会において採決を行ったところ、請願第4号につきましては、賛成多数により採択すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会教育民生分科会長報告（令和元年 11 月定例月議会）

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 54 号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第 6 号）について

【健康福祉部・経過】

第 1 条歳入歳出予算の補正

《歳出第 3 款民生費 第 1 項社会福祉費》

民間社会福祉施設等整備助成事業費について

Q : 認知症高齢者の増加が予想される中でグループホーム等の需要が高まってくると考えるが、来年度に向けて、これらの特別養護老人ホーム、グループホーム、小規模多機能型居宅介護を増やしていく方針か。

A : 現在は、第 7 次四日市市介護保険事業計画に基づき、需要見込みを設定して施設整備を進めており、来年度に事業計画を改定するので、その中で改めて検討していきたい。

Q : 要介護 3 以上であることが特別養護老人ホームに入所できる要件であるが、状態が改善して要介護 3 でなくなった場合は、退所しなければならないのか。

A : 原則としては退所いただくが、認知症の度合い、家庭状況、経済状況等を加味して特例入所という制度を利用できる場合もある。ただ、介護度ごとに介護報酬が決まっているので、制度上、例えば要介護 3 から要介護 1 となった場合に、利用単価が下がるという実態はある。

Q : 施設が利用者の状況改善に貢献した場合に、インセンティブを出すなどの考えはないか。

A : 現行の介護保険制度の中では、施設に対するインセンティブのような制度はなく、今後の課題として研究していきたい。

Q : 高齢者向け施設には、国土交通省の所管のものや厚生労働省の所管のものがあり、どれが本市にとってより有益なのか判断が難しいが、もう一度どの事業を伸ばしていくことが良いのか、今までの流れで本当に良いのか考えるべきである。

A : 国土交通省の事業であろうが、厚生労働省の事業であろうが、利用する人の立場に立って考えなければならないことは同じである。サービス付き高齢者向け住宅や特別養護老人ホームなどの状況は以前と比べて大きく変わってきている。また、人材不足などの課題があることを念頭に置きながら、次期の介護保険事業計画、高齢者福祉計画の策定にあたらなければならないと考える。

(意見) 第 7 次四日市市介護保険事業計画に基づいて事業を進めていると思うが、どこかで立ち止まり、見直していく必要がある。そのためには、進め方について議会に対して説明する場を設けることも大切である。

《歳出第3款民生費 第6項介護保険費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

第3条債務負担行為の補正

子ども学習支援事業業務委託費について

Q：子ども学習支援事業業務委託費について、結果を見ると成果が上がっているが、教室数を増やしていくべきかどうかどのように考えているか。

A：昨年度は定員30人であり、若干断ったケースもあったので、今年度は定員を40人に増やしたが、現在、定員に達していない。学校の教師等とも情報交換し、何とか定員の40人を満たしたいと考えていたが、今年はそういった状況である。

来年度についても、対象となる中学生が減ることが予想されるが、40人の定員を維持したうえで、これを満たしていきたいと考えている。

Q：同事業は募集したら際限なく利用者が集まるというわけではないので、定員の枠を設けず、利用したい人をすべて受け入れる形が良いと考える。そういう考え方で予算計上をしてほしい。

A：同事業は中学3年生を優先的に受け入れるという考え方で始めてきたため、以前に断ったケースがあったが、そのあたりは、十分検討していきたい。

(意見) 事業の対象者は義務教育の生徒であるので、経済的な理由で教育内容に差が出ないようにすべきであり、予算の壁を設けるべきではない。不用額が生じれば減額補正すればよい。

Q：事業実績について、今年度は見込みより少なかったということだが、その理由は分析しているか。

A：保護者の理解が深まらないことが大きいと考えている。

Q：支援が必要な人が利用していないというところが問題点だと考える。家庭に対する意識付けという部分では、現在も教育委員会と連携して行っているのか。

A：事業の対象となる中学生の全家庭に対して、家庭訪問等によって事業の周知を行っている。

Q：事業を利用しない家庭にこそ、積極的に周知等を行っていく必要があると考えるので、教育委員会としっかり連携してほしい。

A：貧困の連鎖を断ち切るためには、この事業は極めて重要であるという認識を持っている。直接家庭と関わっているケースワーカーとも、同事業の重要性を共有しながら、今後もしっかりと、教育委員会と歩調を合わせて取り組んでいきたい。

(意見) 業務委託は単年度契約とのことだが、同じ支援員と継続的に顔を合わせてやっていくことが大切であるので、契約の際はそういった部分も考えてほしい。

また、居住地から通いやすくなるように教室数の増加についても考えてほしい。

【こども未来部・経過】

第1条歳入歳出予算の補正

《歳出第3款民生費 第2項児童福祉費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

第3条債務負担行為の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

【教育委員会・経過】

第1条歳入歳出予算の補正

《歳出第10款教育費 第5項社会教育費》

埋蔵文化財保護事業費について

Q：個人住宅建設地の発掘調査であるが、建築スケジュールが遅れることについては、理解は得られているか。

A：なるべく事業者の負担にならないよう早急に対応をしたいと考えており、事業者とは協議を行っている。

第3条債務負担行為の補正

桜台小学校校舎屋上防水事業費、三重北小学校校舎屋上防水事業費、三重西小学校校舎屋上防水事業費、桜中学校南校舎屋上防水事業費、西陵中学校南校舎屋上防水事業費について

Q：これらの事業について、全て改質アスファルトシート防水（断熱工法）となっているが、他の学校の既存校舎は断熱されているのか。

A：既存の校舎は防水のみだが、改修の際には断熱工法で施工している。

Q：各学校の施工面積と限度額を比較すると、それぞれで単価が異なっているがなぜか。

A：防水シートを施工するにあたって、学校によっては屋上の不陸調整を行う必要があるため、単価が異なっている。

議案第55号 令和元年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第58号 令和元年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

別段の質疑、及び意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、全体会において審査すべきとした項目はございませんでした。

これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

教育民生常任委員会委員長報告（令和元年11月定例会月議会）

教育民生常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 68 号 四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係する規定を整備しようとするものであります。

委員からは、本市の地域型保育事業所では、17 施設中 6 施設が連携施設を確保できていないとのことだが、連携施設を確保できない要因は何かとの質疑があり、理事者からは、連携施設との協力内容として、保育の内容に関する支援を行うことがあるが、例えば、連携施設側の保育士の状況等によっては協力や支援を行えず、結果的に連携できないことがあるという報告を受けているとの答弁がありました。

また、委員からは、連携施設は地域型保育事業所が独自に探すのかとの質疑があり、理事者からは、地域型保育事業所が独自に探すか、市としても連携先にかかる情報提供はしていきたいとの答弁がありました。

また、委員からは、今回の条例の一部改正によって、連携先を企業主導型保育施設とすることもできるが、本市における同施設の現状はどうかとの質疑があり、理事者からは、本市が把握している企業主導型保育施設は、市内に 8 施設あるが、その中で 3 歳以上児の受け入れが可能な 2 施設が連携対象になるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、連携先が見つからない理由は、連携先にメリットがないからであり、メリットがなければこれ以上進まないと考えるがどうかとの質疑があり、理事者からは、連携によるメリットが明白でないことも連携が進まない原因と考えている。地域型保育事業所と連携することによって、お互いのより良い保育につながるということになれば、それがメリットになると考えるが、制度的にわかりやすいメリットがあるかというとなかなか難しいとの答弁がありました。

また、委員からは、市がある程度間に入らないと連携は進まないと考える。例えば、こども未来部として連携先にいろいろな働きかけを行っていく必要がある。また、連携できないにかかわらず、小規模保育事業所が存続できるのかという課題もある。そういった部分のアドバイスやケアはできているかとの質疑があり、理事者からは、市としては双方の橋渡し役として、連携できていない小規模保育事業所の状況も把握しながら、例えば私立保育園等に対して連携にかかる話もしていきたいとの答弁がありました。

これに対して委員からは、連携できていない施設はこのまま連携できない可能性もあるし、事業自体が継続できなくなることも懸念されるので、そういった部分をケアしながら橋渡し役を担ってほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、「子育てするなら四日市」というならば、子育てに関する様々な情報をいち早くチェックしていくことが大切であり、イオンタウン四日市泊内の企業主導

型保育施設についても把握はしているかとの質疑があり、理事者からは、イオンゆめみらい保育園四日市泊については、定員 21 人で地域枠もあると聞いている。同施設は三重県に対して認可外保育施設の届出を行っているとのことなので、受理されれば、本市としても認可外保育施設として施設一覧に登録したいとの答弁がありました。

これに対して委員からは、こうした事例を把握しているのであれば、他の企業に対して同様の施設を設置できないかなどの誘導もできるし、それが市長の掲げる「子育てするなら四日市」にも繋がるので、アンテナを張ってしっかり情報収集し、市民にも正確に伝えていくべきであるとの意見がありました。

議案第 74 号 動産の取得につきましては、中学校防犯カメラを取得しようとするものであり、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第 79 号 工事請負契約の締結につきましては、川島小学校の北側法面の一部並びに東側法面の一部の崩落を防止するための整備を行うものであり、別段、質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました 3 議案については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務につい

てであります。令和元年度第4～7回四日市市民生委員推薦会、令和元年度第2回四日市市障害者施策推進協議会、令和元年度第1回及び第2回人権施策推進懇話会並びに令和元年度第1回同和行政推進審議会について調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

【 請願（審査の経過と結果） 】

教育民生常任委員会に付託されました請願第7号 ライフステージに沿った歯科保健を市民に啓蒙するため、健康増進法に基づく健康増進事業の一環として実施されてきた歯周病検診をより切れ目のない歯科検診とするため、対象年齢を20歳、30歳まで拡大するよう求めることにつきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託された請願につきましては、請願者から請願趣旨説明の申し出がありました。これに対し、当委員会では、12月4日に委員会を開催し、審査にあたり、請願者の趣旨説明の機会を設けることを決定いたしました。

請願第7号について、請願者からは、次のような請願趣旨の説明がなされました。

三重県下では妊婦歯科検診の必要性が指摘されている。歯周病検診の適用年齢を20歳、30歳に拡大することで、妊婦もしくは妊婦になりうる人だけでなく、父親になりうる人も検診対象とすることができる。

以上のような理由から、現在の歯周病検診の適用年齢を20歳、30歳までに拡大してほしいとのことでした。

次に、理事者からは、本市における歯周病検診（さわやか歯科検診）については、40歳、50歳、60歳、70歳の全市民を検診対象としている。また、検診料については500円であ

り、非課税世帯・国民健康保険加入者は無料である。

平成 30 年度の総受診率については 7.5%で、年齢別にみると年齢が高いほど検診受診率も高い。

また、平成 30 年度実績において、検診対象者は合計 1 万 7606 人であり、事業費は 527 万 3000 円であった。この実績をもとに 20 歳、30 歳まで検診対象を拡大した場合の事業費を概算すると、新たに約 200 万円が必要になるとの補足説明がありました。

次に、理事者に対する質疑において、委員からは、検診受診率は決して高い数字ではないが、どのように分析しているかとの質疑があり、理事者からは、受診率については指摘のとおり高い受診率とはいえない。対策については検診対象者への個人通知のほかに、他の検診のお知らせの中で歯周病検診の案内を掲載したり、企業に対しても、歯と口腔の健康週間に検診を受けてもらうよう周知を行っている。今後も受診率を上げていかなければならないという強い思いを持っているとの答弁がありました。

また、委員からは、20 歳、30 歳まで検診対象を拡大してほしいという請願内容についてどのように考えているか。そのほか、検診対象の拡大によって約 200 万円の事業費の増額が必要とのことだが、他事業とのバランスを考えたときに、増額することは現実的なのかとの質疑があり、理事者からは、歯周病検診については妊婦から継続して実施し、途切れのない支援を続けていくことが必要であり、非常に重要な事業だと認識している。また、事業費については、金額だけではなく健康づくり施策全体の中での優先順位やバランスを考える必要はあるが、今回の検診対象拡大についても検討に値するとの答弁がありました。

また、他の委員からは、検診受診率が低いことについては、周知のあり方に課題があるのではないかと考える。例えば、歯周病と糖尿病に関係性があるということも聞くので、そういったことも踏まえた啓発や周知をしてはどうかとの質疑があり、理事者からは、関心を持ってもらえるような周知の方法について検討していきたいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、他市と比較して検診受診率はどうか、検診受診率と歯周病罹患の相関性について把握しているか、との質疑があり、理事者からは、三重県内における各市の検診受診率については、数%から10数%である。検診受診率と歯周病罹患の相関性までは把握していないが、本市の場合、検診受診者の約7割が歯周病と診断されているので、検診はやはり必要だと考えているとの答弁がありました。

以上の経過ののち、当委員会において採決を行ったところ、請願第7号につきましては、別段異議なく採択すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会教育民生分科会長報告（令和2年2月定例会議会）

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第82号 令和2年度四日市市一般会計予算

【こども未来部・経過】

第1条 歳入歳出予算

《歳出第3款民生費 第1項社会福祉費》

子ども医療費について

Q : 子ども医療費の窓口無料化に伴うコンビニ受診についてどのように考えているか。

A : 不要不急であるかどうか、あるいは必要なものかという判断は非常に難しいが、不要不急であるものについては控えてほしいと考えている。逆に必要であれば、当然利用してもらうものである。

(意見) : 本当に必要な子供のみ無料化すべきである。無料化から有料化した他市事例も研究すべきである。

Q : 不要不急の判断をするために、例えば北海道では医師会と協力して相談窓口を設け、そこでまず相談するよう啓発している。本市でも窓口の導入について検討してはどうか。

A : 他市事例も参考に引き続き啓発に努めていきたい。

(意見) : 来年度より所得制限を廃止するということが、所得制限を設けることについても検討してほしい。

Q : 窓口負担無料化について対象を高校生まで拡大する余地はあるのか。

A : 高校生までの拡大については、全国的にもそういった動きがあるのは把握しているが、財源的な部分を含めて様子を見ていきたい。

Q : 窓口負担無料化を持続可能な制度にしていくためにも、どのような財政的見通しを立て拡大に踏み切ったのか確認したい。

A : 平成30年度に実施した未就学児に対する医療費助成の実績については、1年間で12.6%の伸びであった。それを踏まえて、令和2年度の見込みを立てた。中長期的な部分については、この1年間の実績をベースに将来的な医療費の見込みについて、財政部局とも協議を行った。

(意見) : これからもデータを取りつつ財政部局とすり合わせをしながら持続可能な事業としてほしい。また、対象範囲の拡大等の検討も行ってほしい。

《歳出第3款民生費 第2項児童福祉費》

保育士等人材確保事業について

Q : 幼稚園教諭についても給与の公私間格差是正についてしっかり取り組むべきではないか。

A：保育園だけではなく幼稚園の公私間格差についても課題と認識している。ただし、公私間格差の問題は他分野でも発生しているため、市全体の施策の中で検討していきたい。

使用済み紙おむつ回収事業について

Q：回収について、例えば、金曜日の早い時間に回収した場合、それ以降出たものは月曜日の回収になる。これが夏場になった場合は、悪臭等が発生する可能性もある。屋外に回収ボックスを設けるとのことだが、施錠は可能なのか。また、保育士が使用済みのおむつをその都度回収ボックスへ持っていくのか。そうした場合、その間は一時的に保育士が不在となることが考えられるが、リスク管理についてどう考えているか。

A：回収ボックスについては施錠可能なものを想定している。おむつの搬出については、保育士の過度な負担とならないよう、園長会等で現場の声を聞きながら検討していきたい。

Q：この事業によって保育士の負担が増えれば、ますます保育士不足に拍車をかける可能性があるので配慮してほしい。また、事業を行うにあたり保護者の方におむつの回収希望にかかるアンケートを行ったか。

A：アンケートについては実施していない。ただ、近年の市議会での一般質問、タウンミーティング、子ども・子育て会議といった場での要望、意見等を踏まえ市として検討した結果である。

Q：園で回収されると1日に何枚かえてもらったかわからないので、おむつを持ち帰りたいという声がかかなり多い。そもそもこの制度を導入している自治体は都市部において公共交通機関で送迎、通園させている保護者が、例えば電車の中で紙おむつを持って帰るのは負担が大きいだろうということでスタートした制度である。本市では基本的には自家用車で送迎している保護者が多い。

事業費についても通年で行うと約4000万円必要となるが、保育現場では教材費や遊具の補修にお金をかけてほしいという話もあるので、これらについて充実させた方が子供のためになると考えるがどうか。

A：おむつの持ち帰りについては、子供の健康状態を把握する手段の一つとして行ってもらっているが、本事業を実施するにあたっては、0から1歳児のところまでおむつ交換の記録を行うとともに、2歳児以降についても体調がすぐれないなどの場合、便の記録については今まで以上に注意を払って行うなど、保護者からの問い合わせに対応できるようにしていきたい。また、消耗品等の園経費については、例えば昨年度から予算を増額しているが、引き続き円滑な園運営ができるよう対応していきたい。

Q：園の遊具や教材費の充実はしっかり図ってほしい。おむつの回収については、持ち帰りたい保護者と回収してほしい保護者の両方がいるのであれば、受益者負担で回収するなどの対応はできないのか。

A：おむつ回収の受益者負担については、対象の77園の中に私立の保育園も含まれており、既に回収を行っている園もある。その中で有償とすると、もともと私立の保育園に通わせている保護者にとってはマイナスになることも踏まえる必要があるため、受益者負担は求めずに実施していきたいと考えている。

(意見)：子育てするなら四日市として様々な施策を行っているが、保護者に対してなのか、子供に対してなのかという視点を持ってもらいたいし、なぜおむつを持ち帰ってもらっているかを保護者にきちんと説明し理解してもらうことが大切である。その上で物理的に持ち帰ることが不可能などの事情がある場合は、受益者負担で処理するという考え方が筋だと考える。

Q：事業を税金で実施していく以上、どの程度の市民がその事業を望んでいるのかというデータがなければいけない。今からでもアンケート調査をすべきではないか。

A：確かに保護者アンケート等は行っていないが、タウンミーティング、子ども・子育て会議での議論等の中で、おむつ回収に関するニーズがあると判断をしている。

事業費を抑える手法等については、研究していきたい。

Q：タウンミーティングでの意見が多数意見とは限らない。だからこそアンケート等で正確な数を調査すべきだったのではないか。

A：新規事業を行う際に全てアンケートを取るのかということもある。市民ニーズ把握のためにアンケートを用いる場合も当然あるが、今回についてはタウンミーティング等での意見を参考に総合的に判断をしたものである。

Q：この事業の場合、不特定多数にサービスを行うものでもない。また、過剰な行政サービスとなる可能性もある。いずれにしろ、アンケートを行い実態調査すべきである。

A：市内の保育園の降園時間の折に、保育士から0から1歳児の保護者を中心に意向確認を行う。

(意見)：おむつ回収については異論もあるが、厚生労働省や学識経験者が、おむつを持ち帰ることについて衛生上の観点からふさわしくないと指摘している。基本にあるのは衛生上の観点であるので、その部分を十分考えてほしい。

Q：事業費について他市事例を確認した上での積算なのか。

A：おむつ回収事業については、今年6月から岐阜市が公立園20施設で実施しており、委託費は年度末までで約500万円ということを確認している。

Q：事業費については、岐阜市とも大きな開きがある。おむつを使用する園児数や回収区域の広さ等にも影響されると思うが、もう少し他市事例を研究し、回収方法等についても検討すべきではないか。

A：事業費については、一般廃棄物収集運搬業者への委託となるため環境部と相談した上で保育幼稚園課から2者に対して見積もりを依頼し、1者からは口頭で金額を聞き取り、もう1者からは見積書を提出してもらい、その上で積算している。

Q：2者から見積もったとのことだが、1者は口頭聞き取りであるなら、1者見積もりにならないか。行政手続き上の問題はないのか。

A：(財政課答弁) 書面での見積書が1者分ということで数字的に正しいのかというところについては、財政課としても当然検証が必要だということで、こども未来部からは他市事例として岐阜市の金額を確認した。しかし、かなり安い金額であったためその理由を確認したが、岐阜市がなぜこの金額なのかの分析までできないとの回答だった。

そのため、財政課で他市事例を調査したところ、名古屋市では令和2年度事業としてトータルで約1億3900万円とのことだった。ただし、名古屋市は園数が101カ所で回収車両台数等にも違いがある。そのため、この額なら正しいという金額を出すのが

難しいと判断し、新規事業ということもあり、確実に事業実施できるであろう見積書の金額が1番確からしい数字ということで予算査定を行った。

Q：今回の金額査定については、回収のルートや方法によって費用が変わることもあるので、そういった観点からも精査すべきだったのではないか。

A：(財政課答弁) 新規事業であり、ルート設定等、一つ一つの精査というところまで至っていない。

Q：紙おむつの1日当たりの回収量については、1日1960キロとして見積もりされているがその根拠は何か。

A：園との協議により、0から2歳児が1日に使用する概ねのおむつ枚数と園児数、施設数をもとに積算している。また、使用済みのおむつについては1枚150グラムで計算している。

Q：新規事業の場合、財政課としてはどのように予算査定しているのか。

A：(財政課答弁) 予算査定する際には、その根拠を明確化させるために複数見積もりをしたり、先進事例における事業費を確認することが基本である。今回もそういった方法で資料収集しているが、見積もりが口頭になったことや他市事例でも事業費に開きがあったため、今回書面で提出された見積書で査定するのが1番確からしいと考えた。今後も丁寧に積算根拠を出させて査定していくよう対応していきたい。

(意見)：紙おむつの回収については好意的に受け止めている保護者もいるので、その点は指摘したい。

Q：おむつ回収事業だけではなく、総論的な話として予算の積算があまいと感じる。特に来年度は新総合計画がスタートする年度であるのだから、将来的な展望や、数字的な根拠などの基本的なデータを踏まえた上で積算していくべきである。そういう意味で税金の使い方の効率が悪いし、財政折衝も緩くなったと感じるがどうか。

A：こども未来部として課題があったと認識している。決算あるいは再来年度の予算では、少しでも向上できるよう邁進していきたい。

(意見)：税金を扱う際には、自分のお金を使うのだという意識を持つべきである。自分のお金を使うのであれば効率的に使うはずである。

(以下、アンケート調査実施後の質疑)

Q：今回のアンケート結果はおむつを「回収してほしくない」が「回収してほしい」を上回った結果となり、思った以上に保護者の反対が多かった中で、この予算を認めることは議会の意義が問われる。反対する理由として圧倒的に多いのは、おむつ回収に4000万円をかけるのなら、園施設の修繕や遊具の購入に使ってほしいということであり、その点を把握できていなかったこども未来部に大きな責任があると思うがどうか。

A：タウンミーティングや子ども・子育て会議での意見のみでニーズがあると判断したことは率直に反省している。その上で、感染症のリスクも高まっている中で、少しでもそのリスクを減らす観点からも、おむつ回収は必要であるとの判断のもと予算執行をさせてもらいたいと考えている。

(意見)：アンケート結果が出てしまってからそのようなことを述べても遅い。深く反省してもらわないといけない。

(意見)：そもそも予算審議に入った時点でアンケートを取らなければならないと言われ、

慌ててアンケートを取ることがおかしいと思う。ましてやアンケートの聞き方にも問題がある。また、今年の4月から入園する0から1歳児の保護者や、これから出産される方の意見など何も反映されていない。このアンケートで判断するのはおかしい。

Q：このアンケート用紙は保護者に渡していないのか。

A：保育士にアンケート用紙を渡し、それをもとに保育士から保護者に聞き取り調査した。

Q：アンケート結果について、どちらでもいいという意見を述べた人もいると思うがどうか。また理由を言わなかった人も多かったのではないか。そして、複数回答可ということなので、すべてに丸を付けた人はそれぞれカウントされているのか。

A：どちらでもいいという人は数に含まれていない。理由については、複数答える人もいたし、理由を回答しなかった人もいる。

Q：どちらでもいいと答えた人はどれくらいいたのか。

A：集計していないが、聞き取りの中でメモとして控えている範囲では数名である。

(意見)：見積りの取り方などを含めてしっかりと政策が練られているか判断する中では問題が多く、意向確認もしておらず入り口のところで崩れている印象である。

(意見)：おむつ回収は子育て支援策の一つとしていい政策だと思っている。この時期にこのようなアンケートをとること自体がおかしいと思うし、このアンケートの取り方では全く納得がいかない。

(意見)：予算議案として上げる限り、最低限必要な情報、データ、数字というのは持っていなければならなかった。行政は事業を行おうとするときに、まず市民意見の把握をして、情報発信も行い、その上で有益な政策かを判断し議案として提案していくべきで、これが政策形成の過程である。その重要な過程が欠如している。

(意見)：アンケートの聞き方によって回答結果は変わってくる。アンケートが重要というが、それでは新しい政策をするとき全てアンケートをとるのか。アンケートの結果を見て全て判断していくのなら議会は不要である。

Q：こども未来部は再度しっかりとデータを集め、保護者負担軽減だけでなく、衛生管理の観点からも事業を行うことが必要であるという考え方を精査し、改めて分科会にも示してもらいたいと考えるがどうか。

A：おむつ回収のニーズ、それ以外の衛生面等の兼ね合いをしっかりとまとめていきたいと考えている。また、遊具改修など別のニーズもまとめた上で議会にも改めて相談していきたいと考えている。

(意見)：次のような付帯決議を付すべきものとして全体会審査に送ってはどうか。

「当事業の予算執行前に、衛生上の観点も含めて保護者のニーズを的確に捉えた上で、四日市市の施策として執行に当たること。また、保護者のニーズが大きくないと判断された時には、執行を停止すること。」

児童虐待防止対策事業費について

Q：性的虐待や身体的虐待については恒常的になっている部分もあるので、他の機関でしっかり対応するとか、専門の職員を雇うなどしないと対応が困難ではないか。

A：警察や児童相談所など関係機関との連携については、家庭児童相談室が中心となり、

今現在抱えているケースについての情報共有をしている。その中で案件に応じて、どの関係機関が中心となって対応するかなどの調整を行っている。

(意見)：児童虐待対応については、人員増や対応方法の工夫等によって対応件数ゼロを目指してやってほしい。

Q：児童虐待対応については、部局間で連携しているのか。

A：部局間の連携については、法律上、要保護児童対策地域協議会ということで、家庭児童相談室だけではなく自治会、民生委員、警察、児童相談所など、部局間以外も含めたネットワークがあり、そこを通して虐待案件の対応を行っている。

(意見)：他市事例について研究し、効果的な取り組みについては本市でも採用するなど検討してほしい。

Q：児童虐待防止対策について、子ども家庭総合支援拠点をしっかりと機能させていくことが大事である。また、児童相談所に寄せられる件数の大部分が四日市市内の事案ということから、三重県としても本市が中核市となった際に児童相談所を市で持つことを検討してほしいという思いがあると聞くがどう考えているか。

A：児童相談所については、新総合計画でも検討していくとしている。中核市として児童相談所を設置している他市事例を見ると人員等の体制構築がポイントとなるので、本市では、来年度に家庭児童相談室をこども家庭課として3名増員するが、3名の増加でよいのかということも含めてしっかり評価するなど、そういったことを積み重ねていきたい。

(意見)：人材確保が1番重要な事業であるので、先を見据えた人材育成も含めた取り組みを期待したい。

Q：家庭児童相談室における休日・夜間対応はどうなっているか。

A：休日・夜間対応については、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」を利用してもらうが、その上で家庭児童相談室が対応すべき案件の場合は、市の夜間対応窓口につながっていくので宿直から家庭児童相談室の携帯電話に速やかにつなげるようにしている。

Q：児童相談所虐待対応ダイヤル「189」に必ずつなげるということ、もう一度徹底してほしい。また、児童虐待の相談は一刻を争うことであり、休日・夜間についても児童相談所と市が連携をとって対応の遅れがないようにしてほしい。

A：児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の仕組みについては、ここにかけると最寄りの児童相談所につながるの、四日市市内からかけた場合は北勢児童相談所につながる。休日・夜間についての児童相談所と家庭児童相談室との連携については、ケースワーカー同士で連絡がとれるような体制をとっており、情報共有を行っている。

Q：三重県も三重県版アセスメントツールを使用し保護基準を設けているが、本市においてもそのような基準はあるということか。

A：三重県版アセスメントツールによって、家庭児童相談室と児童相談所で共通の基準を持つことができた。家庭児童相談室としては、児童相談所を牽制する立場ということもあるのでこの基準に沿って役割を果たしていきたい。

Q：子どもを見守るという社会的意識が高まっており、地域や関係機関からの通報件数も増加していると聞くが、通報件数を事業評価基準とすることを検討してはどうか。決算審査において事業評価を行う際にも活用できると考えるがどうか。

A：広く通報を呼びかけたことで通報件数が増加している側面があり、通報件数のみをもって事業の評価をすることは難しい。特に、近年は心理的虐待に関する通報件数が増加している傾向があり、市民を含めた関係機関の意識が醸成されたことで、身体的虐待以外にも地域の目が働くようになってきていると分析している。

Q：本市の児童虐待の被害状況を踏まえ、3名増員することの妥当性を検討してほしい。また、虐待被害は突発的に起こるわけではなく、事前の兆候がある場合が多いと思われることから、予防の観点での取り組みが必要である。例えば児童館を充実させることで、子供の居場所を確保するなど、直接的に関係ないと思われる取り組みであっても、被害に遭う子どもの立場に立って取り組むべきである。こども未来部全体で虐待の未然防止に努めることで被害軽減を図れると考えるがどうか。

A：子育て支援を充実させることで、虐待の未然予防が期待できる。こども未来部全体で虐待を防ぐという意識を持ち、取り組んでいきたい。

認定こども園整備事業費について

(神前認定こども園部分)

※個人情報等に関わる部分の議論については秘密会を開催して行った。

※資料については、10_2月定例会月議会—05教育民生常任委員会—002こども未来部（予算分科会追加資料 神前地区認定こども園に関する地域への対応について）を参照。

<検討委員会、地元意見等についての質疑、意見>

Q：第1回、第2回検討委員会までは、認定こども園の施設は、保育園、幼稚園両方の施設を併用して0から3歳児までは保育園の建物、4歳5歳児は幼稚園の建物を使用するという認識のもとで進められていたが、約6カ月後の第3回検討委員会で、いきなりA案、B案が提案されている。A案、B案については、検討委員会の中でも、唐突に出されてもなかなか考えることができない等々の意見がある。まずA案、B案が出てきた経緯と、A案、B案についてどういう内容が示されたのか説明してほしい。

A：11ページの第2回検討委員会では「施設についての意見」部分で「認定こども園の施設は、幼稚園、保育園両方の施設を使用し、0～3歳児までは保育園の建物で、4歳～5歳児は幼稚園の建物を使用する。」となっている。しかし、「望ましい使い方については、地元、保護者、職員の意見を聞いて決定していきたい。」としている。

21ページの「施設についての意見」部分においても、「今後の保護者、検討委員会のご意見を踏まえて検討していきたい。」としている。

そうした中、27ページの第3回検討委員会であるが、第3回、第4回、第5回については、市は出席していない。

また、市としては第3回、第4回、第5回の検討委員会の議論を経た上で検討委員会から提出された、施設の一体化が望ましいとする提言書を平成29年4月に受け取った。

Q：第1回、第2回検討委員会までは施設については地元の意見を聞いて考えていくとあるが、大きくは、今の幼稚園、保育園の園舎を利用していくというところでこの会議は成り立っているところ、第3回に唐突にA案、B案が出てきたということは否めないが、今回の議案になっているのはどちらか。A案、B案というのは、検討委員会

が作ったものなので、こども未来部は承知しないということか。

A：A案、B案については検討委員会の中で議論されたものであり、提言書の内容がA案、B案どちらなのかについては把握していない。ただし、29ページの「環境整備について」で「A案は、3階建てということだが、日陰になってしまう。それなら、B案がいいと思う。」という部分から、A案のほうは3階建ての園舎を検討していたということが推測される。

Q：その下に「今までの園舎を使う方向で・・・と聞いているが、この話はどこから出てきたのか？」という意見に対して、「この話は、役員会で検討してきたものである。」と返答しているが、全く秘密裏に行われた役員会でA案、B案が検討され、第3回検討委員会で唐突に提案されたという感が、神前地区の地域の人達にはあったと推測する。その部分についてこども未来部としてはどのように考えているか。

A：神前地区では平成28年に地域の方々が自主的に神前地区幼保統合検討委員会を立ち上げ、協議してきた。議事録も踏まえると、地元でもしっかりと議論されてきたと考えている。検討委員会は平成29年4月に市へ提言書を提出しているが、この冒頭には「神前幼稚園、保育園は地域に欠かせない乳幼児保育教育の場であり、神前地区のまちづくりにとっても重要な施設であることから、当地区の乳幼児が適切な施設環境の中で、教育保育が受けられるよう検討してきた。」とある。そういった冒頭の内容も踏まえ、一体となった施設環境整備が必要であるとした提言書を提出されたと考えている。

そうした中で市としても提言書の内容を真摯に受けとめ、改めて市として検討した結果、一体的な利用が必要だと判断した。

(意見)：31ページにおいて「今になって、この会議の何を検討したらよいか、わからなくなってきた。」という意見が検討委員会の中でも出ているのに、32ページでは「行政への提言書を取りまとめていきたい。」ということに結ばれている。

33ページの第4回検討委員会では「今日来て、この提言書を見て驚いた。前もって欲しかった。」という意見に対して、「事前にお渡しすることで提言書が独り歩きしないように・・・という趣旨がある。」ということで、地域の声を非常に押し込めた形で、この案が出てきたのではないかと推測される。地域は本当に難しい判断を迫られていたわけで、できるだけ地域の意見を聞いて、その合意形成を図ることが行政の務めだと考えるが、この議事録を見ると、どうも一方の意見だけ聞き過ぎているのではないか。やはり全体をしっかりと見て、行政も中に入って話をまとめる努力が足らなかったのではないか。

Q：地域に決定権を委ねると地域内で揉めるということもあるし、検討委員会をつくると、行政側が事務局となって進めていく中で、どうしても行政案よりになっていく部分も多いと考える。35ページ以降を読むと、検討委員会の中でも二つに方向性が分かれてきて、保護者の意見として一体化に全員反対するぐらいまでになった中で、提言書だけが行政に出され、それに対して行政は、地元の検討委員会から提出されたものということで議会でも説明がなされたが、実はそこには地元の意見が整ってなかったという部分があった。だから、平成31年2月議会で請願が出され、約1700名の請願署名が集まったときに、議会も半々に拮抗したと思う。そのとき、地域として非常に

混乱していたことを他の議員にも伝えておけばよかったと思っている。

もう一つ1番大事なのは、行政は異動があるが神前地区ではみんなが毎日顔突き合わせるわけである。保護者の人も以前は何も喧嘩してなかったのに、顔を合わすことがつらいといっている。地域の中で揉め事をつくったまま引きずっている。

本来行政が当初案で進めていけば、それで大体合意形成も図られた部分があった。それと、当事者代表である保護者会の会長や幼稚園長も第1回、第2回検討委員会で園舎を壊さず利用するというのを聞いているので、当初案を保護者に周知していたが、第3回、第4回検討委員会では保護者会の会長が変わっていたため、前会長から聞いたことと全く違うということだった。その部分が地元合意を取りつけていく上においての行政責任があるところと考えている。検討委員会も地域全体を踏まえた意見ではないことも確かなので、小さな声にも耳を傾け判断していくことが必要だったと考える。

A：当初は確かに幼稚園舎を残していく考え方もあったが、当初案は考え方を示したものであり、整備の方法等については、地元の意見も聞きながら決定をしていきたいとしている。

その中で、園舎の一体化については、こども園となった際の0～5歳児という異年齢の子供が過ごす中で、学びの大切さ、子供の育成面、運営における子供たちの安全の見守り、給食の運搬等を考慮し望ましいと判断したものである。

Q：平成31年2月議会における請願の内容は、1点目は、工事期間中の環境の保障をどうしていくのかということで、これについては請願審査の際に理事者から答弁されている。そして、2点目がこども園にかかわる保護者、また保護者以外にもしっかりと説明責任を果たしていくということで、これも今年度説明をしてきたのではないかと一応理解はしている。3点目は、まだ使える幼稚園舎を壊すことは税の無駄遣いではないかという理由から、当初の施設環境に戻してほしいということだった。3点目については、請願者との質疑の中で、子供の保育環境、幼児教育の環境を担保するという視点に立った時に、保育園と幼稚園を別々にすることよりも、一体化することによって子供たちの安全管理、運営のしやすさを考えたときに、行政案がよいのではないかと判断をしてこの請願を不採択にしたという経緯がある。この3点が、請願者の思いなのかなという理解をしている。一方で請願審査の際に請願者からは人権についての内容が一切触れられていなかったと記憶をしている。そこで、理事者に確認するが、一体化整備されることによって、今まで神前地区で行われてきた人権・同和教育、いわゆる保育園、幼稚園の中における人権教育がこども園化された際も担保されるか確認したい。

A：こども園についても人権・同和教育を実施する場と認識している。神前幼稚園、神前保育園では、人権保育推進保育士、あるいは人権教育推進教諭を現在も配置しているが、その配置に関して、新たにこども園になっても体制は確保していく。また、同和教育も含めて人権問題というのはまだまだ残っている、これからも解決していく課題であると考えている。過去からの歴史があるところについては、それにプラスして、しっかりと取り組みを続けていく必要があると考えている。

<人権・同和教育面での質疑、意見>

(意見)：平成12年に施行された人権教育・啓発推進法や平成16年の四日市市同和対策委員会答申によって、四日市市は保育園では解放保育を、幼稚園は園児が減ってきて人権教育をしていくということを担保していく方針だった。

こうした経緯があるので、人権の視点に立つなら幼稚園と保育園の施設を残したまま認定こども園にしていくという当初案のまま進むものと考えていた。

そのため、園舎を一体化するという事は、人権の視点に立った保育の充実をするという考え方が無視されたということである。

(意見)：理事者からは人権・同和教育はこれからも行っていくことが示されている。また、園舎を一体化するという施設面の話が人権の問題とどう関係するのか。問題は当初は園舎を利用していくということが行政の当初案として検討委員会で示されていたにもかかわらず、第3回検討委員会でいきなりA案、B案が示されたことに対するプロセスの部分なのではないか。当初案が変わるのであれば、行政の責任において調整はしっかりと行い、丁寧な対応をしていかないと地元で軋轢を生んでしまうということではないのか。

(意見)：なぜ人権教育と解放保育の2本立てをお願いしているかという、幼児教育と解放保育の両方が行われないと、神前小学校に進学した際の同和教育がうまく進まないだろうということが四日市市同和対策委員会答申でも示されているからである。

こども園化については、行政の当初案を見たときに、看板だけはこども園に変えるが、実際にそのまま既存の園舎を活用するのであれば、地元で説明できると思っていた。

元々は、部落差別解消推進法や人権教育・啓発推進法において地域の実情に応じた人権教育、啓発を行うということが謳われているので、公立幼稚園適正化計画の基準に当てはまったものの、行政は、同和地区という背景を考えて保育園と幼稚園はそのままにしながら、内容を少し変更するだけでやってきてくれたと受け取っていた。

ところが、地元の検討委員会で出た一体化案に、行政が乗っていった形なので、それならば、人権・同和教育にかかる法や、行政が今まで神前地区で行ってきた人権・同和教育と到底違うことをするということになる。

(意見)：こども園になって園舎が一体化されても、人権・同和教育を行えるのではないのか。

(意見)：当時の担当課長はこども園になっても看板だけ変えるだけで、幼稚園舎で同和教育をし、保育園舎で解放保育をする、園舎一体化は行わないと言っていた。

(意見)：これをいい機会と捕らえて新しい神前地区をつくっていくという気持ちになってやっていけばよいのではないのか。

(意見)：わかってほしいのは、幼稚園の全保護者が園舎一体化に反対だったということであり、それを押し切ってこども園化していく方が問題である。

(意見)：子供たちを地域で育てていく責任が行政にある。その中でこども園になっても、しっかり人権・同和教育を行っていくということは理事者も明言しているので信用していきたい。

(意見)：人権・同和教育については、行政が1番念頭に置くべき課題である。なぜ部落

差別を国民的課題としたかを考えるべきである。そういう視点からいくと、こども園化の問題は基本的人権の部分を含む問題であるので、多数決で押すべき問題ではないと思っている。

Q：こども園化によって人権・同和教育が継続されなくなってしまうので、整備案を当初案に戻すべきということだと考えるが、こども未来部としてこども園化されたのも人権・同和教育をしっかりと担保していくことを確認したい。

A：まず、部落問題を初め、今現在も人権問題が存在していると認識している。また、人権問題が多様化しているということも含め、部落問題についてはなかなか見えにくくなってきているということも認識している。

その中で、認定こども園になった後も、そういった大前提に立って、しっかりと人権・同和教育を続けていきたいと考えている。これは何年来も続けており、なかなか解決していかない問題でもあるが、毎年検証しながら、少しずつでもレベルアップをしていきたいと考えている。

Q：認定こども園になったとしても今まで行ってきた人権・同和教育が施設面等の問題で物理的に困難ではないというところを証明できるか。

A：一つの園舎になった際には保育園、幼稚園のそれぞれの園児、あるいは保護者の都合もあり、例えば保育園に通わせる保護者は働いているなど時間的な問題もあるが、そういったことも含めて、一人一人丁寧な対応を行っていく決意である。

(意見)：園舎一体化後も人権・同和教育は担保されるというが、その説明が神前地区にもないし同和地区にもない。これは同和地区と約束したことである。人権教育・啓発推進法に基づいて地域の実情を踏まえて人権教育、啓発を行うと行政は言っていたのに、その担保は園舎一体化整備によってなくなるということになる。

そういった意味で、行政の当初案は、人権・同和教育も保証しながらこども園化していくという案であり、地域はそれで合意していたのである。

(意見)：認定こども園整備事業費については、かなりの時間を割いて議論をした。議論の中で、人権教育や同和教育の部分については、多数決で物事を進めていくべきではないということが憲法上、法的にもされているとの発言を踏まえ、当分科会としては発言を尊重し、採決をとらずに全体会を送ることを提案したい。

(意見)：全体会に上がるということならば、分科会での議論の繰り返しにならないようにしてほしい。

(高花平幼稚園認定こども園計画部分)

Q：第1次適正化計画のうち、高花平幼稚園にかかる現在の状況と今後の計画について教えてほしい。

A：地元や保護者、高花平保育園の運営を行う社会福祉法人等と令和3年4月に向けて協議を進めているところである。

学童保育事業費について

Q：学童保育所の継続性という部分では、運営者の高齢化による問題もあるが、こうしたことに対する相談体制はどうなっているか。

A：本市の場合、学童保育所は民設民営ということで地域の方や保護者等に協力いただいております。運営者の負担も大きいことは認識している。その中で後継者不足の問題も当然あると考える。そのため、今年度からこども未来課内に、教員OB3名を含む学童保育係を設置し、学校との連携や子供との接し方などの相談を受けているが、訪問も増やしきめ細かく対応していきたい。

(意見)：学童保育係を機能させて、しっかりフォローしてほしい。新型コロナウイルス対応もそうだが、本当に学童保育所に頼っていく部分が多いと考えるのでしっかりと寄り添ってほしい。

(意見) 社会保険労務士の相談事業については、来年度もしっかりと周知をし、学童保育所運営者に気軽に活用してもらえそうな環境をつくってほしい。また今回の指導員処遇改善補助については、効果的に浸透していくことを期待したい。

Q：学童保育事業は、就労している保護者の子育てと仕事の両立を図るためのものだと考えるが、保護者が提出書類などの処理に苦労しているなどの声は届いているか。

A：学童保育所については、本市においても地域の方や保護者に運営に携わってもらっているところもあり、補助金申請書類や月報の作成など多岐にわたって負担してもらっている。そういった負担をこれからどのように解消していくかを含め、昨年10月には、学童保育所の運営者から意見をもらう場を設けた。来年度も運営者の意見を聞きながら、負担軽減策について検討していきたい。

Q：来年度以降の学童保育登録者の見込みについてどう予測しているか。

A：子ども・子育て支援事業計画という5カ年計画において、学童保育の利用込みや提供体制を示しており、その中では、具体的な人数やクラス数の増加を見込んでいる。来年度についても、新たに学童保育所が増えることを見込んで予算計上している。

Q：学童保育事業費は前年度比較で増加しているが、今後確実に少子化となる中で、何か検討していることはあるか。

A：来年度予算については今年度比で増加しているが、少子化に伴って利用者がいつかは減るのではないかというところも見据えて、考えていかなければならない。

Q：放課後子ども教室と一体化している学童保育所では、そこで勉強もできる体制が整っている。今回の新型コロナウイルス感染拡大防止対策などによって学校が休みになっても、学童保育所で勉強も見てもらえるという安心感がある。少子化によって子供が減っていく見込みであるので、こうした連携について検討すべきではないか。

A：放課後子ども教室については、本市でも平成19年から24年までの間、地域の方の参画により、週に2回、2時間という形で実施していた。しかし、学童保育所との一体化という部分では、保育時間の違いや全児童を対象とすることなど、現状でも受け入れ枠が足りない状況の中、さらに枠が必要になってくるという問題がある。また、地域の担い手が見つからずに休止したというような経緯もあるので、まずは目の前の学童保育についてしっかり取り組んでいきたい。

Q：学童保育所と学校が協力して施設活用を行えば、学童保育所の解体撤去費も抑えられるし、学習支援ももっと進んでいたかもしれないと考えるがどうか。

A：確かに学校の空き教室等を活用すれば改修等で済み、解体の必要もない。一方で、学童保育所の様々なニーズを聞く限り、でき上がった教室ではなく、それぞれ工夫し

た専用の施設を建てたいという意見もある。今回計上している解体撤去費補助は、そうした専用の施設の老朽化や規模拡大に伴ってのものである。

Q：例えば学童保育所では運動場が小さいが学校であれば広い。また、学童保育所では図書を充実させるために自分たちで集めているが、学校には図書室があるし体育館もある。学童保育所は独自の施設をつくりたいというが、学校よりいいものをつくろうということなのか。

A：学校の空き教室や学校の一部を活用している学童保育所も幾つかあるが、学校の施設等管理面の問題などもあり、学校全体を自由に使えるというものではない。

Q：施設の活用について管理面の問題があるということであれば、部局間の連携によって調整していけばよいのではないか。

A：当然、教育委員会としっかり連携をとっていく必要がある。学童保育所の意向もあるが、学校を使いたいという意向があれば、余裕教室を最大限使えるよう、連携を強化しており、新総合計画にもその部分を記載し、より具体的に進めていきたい。

Q：学童保育所から学校利用の要望があれば検討していくということか。

A：そのとおりである。学童保育所の中には、逆に学校でないほうがいいという意見や、学校の敷地だけを使い専用の施設を建てたりするなど、特色を出している中で、様々な要望がある。本市としては、できるだけ要望に沿った形で支援をさせていただきたいと考えている。

(意見)：今までの方針はそれとして、今後どういう方向性なのか考えていく必要がある。学童保育にかかる事業費もかなり膨らんできているので、一度過去を振り返ってみて、今後どうあるべきかということについて検討する余地はあるのではないか。

(意見)：学童保育事業について、こども未来部としての今後の予算立てに対する考え方や事業計画がほしいし、そういった計画もなく単に予算を増やし続けるだけでは、何のための予算立てなのかと感ずる。

(意見)：今回の学童保育事業について、指導員が疲弊しているという指摘を受けて、指導員の処遇改善を大きく増やしてもらった。増額しているのはそうした指導員の処遇改善や研修など、職場環境の充実の部分であり、後継者を探すというSDGsの観点からも予算拡充をしている。それが本市としての学童保育事業に関する方針なのではないか。

Q：令和元年10月に行われた学童保育所運営実務研修会意見交換会において、運営面に関してどういった意見が多かったか。

A：運営者の意見としては様々である。他の学童保育所では、こういった部分で苦労しているということが分かり参考になったという意見もある一方、市の対応がまだまだであるという意見も依然としてあるので、今後も今まで以上に取り組んでいきたい。

Q：今回の意見交換会では「個人的な意見だが、建物を市が用意する『公設民営』の運営方法を検討してほしい。」という意見があるが、これは検討しないのか。

A：公設民営については、他市事例では、学校敷地に学童保育所の建物を市が建設しているという例なども把握している。本市としては、それぞれの学童保育所の特色を生かしてもらいながら、なるべく公設に近いような形で、建設補助金の上限額や補助率を見直し、よりよい支援をできるよう見直しを行っている。

(意見)：学童保育所について、運営全てを一括で委託するという方法もあるのではないかと考えるので、今の体制にこだわらず、子供のためによりよいものを考えてほしい。

病児保育室整備事業費について

Q：病児保育事業について、前日に診察を受けておけば、当日は少し速やかに施設に預けることができるという体制であるが、この部分を認識されていない利用者が多いと感じるので、仕組みの説明を今後もしっかりと行い、できる限りスムーズに利用してもらえるようにしてほしい。

A：前日に診察を受けていただいた場合は、当日の病状確認は必要にはなるが、そういったことも含めて利用時の流れ等について周知していきたい。

就学前子ども芸術・文化体験事業費について

Q：就学前子ども芸術・文化体験事業費について、どのような音楽家をどういった選考基準で選ぶのか。

A：子育て経験者を中心として編成された団体等について検討している。まだ個別に交渉はしていないが、市内外の団体を幾つか考えているということで、文化振興課のほうからも具体的に提示を受けている。

Q：音楽家の選定基準については、そういった団体があることを事前に把握した後に定義すると不公平感が出る。まず行政が選考基準を定め、それから選考に入るべきではないか。

A：選考については、本市のイベントにおいて実績のある音楽家や、四日市文化まちづくり財団の意見も受けながらではあるが、名古屋市など東海圏で活動する音楽家に結果的になるのではないかと認識している。選考基準については事前に市民文化部と調整をしておくべきだったということは大いに反省している。執行に当たっては、上記に留意しながら、執行していきたい。

(意見)：税金を投入して事業を行い、幅広い中から出演者を選考するのであれば、ある程度条件を決めるべきであり、公平な仕組みを作る必要がある。

Q：子供たちに公平に芸術を提供する視点が担保されるべきである。320万円の予算で各園において音楽等を提供するとのことだが、出演者はそれぞれ変わるのか、あるいは1人が複数回出演することも考えているのか。

A：2年間で公私立全て訪問するということで、私立園に関しては、1園に1アーティストと考えている。公立園は今も人形劇等々で交流の中でグループをつくっているのので、そのグループで1組のアーティストと考えている。そうすると、1年目は32回、2年目は33回の公演となる。この中で、選考するアーティスト数は5、6団体で考えていきたい。

Q：出演料について、個人、団体問わず1回10万円となると、例えば音楽事務所を通す場合は無理な金額だと考える。そうするとボランティア的な感覚で応募する出演者もいると考えるので、どこまで技術的な質を担保するのかなど難しい部分もある。選考においてはその点を十分精査していく必要があると考えるがどうか。

A：プロと一言で言っても多くの方々がいるので、市民文化部のネットワークも活用しながら対応したい。

Q：対象者が園児であるので、良い音楽や芸術を聞かせながらも、子供たちが関心を寄せるような演出が大事だと考える。危惧するのは、素晴らしい演奏をしてもらっているのに、子供たちが全然関心を寄せないということである。これでは意味がないので、その部分をしっかりと考えてほしい。

A：出演者と何ができるのかということも含めて、質の高い芸術文化を提供していくよう検討していきたい。

Q：音楽でなくても、本市にかかる他の芸術体験でもよいのではないか。

A：来年度は音楽ということで実施していくが、いろんなものを幅広く検討していく必要があると感じている。

(意見)：予算を投じるのだから、子供たちがより関心を持つように工夫することと、出演者の選定については事前に選考基準を示す必要があるということである。音楽家の選考基準については、例えば農業委員の選考方法を参考にしているかどうか。この選考方法は、いくつかの評価項目をつくり、評価項目ごとに評価点を設定し、評価点の合計点数で選考するため、選考されたかどうかの基準が明白であり、不公平感もない。

《歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費》

妊産婦乳幼児保健指導事業費について

Q：多胎児育児支援事業について、育児の不安や孤立感を軽減するために、多胎児家庭同士がつながりを持ち、保護者同士が育児の喜びを共有し、情報交換ができる交流の場所を作るとのことだが、どのような効果を予想しているか。

A：同じような環境にある保護者同士が話をすることによって、育児の悩みとか、解決する効果が生まれるのではないかと考えている。

(意見)：交流の場に行ける保護者はいいが、そもそも外出できない保護者もいる。そういった保護者をサポートするような事業も検討してほしい。

Q：多胎児育児支援事業については推進計画にも挙げられているが、どのように拡充していくのか。

A：来年度は多胎児親子ひろばを開催する。3年度以降については、現在妊婦健診について計14回を公費負担しているところを、多胎児妊婦については公費負担の幅を広げるとしていることを考えている。

(意見)：多胎児支援事業について、これから行う事業の中で、保護者が何に困っているのかしっかりと聴取し、保護者に寄り添えるサポート体制を構築してほしい。

(意見)：母親サークルについて、先輩保護者が様々な活動をしているが、運営側の声としてどのように運営していけばよいのかという部分で悩みもあると考えるので、行政がプロとして、運営のあり方や、運営費の部分についても相談に乗ってほしい。

予防接種事業費について

Q：予防接種事業費等について、出生数は今後も減少傾向であるが、それを見込んで予算を積算しているのか。

A：予防接種事業費については、子供の人数から接種回数を想定して予算を積算している。

また、妊産婦乳幼児保健指導事業費については、過去の実績を踏まえて予算計上している。

《歳出第 10 款教育費 第 1 項教育総務費》

《歳出第 10 款教育費 第 4 項幼稚園費》

《歳出第 10 款教育費 第 5 項社会教育費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

第 2 条 債務負担行為

別段の質疑、及び意見はなかった。

【教育委員会・経過】

第 1 条 歳入歳出予算

《歳出第 10 款教育費 第 1 項教育総務費》

奨学資金について

Q：奨学金滞納額が 10 年間で倍となっている。新しい奨学金制度を検討し準備していくことは良いことだと思うが、滞納額が倍になっている状況についてどのように考え、対応していくのか。

A：滞納額は増えている。特に中途退学すると一気に 100 万円程度の滞納額になる。本奨学金は、就学のための生活基盤を支えるためのものであるため、返済できない状況については斟酌の余地はある。そのため、新規の滞納者を増やさないよう取り組んでおり、近年は滞納者人数に一定の歯どめがかかっている。また、初めて滞納となった人については、面談を実施するなど、新規滞納者を増やさないように取り組むとともに、従来からの滞納者については、しっかり追跡をするなど丁寧に対応していきたい。

Q：新規滞納者を増やさないことも大事だが、滞納金が返済され、それが次の貸与原資になるというのが本来の形である。それがこれだけ滞納されていることは問題である。全く連絡がつかないとか、面談を要請しても会えない、無視されているなど、そういった滞納者の存在について把握しているか。

A：納付催告書に反応がない、連絡をしても電話に出ない人は確かにいる。相手方の生活状況を十分に把握し、払えない状態を何とかしてもらおうよう対応していく。

(意見)：少しずつでも返済させることも大事である。一定期間猶予が必要であれば面談するなどして最終的な返済の約束がとれるよう対応をしてもらいたい。新しい奨学金制度の研究とは別にしっかりやってもらいたい。

Q：この制度は過去に滞納金の回収のあり方、篤志家による寄附的な金銭を教育総務課が管理をすることの問題等について、さまざまな意見が寄せられかなり議論した経緯を踏まえ、よりよい制度にしてもらいたい。そして、収納推進課のノウハウを学びな

がら、本人に寄り添い、少しずつでも返済させることを意識づけるという観点で回収に努めていくことが必要である。

A：滞納整理については、収納推進課からアドバイス等を得ているので、これからも続けていきたい。

Q：来年度における制度設計について、検討委員会のような組織をつくると考えるが、何名程度の組織で、どのようなメンバーで検討を行っていくのか。

A：制度にかかる検討委員会については、奨学会の理事会や選考委員会の委員を中心に10名程度で立ち上げ、金額や給付方法等について民間のシンクタンクに委託して調査も行うので、そうした資料に基づいて議論を行い、来年の秋口には整理し令和3年から募集・周知を行っていきたい。

Q：大切な奨学金を親が使い込んでしまうケースがあるため、確実に制度が運用される仕組みを研究してもらいたいどうか。

A：家庭の事情の中に介入することは難しい部分もあるが、やはりより安全かつ効果が出るような運用の仕方を検討していきたい。

(意見) 確実に子供たちのために使われる仕組みづくりをお願いしたい。

Q：制度設計について、政策推進課とやりとりをしていることはあるのか。

A：地方創生の観点から、四日市に住んでいる間は返還額を一定部分免除することなども考えられるので、制度設計に関しては関係部局と連携していきたい。

多文化共生教育推進事業費について

Q：市の適応指導員は7カ国語で対応しているが、それ以外の言語で必要となる可能性があると考えているものはあるか。

A：本市では12言語について、日本語指導が必要な児童と保護者が在住している。例えば、7言語以外ではタガログ語とビサイヤ語など様々な言語が出てきている。また、母語が分からない場合は、日本語教室の元教員やいずみ教室の元指導員に対応してもらっている。

Q：今後多様化していく中で、適応指導員の人材確保は問題ないか。

A：多言語化してくる児童生徒や保護者に100%対応できるとは言えない。四日市大学に留学生が来ているので、力を借りながら対応している。誰でもいいというわけではないので、研修も行いながら適応指導員を配置しているのが現状である。

(意見)：人材確保は非常に難しいと思っている。教育委員会において対応可能な方の名簿を作成するなどし、順次依頼を行っていく仕組みを作ってもらいたい。

(意見) 翻訳機については、日本語習得の意欲が落ちないように使用してもらいたい。そして、現場と教育委員会で意見交換しながら、必要に応じて使用にかかる考え方を修正して行ってほしい。

教育情報通信システム運営費について

Q：現在使用している機種は動きが悪く使いにくいと聞いたことがあるが、現場からそのような声は上がっていないのか。

A：教育支援課から各学校に出向いて出前研修を行っており、その中で不具合等が起こ

った場合についてはその都度対応しているが、今のところはそのような声は届いてない。しかし、今後起こった場合には、原因を早期に解決し、教員にとって使いやすいように整備を進めていきたい。

Q：現場の声をもっとよく聞き、機種にこだわらず使い勝手のよいものにしてもらいたいが、契約は済んでいるのか。

A：来年度については、今後契約をし、9月に導入する計画である。

(意見)：契約までには時間があるので、ぜひ現場の声を聞いてもらいたい。

Q：2月に日経BPが公立学校情報化ランキングを発表しており、全国の自治体の順位を公開している。本市は小学校が854位、中学校で759位であったが所感を聞きたい。

A：本市の状況については把握している。今後、国の補助事業を活用しながら、1人1台タブレットパソコン、LAN整備を順次行っていく。国の国家戦略に乗りながら、子供たちが不利益をこうむらないような環境整備を整えていきたいと考えている。

(意見)：三重県ではいなべ市が先進的であるので研究してほしい。

チーム学校推進事業費について

Q：チーム学校推進事業のうち、AI活用調査研究について、大津市が先進地とのことだが、成果は出ているのか。

A：今は研究段階である。データが多ければ多いほど対策につながっていくので、本市からもいじめのデータを提供し、いじめ防止、早期解決するシステムの構築に参画し連携を進めていきたいと考えている。

Q：チーム学校推進事業のうち、生徒指導緊急支援について、ネグレクト等による子供に、緊急に食事をとらせるとのことであるが、どういった状況を想定しているのか。また、その件数は増加しているのか。

A：家庭訪問時に保護者が不在でごはんを食べていない状況や、学校に来た子供が、昨日から何も食べていないなどの状況時にパンを買うなど、緊急的な予算である。件数については増えてはいない。年間数件程度である。

(意見) 生徒とのコミュニケーションをしっかりとらないと埋もれている部分があるかもしれないし、非常に大変な問題だと思うので、フォローアップをお願いしたい。そして、見落としの無いよう必要な予算措置を考えていくべきである。

Q：チーム学校推進事業のうち、LINE相談研究とあるが、なぜLINEなのか。

A：LINEが1番子供たちの中で利用されているということもあるが、そのほかにもアメリカで開発されたストップイット、スクールサインというものがあるので、利点を調査研究して、本市で1番効果的なものはどれなのか、研究をしていきたいと考えている。

(意見) SNS全体での研究、ツイッターにおけるハッシュタグの活用などを踏まえて検討してもらいたい。

インクルーシブ教育推進事業費について

Q：医療的ケア指導看護師と指導医はそれぞれどのような役割があるのか。

A：医療的ケア指導看護師は、医療的ケアサポーターの役割をもつ看護師と考えており、

通常、医療的ケアを行いながら担当の学校を回り相談対応することを想定している。医療的ケア指導医は、三重大学医学部の先生に医療的ケア実施連絡会等の場に来てもらい、共に研修を行っている。来年度もこれを継続し、医療的ケアサポーターの方の声も聞きながら、より良いものしていきたい。

(意見)：医療的ケアサポーターはさまざまな思いを持って取り組んでいる。悩みをしっかりと受け止め、より良い仕事をしてもらえるような環境整備をお願いしたい。

Q：介助員と特別支援教育支援員について、介助員は担任等の指示で特別支援学級の生徒に付き添うが、支援員は普通学級に在籍する個別の支援が必要な児童に付き添い、すべて支援員個人の判断に委ねられるということで業務的な負担に違いがあると聞いたがどうか。

A：介助員については特別支援学級の担任とともに該当の児童生徒に対して指導を行い、特別支援教育支援員も基本的には学級担任との連携の中でこういった指導を行うのか情報交換を行いながらやっていく。支援員独自の判断で何かをすることは基本的には無い。

Q：その場その場で瞬間的な判断について責任を負わなければならないと聞いているので、そのあたりのケアを考えてもらいたい。また、研修制度については、現在年に1回実施しているところを増やしてもらいたいとの声があるがどうか。

A：介助員、特別支援教育支援員のケアは非常に重要な部分だと考えている。また、研修制度については、何らかの形で実施できるように考えていきたい。

Q：段階的でもいいので年次の研修回数を増やすことを検討してもらいたい。介助員と特別支援教育支援員の時給は同じであるが、業務負担については違うと思う。改善する考えはあるか。

A：今後とも、基本的には同額で考えている。

Q：特別支援教育支援員の配置について全校に1人は必要であると考えているがどうか。

A：普通学級に在籍する支援が必要な児童生徒の率は上がってきている傾向にあるので、今後は全校に1人配置できるような形を考えていきたい。教育支援課の指導主事が各学校の状況を見に行き、配置が必要かどうかを検討した上で、週何時間配置できるか、その学校の状況、担任の先生との連携も含めながら配置をしているという現状である。

Q：特別支援教育支援員、介助員については、菰野町では正規職員だという話を聞いているが、今後の方向性として支援員を正規職員とする考え方はあるのか。

A：菰野町では介助員を嘱託職員で任用しているという話を聞いている。ただ、嘱託職員となると基本的にフルタイム勤務なので人材確保がより難しくなる。そのため、特に本市の小学校では子供が学校に在籍する時間を中心に任用しており、現状ではそのような雇用の形態がふさわしいと考えている。

Q：特別支援教育支援員の勤務時間が年々短くなっていき、支援が必要な子供たちがいる時間に帰っていく状況が非常に心苦しいとの声も聞いている。子供たちがいる時間は最低限配置するという体制づくりが必要だと思うがどうか。

A：そうした状況があることは認識している。限られた枠の中でいかに効率的で効果のある配置とするか今後も検討していきたい。

(意見)：特別支援教育支援員、介助員の研修を年1回から増やしていくという話もあつ

たが、OJTが1番効果的だと考える。しかし、担任は忙しく、支援員、介助員は学校に子供がいる時間の勤務となるので質問する時間が取れないのではないかと感じる。例えば週に1回情報交換の場を作るなどの配慮もお願いしたい。

不登校対策推進事業費について

Q:引きこもりにならないように、まずは登校サポートセンターへということであるが、周知が不足している。立ち直りの早い若いうちに引きこもらないようにする手だてはないのかなと思うがどうか。

A:10月にリニューアルした登校サポートセンターにおいて、現場の学校の教員、教員OB、セラピスト等を増強し、さまざまな子供の状況に応じて対応できるような体制を整えた。今後は登校サポートセンターから各学校に出向いて不登校対策の助言をしていくなど、学校とともに連携していく。また、アウトリーチという観点から家庭訪問を行っていくことも検討している。

Q:学校が嫌で引きこもるのに、学校へ来いと言っても子供はなかなか行きにくい。そういった場合に無理に学校に行くことにこだわらず、例えば中学校は登校サポートセンターに通い、その後に高校に進学して社会に出てもらえばいいという考え方であれば、この予算の使い方は良いのかなと思う。もう少しそういった視点がないと不登校対策もうまくいかないと思うがどうか。

A:登校サポートセンターと学校の不登校対応教員、担任が連携し、担任あるいは学校の方から、こういう場所があるよ、一度行って見たらどうだ、という声かけをして引っ張ってくることが1番大事だと思っている。そこを強化するために、登校サポートセンターにいる職員が実際に学校に行き、場合によっては担任と一緒に家庭に入って声をかけて、そして一度行ってみようという気持ちになるようやっている。学校に復帰するというだけでなく、次のステップを歩めるような支援をしていくことを念頭にこれからも事業を行っていききたい。

Q:不登校になった生徒を復帰させる際には、早く戻し過ぎても駄目な場合もある。どのように復帰させるのが一番良いのかという視点があるといいと思う。また、この事業を利用している生徒の追跡調査をしてもらいたい。その結果、例えば中学校にはあまり行かなかったが、今は社会に出て活躍しているということが分かれば、こういう教育の仕方もあるということになる。

A:登校サポートセンターを利用して卒業した中学生については、全てではないが電話などで追跡調査をしているので、その子供が将来的にどうなっていくかについても今後研究していく必要がある。文部科学省からも社会的自立の部分の強調されているので、その視点で取り組みを進めていきたい。

(意見)アメリカでは地区を選定して社会実験をするが、本市でも社会的な検証を行い、最終的に効果が上がったものがあれば、予算を手厚くするなどしてほしい。

Q:不登校対策推進事業は、現在不登校の子供たちへの対策が主であると思うが、予防としてどのような内容があるのか。

A:不登校の定義は年間30日以上欠席したもののうち、病気や経済的な理由によるものを除いたものとなっている。30日に満たない子供は各学校に存在しているので、その

リスク群に対して調査をしている。欠席が3日目になった時点で、不登校になるリスクが高いということで、各学校も子供の状況を見ながら、家庭訪問を充実したり、担任との連携を進めたり、学校の会議の中で情報共有しながら子供たちの様子を見守っていくという状況である。

Q：学校の先生と話せずにそのまま卒業となり、登校サポートセンターでアドバイスももらったり、自分で考えたりして通信教育の高校へ進学をしたという声を聞いている。四日市にある通信教育の高校、民間の高校、NPO的な活動している学校があるという情報が子供たちに渡る仕組みを検討してもらいたい。

A：今後各学校に何らかの形で情報提供をしていきたい。

メディア・リテラシー養成推進事業費について

Q：メディア・リテラシーも重要であるがその前に部落史を学術的に教えてもらいたい。学校の教科書で教えていることも変わってきており、世代によっても受け取り方が全く違っている。歴史を知らないと認識を間違えるので授業もそこを合わせながら行ってほしい。

A：部落問題学習については、基礎基本が非常に大事だと思っており計画を立ててやっている。若手教員の理解については以前から指摘を受けているが、今年から指導主事が各学校に入り、主に解放令以降、1965年以降の法や政策等について研修を進めていく。また、部落問題は過去の問題であるという認識を払拭できない課題がある。これについてはメディア・リテラシーの学習の中で、今でもある問題だということをしっかり子供たちに伝えていきたい。

Q：解放令以降ではなく、部落史は鎌倉時代あたりから長くあったということをお子たちにもわかりやすく説明し、例えば金閣寺を作ったのは誰なのかとか、歌舞伎はなぜこうなってきたのかなど、今につながっている歴史を含めて教えると集中して勉強すると考えるので、そういった部分も配慮してほしい。

A：小学校も中学校も教科書の中にきちんとした記載があり、鎌倉後期あたりから文化を支えてきた方たち、食を支えてきた人たちなどのことも触れているので、教員研修もしっかりやりながら進めていきたい。

大学及び企業等との連携による教師力向上事業費について

Q：どういった企業、大学と連携研修するのか。

A：企業については、基本的に市内の企業との連携を進めており、子供の教育がかかわる部分ということで企業の選定をしている。大学については基本的に三重大学との連携ということで進めているが、それ以外の大学からの要請があった場合、そこについても連携していく。

Q：企業連携については具体的にどのようなスキルを持っている人を対象とするのか。また、大学については、大学からの要請があれば研修を行うということか。

A：企業についてはCSRの中で、環境に関係するものであったり、各企業の特色を生かしたものの、例えば自社製品を作る授業を行うなどと、企業が主体となって事業を行うことが多い。当然教員も企業に任せるのではなく、企業と連携し授業を進めていく

ということである。大学連携については、学校から要望を募り、その要望をもとに大学側で講師を選定して各学校に派遣するものである。

(意見)：大学連携については私立にも特色のある大学があるので検討してほしい。

部活動サポート事業費について

(意見)：部活動サポート事業について、教員OBの方、旧体育指導委員、スポーツのボランティアコーチとして登録された市民の方も多数いるので、総合型地域スポーツクラブの活用と合わせて検討してほしい。

(意見)：部活動あり方検討委員会について、三重県の総合型地域スポーツクラブ連携協議会の代表が菰野町におり非常に知識の豊富な方であるので、そういった方の意見を聴くなどについても検討してほしい。

道徳教育総合支援事業費について

Q：道徳教育が教科化されたことで非常に重要になってくると考えるが、研究会の内容についてどういう形で市内の学校で共有しているのか。

A：小学校、中学校を1校ずつ指定し、当該学校が研究会に参加する中で、その研究内容を発表する公開研究会を開催している。他の小中学校については、どちらかの公開研究会に参加することとなっており、そこで研究内容の還元、周知が行われる。また、公開研究会では冊子が配布されるが、その中で指導案であったり研究会の概要等が記載されている。そのほか、公開研究会では大学講師も招き、研究成果や今後の課題について指導してもらっている。

(意見)：道徳教育は、同じ教材を使っても教員の考え方で全く違った指導となるおそれがある。そのため、道徳教育にかかる共通部分の土台をしっかりとつくっていただきたい。また、実施した研究、研修をしっかりと全教員に共通認識してもらいたい。

新教育プログラム推進事業費について

Q：子供の体力の低下防止について、ここ数年取り組んできているが効果は出ているのか。

A：今年の全国体力・運動能力、運動習慣等調査について、小学校5年生の女子は全国的に今まで上がってきたが、今回下がった一方で、本市はそのまま右肩上がりであった。また、小学校5年生の男子、中学校については、下がりにはしたものの、全国平均ほど落ちなかったという状況である。

Q：教育するなら四日市というのであれば学力向上も重要だが、生きていくためには健康が1番大切である。現在も体力向上の施策は行っているが、効果や結果がわかるようなものはないのか。

A：学校教育であるので体育の授業の充実をまず大事にしたい。体育の授業は運動領域が幾つかに分かれているので、マルチに運動経験をすることができる。また、現在も四日市市独自の5分間運動を行っているが、来年度は、新しい運動や研究成果も出てきているので、これらを踏まえて新しい5分間運動を提案をしていこうと考えている。

オール四日市で 15 歳までにどのように運動好きの子供を育てていくか検討している。

Q：何かに絞ってやったほうが良いのではないかと考える。例えば、「身につけておきたい 36 の基本動作」など、まず基本的な運動を教育した上で、様々なスポーツを経験させるべきだと考えるがどうか。

A：体育の授業の領域の中に基本の運動や体づくり運動という領域もあるので、そういった部分で体力の向上を目指すとともに、多様な動き等についても体験させていきたい。

Q：防災では「平常時」と「災害時」の壁をなくすフェーズフリーの考え方があり、それが教育にも入ってきている。例えば、ここから津波避難ラインまで走ったら何分かかるとかというかけっこをしたり、津波が来たという想定で崖を登ってみたりといった授業を行っているところがある。運動しながら楽しく防災を学ぶことも体力向上につながっていくと考えるので研究してほしい。

A：学校や就学前教育・保育の場において、運動に対する意欲を身につけていけるような授業についても考えていきたい。

《歳出第 10 款教育費 第 2 項小学校費・第 3 項中学校費》

施設整備事業費について

Q：来年度も学校の改修事業が多く計画されているが、学校施設内は広く、工事現場に子供が立ち入る心配もないので、工事業者には学校敷地内に喫煙場所を指定してそこで喫煙してもらうよう配慮してほしい。喫煙を禁止したことにより、別のところで喫煙して近隣に迷惑をかけてもいけないのでそういった部分を含めて検討してほしい。

A：学校は夏休み中の工事であっても工事現場以外の場所には一般の方が来たり、子供たちが遊びに来るので、喫煙は原則禁止ということで、工事発注部署にも業者にその旨伝えてもらうようにしていきたいと考えている。

Q：学校など公共施設における屋外での喫煙については、健康増進法が定める措置を講じれば問題はないと考える。また、一律に全面禁煙とするのは厳しすぎるという声があるので、何らかの工夫はあってもいいのではと考える。

A：教育委員会としては、学校は児童がいなくても教育の場であるということで、制度上例外的に認められる場所についても、我々としては法の趣旨を守っていかなければならないと考えている。

《歳出第 10 款教育費 第 3 項中学校費》

中学校給食センター整備事業費について

Q：中学校給食センターの運営やメンテナンスについては大手が入ってくることが多いが、責任感がないところが多いため地元企業も参画できるような仕組みを考えてほしいという意見があるが、その部分についてどう考えているか。

A：中学校給食センターについては、15 年間の運営も含めた PFI 事業として、単に中学校給食センターをつくるというだけでなく、中学校給食をいかに運営していくか、いかに給食を充実させていくかという視点で今後も進めていきたい。また、業者の選定にあたっては地元業者が参入できるような形を検討している。

(意見)：他市では、PFIであっても大手の受注により、運営の問題等で不満を感じているところも出てきているので、そうならないよう対応してほしい。

Q：食物アレルギー対策の方向性については定まったのか。

A：いわゆる特定原材料7品目の除去食対応で考えているが、将来的な代替食の提供については引き続き検討を進めていきたい。また、学校給食センターの中にアレルギー専用の調理室を整備するが、将来的には代替食調理にも対応できるよう要求水準書の中で事業者に求めていきたい。

(意見)：地元との折衝も落ち着き、給食センターの建設に向けて動いていくことになるが、引き続き地元の要望がある部分については対応してほしい。交通量等についても変化があればその都度対応してほしい。

Q：中学校給食センターは15年間の運営業務という区切りだが、なぜ15年としたのか。

A：それぞれの自治体によって更新時期の違いもあるが、本市においては、今から整備する施設の耐用年数等を考えれば、15年が適切だと判断した。

Q：建物の耐用年数は何年とみているか。

A：鉄骨での建設を想定しているので、建物そのものは60年を想定している。ただ、給食センター内の設備の更新や建物の大規模修繕を考えると、一つの区切りがおおよそ15年であるということ了他市事例からも把握しているので、本市においても維持管理運営期間を15年で設定している。

(意見)：設備や機器部品の供給については、メーカーも10年程度で終わる。そのため、設備更新や機器搬入がしやすいような設計にしないと後々余分な費用がかかってしまうので留意すべきである。また、壁材や水回りの機器等は金額にも差があるので、仕様書を作成する際も業者に丸投げではなく、よく調べた上で選定すべきである。

《歳出第10款教育費 第4項幼稚園費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第10款教育費 第5項社会教育費》

ユネスコ無形文化遺産継承支援活用事業費について

(意見)：ユネスコ無形文化遺産継承支援活用事業について、鯨船を実施している地区では、高齢の方が自主的に継続している部分もあるので、地域の事情をしっかりと見て必要な支援を検討してほしい。

第2条 債務負担行為

別段の質疑、及び意見はなかった。

【健康福祉部・経過】

第1条 歳入歳出予算

《歳出第3款民生費 第1項社会福祉費》

負担金について

Q：認知症高齢者等個人賠償責任保険等負担金について、加入については認知症高齢者等SOSメールの事前登録が条件であり、認知症の程度については関係ないのか。

A：そのとおりである。

Q：保険会社の選定方法はどうか。

A：入札で行う予定である。

Q：認知症高齢者等個人賠償責任保険について、保険対象者の想定人数が350人ということだが、実際、行方不明になった方はどれぐらいか。

A：認知症高齢者等SOSメールの配信については年間20件程度である。その他、メール配信に至るまでに発見されるというケースもある。

(意見)：親族はいるが関わりがなく、また、地域ともそれほど密着していない方を誰がサポートするのかという部分が非常に難しいと感じる。今回の保険やGPSサービスも非常にいいサービスであるので、本当に支援が必要な方が利用できる仕組みとなるようフォローアップをお願いしたい。

障害者医療費について

Q：障害者医療費について、今回身体障害者手帳4級所持者に対する医療費助成を拡充するが、一方で四日市市重度障害者手当が現状の月額2000円から1000円に減額されるということを聞いているので確認したい。

A：身体障害者手帳4級所持者の助成については、障害者施策推進協議会で制度のあり方について検討しており、その中で今回の議案を提出することとなった。また、重度障害者手当を含む市単独事業についても持続可能な制度とするための議論をしていく中で、重度障害者手当については、現行で月額2000円の手当を早ければ令和3年4月から1000円とする予定である。

Q：現在、本市において重度障害者手当を受給している方は何人か。

A：平成30年度実績で、年度末の受給者数として2887人である。

Q：約2900人に対して月額2000円であるので、そこを減額する必要があるのかというのが感想である。一方を拡充することにより、他方が減額されるということだが、重度障害者手当のみ受給している方にとっては単純な減額になるので、不公平ではないかという意見も結構多い。この点についてどう考えているか。

A：当事者団体からもそういった声は聞いている。現状この重度障害者手当について、重度の身体障害者手帳、療育手帳所持者が対象となっているが、精神障害者保健福祉手帳所持者で重度障害者の方は対象外である。同じ重度障害者であるのになぜ手当が出ないのかという声もある中で、どうしていくのが良いか検討し、今回、精神保健福祉手帳1級所持者も対象とする内容になっている。

(意見)：3障害がある中で、療育手帳所持者で、かつ、重度障害手当を受けている方の声では、身体障害者手帳所持者の助成拡充によって、自分たちの手当が削られるのは納得いかないとの話もある。知的障害の方と身体障害の方の間で軋轢を生んでしまう可能性があるので十分配慮してほしい。

子ども学習支援事業費について

Q：子ども学習支援事業については、もっと低学年から行った方が効果的ではないかという趣旨の一般質問も行ったが、事業を利用するためにはその場所まで来てもらう必要があり、低学年だと危険もあることが課題との答弁だった。例えば、民間の塾などと連携して低学年の受け入れをしてもらうことは考えられないか。

A：伊勢市では業者への委託ではなく教師OBに依頼し各地区の公会所や地区市民センターで勉強を教えているという事例もあるので、民間との連携も含めて検討の余地はあると考える。

タクシー料金助成事業扶助費について

Q：障害福祉事業のタクシー料金助成事業扶助費については見直しを行ったのか。

A：タクシー料金助成事業扶助費については、重度障害者手当と同様に見直しを行っている中で、1乗車につき1枚のものを2枚使えるようにし、現行の1枚当たり助成額は初乗り相当分であるところ、1枚当たりの助成額を500円に設定し、早ければ令和3年度から事業実施していく予定である。

Q：この制度が乗車拒否につながったり、うまく使われてないという話を聞くがどう捉えているか。

A：そういった声があるということは聞いている。タクシー事業者に対しては年度ごとに協定を締結し、チケットの使用について協力を依頼しており、利用者からの苦情等があった場合はタクシー事業者に対して申し入れをしている。

(意見)：乗車拒否されたという話は多数聞いているので、うまく利用してもらえるように、現場の声も聞きながら対応してほしい。

《歳出第3款民生費 第2項児童福祉費》

《歳出第3款民生費 第3項生活保護費》

《歳出第3款民生費 第4項災害救助費》

《歳出第3款民生費 第5項国民健康保険費》

《歳出第3款民生費 第6項介護保険費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費》

市民健康づくり推進事業費について

Q：具体的にどういった事業が健康寿命延伸を目的とした事業か。その中で「歩く（ARUKU）」から始める健康づくり事業の位置づけはどうか。

A：従来から健康づくりの視点で運動や食生活改善等、生活習慣病の予防事業、がん早期発見といったがん検診事業や予防接種事業等があり「歩く（ARUKU）」も、その中の一つの事業である。

Q：予防接種事業については、副反応もあるので、確実に健康寿命が伸びるというわけではなく、副反応によって健康でなくなった市民がいることも事実である。そういう意味では、検診事業費、予防接種事業費の増額が健康寿命延伸の事業を充実させてい

るといい難いがどうか。

A：健康寿命の延伸については、「歩く（ARUKU）」から始める健康づくり事業も当然入っているが、命に関わるがんを予防していかないと健康寿命の延伸につながらない。予防接種についても、HPVワクチン等で副反応の問題があるが、高齢者の予防接種については、市内においても副反応等による大きな問題は起きていない。それぞれの事業が関わっていくことが健康寿命の延伸につながると理解している。

Q：健康寿命の延伸を図るメインの事業が、今回の「歩く（ARUKU）」から始める健康づくり事業だということで、運動するきっかけづくりということだが、今後の展開と目標を確認したい。

A：今後の展開については、主に普及啓発と環境づくりを行っていく。健康寿命延伸の成果は10年、20年先にあらわれてくる数字になると考えるので、地道に進めていきたい。

Q：健康寿命の延伸ということを市長は言っているが、そのために、来年度何をしていくのかというと、この「歩く（ARUKU）」から始める健康づくり事業しか見えてこなかったもので、この事業をもっと有効に生かし、効果の裏付けがあるものにつなげてほしい。また、今後の展開については普及啓発と環境づくりだけではなく、高齢化等の将来的な展望も見据えて事業展開してもらいたいがどうか。

A：「歩く（ARUKU）」から始める健康づくり事業は一つの事業として紹介しているが、健康づくりは多くの部局にまたがるので、昨年から庁内連携会議を開催し、様々な部局と健康をキーワードとして議論をしている。そういった連携を進め事業を充実させていきたい。

（意見）：健康寿命延伸については、直接的な効果が見える形で展開してほしい。

Q：「歩く（ARUKU）」から始める健康づくり事業については、若い世代を取り込んでいくには企業との連携が良いと考えるが、具体的にどのような企業との連携を考えているか。

A：職員が企業へ電話や訪問、メール配信等で情報提供を行っており、また、企業に対して出前講座等も行っているので、健康づくりを考えるきっかけとなる講座を実施していく。

Q：この「歩く（ARUKU）」から始める健康づくり事業で市民の歩くという概念を変えてほしい。例えばあすなろう鉄道の日永駅から中央緑地公園まで約2キロであるが、遠いと感じるのが四日市市民の感覚である。一方で都会の人であれば徒歩20分ぐらい平気で歩くので公共交通も使うが、同じ環境でも四日市市民は歩かないので公共交通も使わず、結果的に廃れていく。そういう意味ではこの事業によって徒歩の概念を変え、それを公共交通の利用にもつなげていくよう自転車の利用とも合わせて庁内連携会議で提案してほしい。

A：公共交通活用の視点という部分については、公共交通推進室とともにあすなろう鉄道の利用促進と合わせた梅見ウォーキングを実施している。そういった視点で庁内連携会議等でも事業の充実を図っていきたい。また、自転車についても運動という観点から活用していきたい。

（意見）：民間企業は健康づくりに関して非常に進んでいるので、様々な企業の取り組み

も参考にしてほしい。

(意見)：「歩く (ARUKU)」から始める健康づくり事業については、歩ける環境整備も重要である。例えば新正駅から中央緑地公園まで歩いてもらうように、やわらかい歩道を整備したり、多少雨が降っていても濡れないような簡易的な屋根を設けるなど、事業をもう少し後押しするようなことも行ってほしい。

《歳出第4款衛生費 第3項保健所費》

《歳出第10款教育費 第1項教育総務費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

第2条 債務負担行為

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第84号 令和2年度四日市市国民健康保険特別会計予算

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第89号 令和2年度四日市市介護保険特別会計予算

第1条 歳入歳出予算

《歳入》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第4款地域支援事業費 第3項包括的支援事業・任意事業費》

介護・看護人材確保事業費について

Q：介護職員の処遇改善については、令和元年10月から勤続年数10年以上の介護福祉士について月額8万円相当の給与改善を行っているとのことだが、勤続年数がそれ以下の場合は給与改善なされていないのか。

A：介護職員の特定処遇改善加算については、勤続年数10年以上の介護福祉士の給与改善を目的として実施されているが、その目的を損なわない範囲で、他の職員に配分することは可能である。一律に、何年目の介護職員に幾ら配分するというものではなく、事業所による柔軟な運用が可能である。

(意見)：今後ますます介護関係のニーズが高まると考えられるので、研修を含めた、できる限りの処遇改善をしてもらいたい。また、人材確保についてもしっかりと進めてほしい。

認知症高齢者家族介護支援サービス事業費について

Q：保護情報共有サービスのQRコードラベルの仕組みはよいと考えるが、課題はどういった点にあるか。

A：本市においても以前から試行的に行っていたが、その際はラベルライターでラベルを作成していたので、ラベルの劣化によって読み取りにくくなることがある。よって、

製品化されたラベルを採用していきたい。また、どこに貼るのかという点については、他市事例ではあえて見えるようにしているところもあるが、本市では目立たないところに貼った場合でも、迅速に身元確認ができれば十分役目を果たすと考えているので、利用者の判断に任せる部分がある。

(意見)：ラベルの効果的な貼り方やラベルの意味、機能について、悪用リスクも考えながらであるが、市民に周知し活用してもらえようしっかりと運用してほしい。

認知症地域支援体制推進事業費について

Q：認知症地域支援体制推進事業費について、認知症サポーター及び認知症フレンズの養成は進んでいると思うが、活用が必要だと考える。市として活用にかかる具体策はあるか。

A：将来的には地域における個別の支援という活用も想定されているが、現在は研修も行った上で、認知症カフェや9月のアルツハイマーデー等で啓発のイベントを実施してもらっている。

(意見)：認知症カフェの中で認知症フレンズがより活躍してもらえよう体制づくりについても検討してほしい。

在宅医療・介護連携推進事業費について

Q：在宅医療・介護連携推進事業について、介護・看護人材の育成、研修の充実ということも謳われているが、在宅医療に携わる医師の人材確保のための何らかのサポートは行えないか。

A：現時点で市が行う在宅医療に関する医師のみを対象とした研修等を行っていないが、医師会の中でも力を入れていただいているので、今後研究や相談をしていきたい。

Q：在宅医療・介護については、関わっていない医師の理解を深めてもらいたい。特に、市立四日市病院においてそれを強く感じた。四日市市羽津医療センターでは、在宅クリニックに研修医を送って、患者に向き合って診療する経験や命が枯れていく現場を学ばせていると聞いた。これは非常に重要なことだと考える。市立四日市病院においても在宅医療・介護をするしないにかかわらず、本市の財産である在宅医療の仕組みの中に組み込み、患者に向き合うという部分に意識を向けてほしい。

A：四日市市在宅医療・介護連携支援センターから病院に赴き在宅医療へつなぐことへの理解を深めてもらうよう医師、看護師、ケアマネージャーなどに啓発しているので、指摘いただいた部分も踏まえ一緒に考えていきたい。

第2条 一時借入金

第3条 歳出予算の流用

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第90号 令和2年度四日市市後期高齢者医療特別会計予算

別段の質疑、及び意見はなかった。

【こども未来部・経過】

第 1 条 歳入歳出予算の補正

- 《歳出第 3 款民生費 第 1 項社会福祉費》
- 《歳出第 3 款民生費 第 2 項児童福祉費》
- 《歳出第 4 款衛生費 第 1 項保健衛生費》
- 《歳出第 10 款教育費 第 4 項幼稚園費》
- 《歳出第 10 款教育費 第 5 項社会教育費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

第 2 条 繰越明許費の補正

学童保育事業費について

Q：学童保育事業費の繰越明許費について、四郷第 2 学童保育所の建設は当初年度内に完了するということだったのか。

A：当初は年度内完了を見込んでいたが、新築場所及び施工方法を変更したことから工事着手に遅れが生じていた。現在は建築に伴う諸手続中であるので、手続完了後、早急に工事を進めてもらうということとなっている。

Q：年度内完了の見込みで進んでいたのであれば、子供の受け入れに支障はないか。

A：四郷学童保育所と協議している中で、工事完了までの 2 カ月間について現存の施設で対応できると聞いている。

【教育委員会・経過】

第 1 条 歳入歳出予算の補正

- 《歳出第 10 款教育費 第 1 項教育総務費》
- 《歳出第 10 款教育費 第 2 項小学校費》
- 《歳出第 10 款教育費 第 3 項中学校費》
- 《歳出第 10 款教育費 第 5 項社会教育費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

第 2 条 繰越明許費の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

【健康福祉部・経過】

第 1 条 歳入歳出予算の補正

- 《歳出第 3 款民生費 第 1 項社会福祉費》
- 《歳出第 3 款民生費 第 3 項生活保護費》

《歳出第3款民生費 第5項国民健康保険費》

《歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第127号 令和元年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第130号 令和元年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第132号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第1号）

【教育委員会・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第10款教育費 第1項教育総務費》

《歳出第10款教育費 第2項小学校費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

第2条 債務負担行為の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

【健康福祉部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第3款民生費 第5項国民健康保険費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第133号 令和2年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

別段の質疑、及び意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、議案第82号 令和2年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算のうち、歳出第3款 民生費 第2項 児童福祉費中 認定こども園整備事業費（神前地区関係部分）については、分科会の総意により、採決を行わずに全体会審査におくるべきものと決し、その他の部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第 82 号 令和 2 年度四日市市一般会計予算について、第 1 条歳入歳出予算のうち、歳出第 3 款民生費 第 2 項児童福祉費中、使用済み紙おむつ回収事業について、附帯決議を付すべきものとして全体会において審査すべきとの意見があり、これを諮ったところ、賛成多数により、全体会に送ることと決しました。

以上をもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

教育民生常任委員会委員長報告（令和２年２月定例会月議会）

教育民生常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 103 号 四日市市障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正について、及び議案第 104 号 四日市市保健所等関係手数料条例の一部改正につきましては、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第 105 号 四日市市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正につきまして、討論において、委員からは、高所得者については所得制限を設けるべきと考えるので、反対するとの意見がありました。

議案第 106 号 四日市市立こども園条例の一部改正につきまして、委員からは、今後の本市における認定こども園化の方針を早急に示していくべきであるとの意見がありました。

議案第 107 号 四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第 116 号 四日市市英語指導員の報酬及び旅費に関する条例の廃止について、議案第 122 号 工事請負契約の締結について、及び議案第 134 号 四日市市国民健康保険

条例の一部改正につきましては、別段、質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました8議案のうち、議案第105号 四日市市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正につきましては、賛成多数により原案を可決すべきもの、その他の7議案については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。令和元年度第2回四日市市青少年問題協議会、令和元年度第2回エスペランス四日市運営協議会、令和元年度第8～9回四日市市民生委員推薦会、令和元年度第1回四日市市看護医療大学運営協議会、令和元年度第3回四日市市障害者施策推進協議会、令和元年度第2回同和行政推進審議会、並びに第3回人権施策推進懇話会について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

4. 所管事務調査報告書

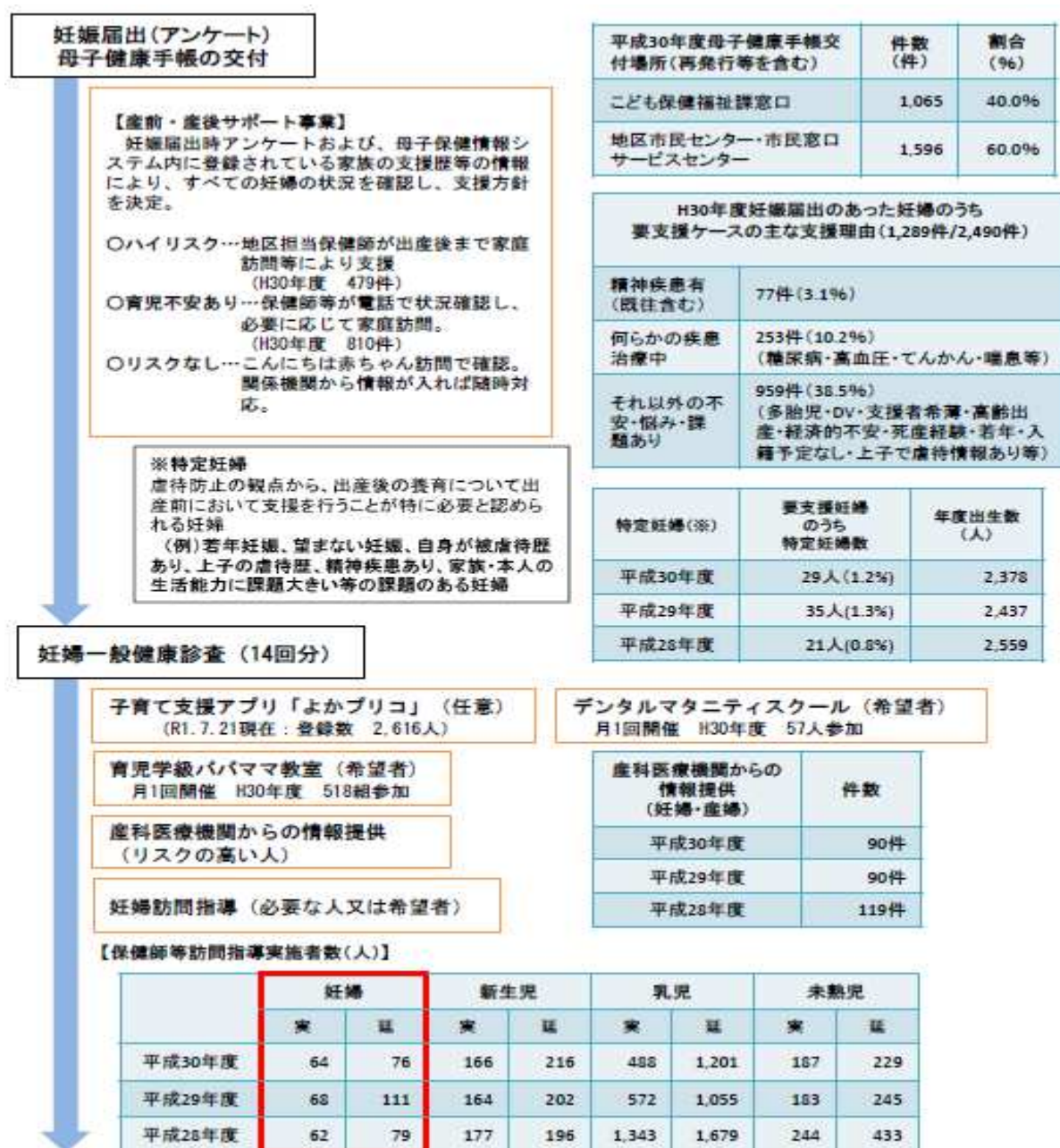
○妊娠から1歳6カ月児健診までの市の支援施策

1. はじめに

本年度から委員会任期が2年となったことに伴い、委員会内で2年間の共通テーマを設定して議論を深め、その上で行政側に政策提言等を行うというサイクルを導入することとなったため、当委員会では共通のテーマを「心豊かなよっかいち人を育むまち」と定め、同テーマに沿って所管事務調査等を行うこととなりました。

今回、この共通テーマに沿う形で、妊産婦や乳児などに対する市の支援施策について具体的にどのような事業を行っているのか、また、他市の状況等について把握するため、「妊娠から1歳6カ月児健診までの市の支援施策」として所管事務調査として取り上げ、議論することとしました。

2. 妊娠から1歳6カ月頃までの支援



出 産	年度別 出生数 (外国人を 含む)	平成30 年度	平成29 年度	平成28 年度	平成27 年度	平成26 年度	平成25 年度
出 生 届		2,378人	2,437人	2,559人	2,691人	2,559人	2,748人

新生児聴覚スクリーニング検査（任意）
（出産医療機関で実施）
※生活保護・市民税非課税世帯に費用助成（全額）

児童手当・特例給付の申請
子ども医療費受給資格証申請

産婦健康診査（2週間・1か月）
（産科医療機関で実施）

産科医療機関・NICU からの情報提供 (新生児・乳児)	件数
平成30年度	187件
平成29年度	148件
平成28年度	221件

【産婦健康診査】（H30.1.1より開始）
出産後2週間頃と、1か月頃の時期に母体の回復状況や授乳状況、精神状態を把握し、早期に必要な支援につなぐことで、産後うつや新生児の虐待を予防することを目的とする。（国庫補助あり）

○産後うつ質問票
回答にそれぞれ点数がついており、全10問（30点満点）の合計点数が9点以上の場合、産後うつの疑いがあるとされる。

電話相談又は訪問指導を実施

産後うつ 質問票の得点 が高い人 (県内受診分)	産後2週間	産後1か月
	9点以上/ 受診者数	9点以上/ 受診者数
平成30年度	88人/752人 (11.7%)	246人/1,956人 (12.6%)
平成29年度 (1月～3月)	12人/133人 (9.0%)	34人/463人 (7.7%)

【産後ケア訪問】
（利用料1,200円 ※生活保護受給世帯は免除）

○対象者
家族や実家からの十分な支援が受けられず、体調や育児に不安のある産後4か月未満の産婦。
○内容
助産師（委託）による産後の生活指導、赤ちゃんの健康状態確認、乳房ケア、沐浴、授乳などの育児支援、相談などを実施。

新生児訪問指導（希望者及び必要な人）

産後ケア訪問利用者	利用者実数(人) /延べ利用回数(回)
平成30年度	15人 / 45件
平成29年度 (10月～3月)	6人 / 20件

〈他市町の例〉
○産後ケア(宿泊型)
病院や助産所の空きベッド等を利用し母子で宿泊しながら、育児のサポートや乳房ケア、母体の休息、家庭に戻ってからの子育てや生活の仕方に関する相談支援を受けることができる。
(県内:津市、伊勢市、松阪市、名張市が実施)

【保健師等訪問指導実施者数(人)】

訪問指導実施 者数(人) ※保健師等	妊婦		新生児		乳児		未熟児	
	実	延	実	延	実	延	実	延
平成30年度	64	76	166	216	488	1,201	187	229
平成29年度	68	111	164	202	572	1,055	183	245
平成28年度	62	79	177	196	1,343	1,679	244	433



定期予防接種
(生後2か月より開始)



育児相談(すくすくルーム、育児健康ホットライン)

乳児家庭全戸訪問(※)
(こんにちは赤ちゃん訪問)

※乳児家庭全戸訪問事業
児童福祉法に基づき、子育ての孤立化を防ぐために、原則として生後4か月を迎えるまでのすべての乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する必要な情報を提供するとともに、支援が必要な家庭を適切なサービス提供に結び付けることを目的とする。

こんにちは赤ちゃん訪問	実人数(人) ※転居・不在・死亡を含む	訪問者内訳			
		市保健師等 ※1		こんにちは赤ちゃん訪問員(「訪問員」)	
		実人数(人)	うち市継続支援(人)	実人数(人)	うち市継続支援(人)※2
平成30年度	2,471	737 (29.8%)	364	1,734 (70.2%)	297
平成29年度	2,482	599 (24.1%)	274	1,883 (75.9%)	262
平成28年度	2,613	692 (26.5%)	272	1,921 (73.5%)	295

〈他市町の例〉
○専門職による「乳児家庭全戸訪問」
看護師・保健師・助産師が、全数を訪問。
県内:桑名市、いなべ市、伊勢市、鳥羽市、伊賀市など
※第1子のみ全数専門職が訪問:津市、志摩市

※1 市保健師等の 対応理由(重複 あり) (H30年度)	養育環境に課題がある	医療機関からの依頼等	保護者の希望・育児不安	養育者の精神的、知的課題	多胎出産(組)	低出生体重児	若年出産・高齢出産
	164	127	74	85	22	36	68
兄弟姉妹で継続支援中	疾病、障害の可能性	母子家庭・父子家庭・複雑	妊娠届出時期が遅い	飛び込み出産、産後分岐	多産	その他(長期里帰り・拒否など)	
	33	15	23	10	1	6	34

※2 訪問員が訪問後、市保健師が対応した理由(重複あり)(H30年度)	育児に課題・不安がある	養育環境に課題がある	育児に課題・不安がある	児の健康に課題がある	母の健康に課題がある	授乳に課題がある	訪問時児を見ていない	複数回訪問しても不在
	153	31	28	26	39	45	1	9

生後4か月までに訪問できなかった件数 (平成30年度)	65件(2.6%)/2,471件中		備考
	4か月までに転出	26件	4か月未満の転出児は、転出先で訪問
	死亡	2件	
	施設入所	2件	
	訪問時不在等	35件	・窓口へ来所、面接にて確認したり、4か月健診の受診結果の報告から確認するなど、H30年度については、何らかの方法で、対象児の情報を確認できている。 ※H29年度・30年度0件、H28年度1件(両親不法滞在の外国人⇒出国(住登抹消))



【養育支援訪問】
 (専門的相談支援、育児・家事支援)
 養育環境に課題があり虐待防止の観点から支援が特に必要な家庭に対し、居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより適切な養育の実施を確保する。

養育支援事業 訪問延件数	家事・育児 支援(延/実)	専門的 相談支援(延/実)
平成30年度	548件/ 41戸	190件/ 35戸
平成29年度	283件/ 24戸	144件/ 20戸
平成28年度	411件/ 27戸	141件/ 25戸

パンダひろば(生後6か月まで)
 生後6か月未満の乳児と保護者を対象に、同年代の子どもを持つ親同士が育児に関する不安や悩みを共有できる仲間づくりのきっかけを提供する場。
 ※月1回開催 H30年度 651組参加

**4か月児一般健康診査
(医療機関)**

乳幼児食教室(前期・後期)

未受診者訪問指導・電話指導

	乳児健康診査 受診状況	対象者数 (人)※1	受診者数 (人)※2	受診率 (%)
4 か 月 児	平成30年度	2,416	2,328	96.4
	平成29年度	2,494	2,379	95.4
	平成28年度	2,601	2,546	97.9
10 か 月 児	平成30年度	2,459	2,260	91.9
	平成29年度	2,558	2,386	93.3
	平成28年度	2,678	2,411	90.0

※1:対象者数=対象月齢を迎える乳児の数(月々の出生数計)
 ※2:受診者数=委託医療機関からの報告件数

**10か月児一般健康診査
(医療機関)**

未受診者訪問指導・電話指導

※未受診者に対しては、電話、家庭訪問により状況確認。

(未受診の理由)
 転入前に受診、定期通院中・入院中、忘れていた、果外(国外)滞在中、仕事が忙しかった等

**1歳6か月児健康診査
(集団健診)**

未受診者訪問指導・電話指導

1歳6か月 児健康診査 受診状況	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
平成30年度	2,456	2,401	97.8
平成29年度	2,516	2,444	97.1
平成28年度	2,651	2,574	97.1

※1歳8か月時点での未来所者へは、受診勧奨通知(アンケート)を送付。連絡、受診のない場合には、電話、家庭訪問により状況確認。

【心理発達相談】
 健診や相談の結果、幼児及び保護者の心身の発達・情緒不安等について、心理発達相談員による継続指導を行い、必要時専門機関につないでいる。
 H30年度 相談数 395件

【親子教室「ラッコ」「イルカ」】

○対象年齢
 ラッコ:概ね2歳~2歳半まで
 イルカ:概ね2歳半~3歳頃まで

○教室の概要
 健診や相談の結果、発達に課題がある子や育児不安の強い保護者を対象に、定期的な集団指導を行いながら、子どもへの適切な関わり方を学んでもらう教室。 H30年度延べ参加者数 ラッコ 104人
 イルカ 96人

その他の支援

※第2子以降レスパイトケア事業

【第2子が生後12か月まで】

第2子以降の子どもの出産後における保護者の負担を和らげるため、産後12か月までの間に市内の認可保育園で、生まれた子の兄・姉の一時保育サービスを2回まで無料にするサービスを提供している。

	申請枚数	利用件数
平成30年度	408枚	309件
平成29年度	433枚	291件
平成28年度	408枚	237件

※子育て支援センター、あそび会・あそぼう会

【0歳～就園前まで】

子育て支援センターは、おもに0～3歳の乳幼児を持つ親とその子供が気軽に利用し、交流や育児相談ができる場として市内20カ所に設置している。自由開放のほか、保健師・栄養士相談や各種講座・イベントなども開催している。

また、公私立保育園、公立幼稚園において、「あそび会」「あそぼう会」と称し、未就園児の親子を対象に、週1回(午前中2時間ほど)園を開放している。

利用人数	子育て支援センター	あそび会・あそぼう会
平成30年度	105,117人	33,610人
平成29年度	110,754人	36,789人
平成28年度	108,943人	42,084人

※ファミリー・サポート・センター事業

【0歳から小学校卒業まで】

子育てを助けてほしい人(依頼会員)と、子育てのお手伝いをしたい人(援助会員)が会員になって、相互の信頼と了解のもと助け合う相互援助活動です。

本市は、こども未来課が設置し、NPO法人体験ひろば☆こどもスペース四日市が運営する「公設民営」方式で運営している。

	援助会員数	依頼会員数	両方会員数	活動件数
平成30年度	540人	954人	78人	2,227件
平成29年度	511人	942人	101人	2,112件
平成28年度	495人	889人	109人	2,120件

3. 委員からの主な意見

- ・産後ケア（宿泊型）については、津市や松阪市で実施されているが、当該助産施設で出産した場合に限るという条件があること、また、県内には条件なしで受け入れている助産院もあるが、遠方のため四日市市民が利用しやすい状況ではないとのことだったが、実施可能な施設の把握等については、引き続き医療機関と調整していくべきである。
- ・近年では不妊治療による妊娠、出産をされる方が増加しているとのデータもあるので、そうすると多胎児出産の可能性も高まる。一人の乳児を育てることも大変な中で、多胎児を育てる方に対する施策についても配慮してほしい。
- ・認定こども園化した施設では子育て支援事業を実施することが義務付けられているが、その一環として、本市では子育て支援センターを設置している。今後も認定こども園化に伴い同センターを設置する場合、スタッフの配置や規模について、早めの計画を立てると同時にその内容を当委員会にも示してほしい。
- ・不妊治療による妊娠、出産をされる方が近年増加しているということを一般の方にも理解してもらい、不妊治療の手段を身近に感じてもらうことができれば、最終的に少子化対策にもつながると考えると、行政が主体となって、これらのことがなんら特殊ではないということを広く周知していく必要があると考える。
- ・本市では不妊治療費の助成については、1人の対象者に対して最大6回までであるので、3人子どもが欲しければ、その6回の補助のなかでやりくりする必要がある。例えば子ども1人につき6回まで補助するなど、時代に沿った手厚い制度にしていくべきである。
- ・少子化による多くの問題が懸念されている中で、不妊治療への補助は未来への投資と考えるべきである。不妊治療による妊娠、出産が近いうちに半数を占める状況にあるということを知り、固定観念を変えていくことも大切だが、同時に施策を行う行政もその意識を持つべきである。

4. まとめ

妊娠から1歳6カ月児健診までの支援施策について、本市では、妊娠後の産前・産後サポート事業、出産後の各種健診、乳児家庭全戸訪問のほか、第2子以降レスパイトケア事業、ファミリー・サポート・センター事業など、各段階に応じた様々な施策が行われています。

その中で、今回主に議論があったのは、産後ケアと不妊治療についてであります。

まず、産後ケアについては、本市では訪問型のみが行われており、津市や松阪市などで行われている宿泊型のサービスは行われていません。その主な理由としては、産後ケア希望者を常時受け入れられる助産施設が本市にないことです。また、宿泊型サービスを実施している津市や松阪市においても、産後ケアのみを単独で受け入れる助産施設はなく、あくまでその施設で出産した人に限って産後ケアも受け入れるものだけということでした。

宿泊型のメリットは、訪問型に比べてサポートしてもらう時間が長く、助産師などの専門職がいるため授乳指導、栄養指導、育児相談などが複数回できるうえ、母親の休養がとれることにあります。今後も本市における産後ケア（宿泊型）、（デイサービス型）の可能性を検討するため、引き続き市内医療機関等との情報共有を進めるべきと考えます。

また、不妊治療については、本市でも不妊治療費助成事業を実施しているものの、1人の対象者に対して最大6回までの助成となっており、複数人子どもを希望する場合には6回の助成の中でやりくりする必要があるとの現状から、そもそもなぜ6回としたのかの理由や背景を踏まえつつ、例えば子ども1人に対しての助成にしていくなど、より現実に沿った助成

事業になるよう検討すべきと考えます。

そのほか、近年では不妊治療による妊娠、出産が増えつつあるなど、自然妊娠、出産が多くを占めていた時代から変わりつつあることを念頭に、行政が主体となってこのような妊娠や出産がもはや特殊ではないという空気を醸成していくこと、また、行政職員自身はその認識を持って政策立案していくことが、最終的に少子化対策にもつながるものと考えます。

以上、今回の所管事務調査における当委員会の指摘を踏まえ、妊娠や出産をされる方や、その後の子育てを行う方にとってよりよい支援となるよう、引き続き先進事例等を研究しながら施策を実施するよう要望し、当委員会からの調査報告といたします。

[委員会の構成]

委員長	中	村	久	雄
副委員長	平	野	貴	之
委員	荒	木	美	幸
委員	石	川	善	己
委員	伊	藤	昌	志
委員	川	村	幸	康
委員	後	藤	純	子
委員	村	山	繁	生
委員	森		智	子

○いじめ対策について

～本市におけるいじめの地域別、男女別、学年別分析結果について～

1. はじめに

本市のいじめ対策については、文部科学省の「初期段階のいじめを含めて積極的に認知することは、その解消に向けた取り組みのスタートラインに立っている」という考え方を各学校に周知したり、いじめ認知の具体的な例を紹介した結果、小学校各校が積極的な認知に努め、平成30年度における市内小学校のいじめ認知件数は366件と昨年度の3倍以上になっています（中学校は77件で昨年度より減少）。

こうした中、いじめの内容に地域別、男女別、学年別で差や特徴があるのかなどを分析し、その分析結果をもとに対策を立てていくことが、より効率的ないじめ対策につながるのではないかという観点から、今回所管事務調査を行うこととしました。

2. いじめに係る各分析結果について

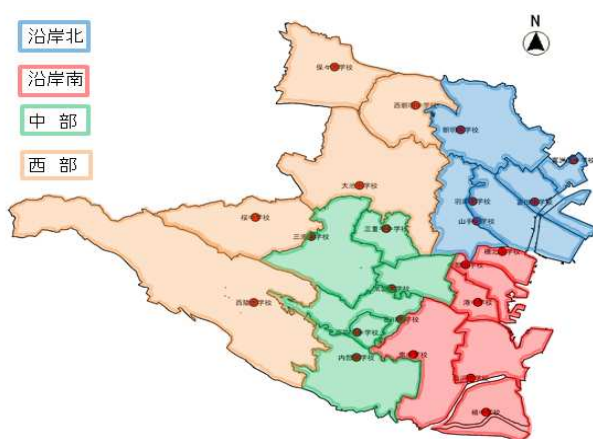
(1) 地域別の状況

地域に関しては、あらかじめ定まった地域の区分がなかったことから、

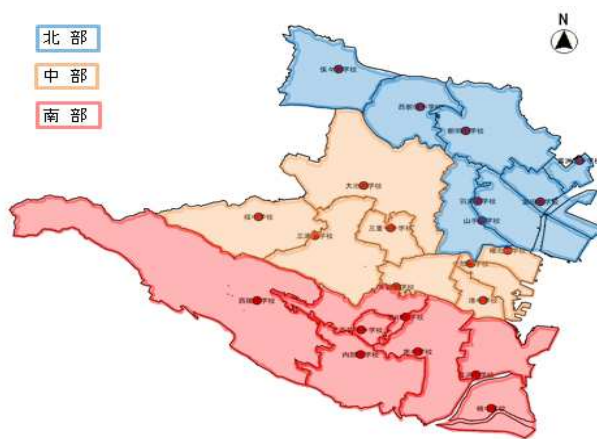
- ① 東西を意識したブロック分け：4地域
- ② 南北を意識したブロック分け：3地域 の2パターンで集計を行い、何らかの傾向が見られるかどうか試行することとした。

○地域分け（①・②の2パターン）

① 4地域（沿岸北・沿岸南・中部・西部）

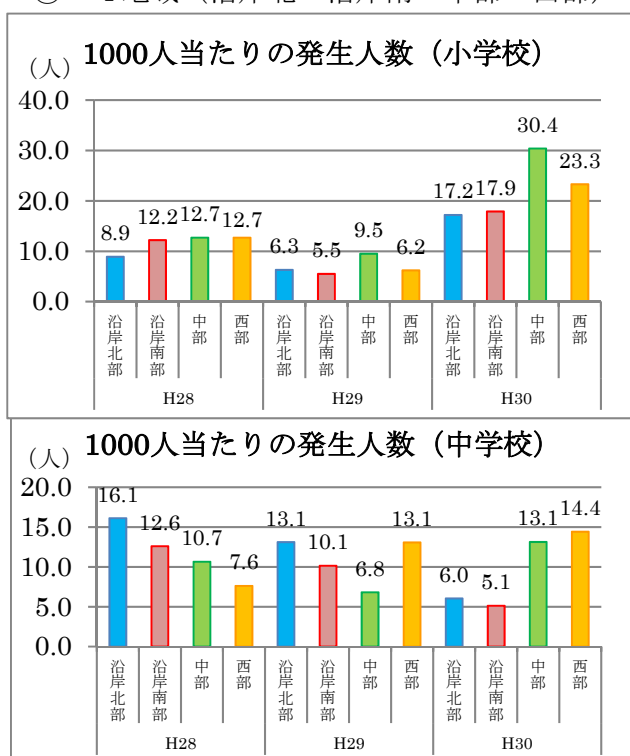


② 3地域（北部・中部・南部）

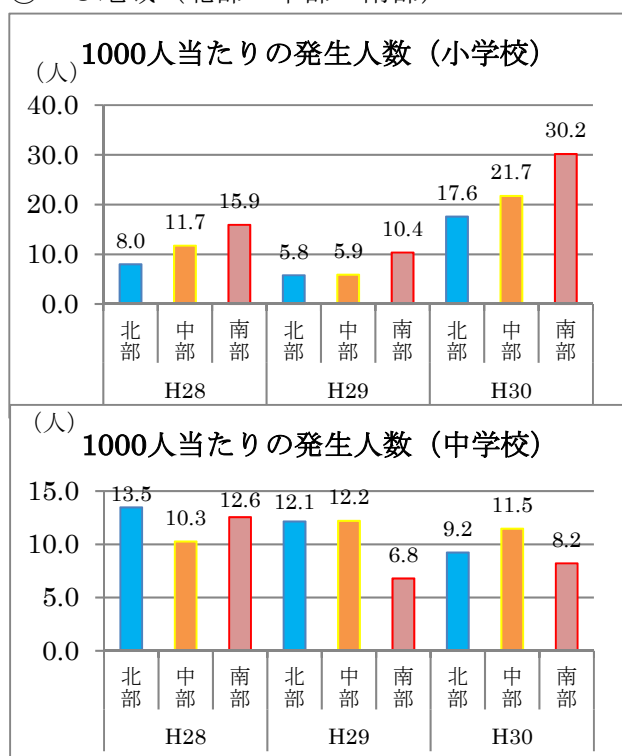


○1000人当たりのいじめ発生人数（経年）

① 4地域（沿岸北・沿岸南・中部・西部）



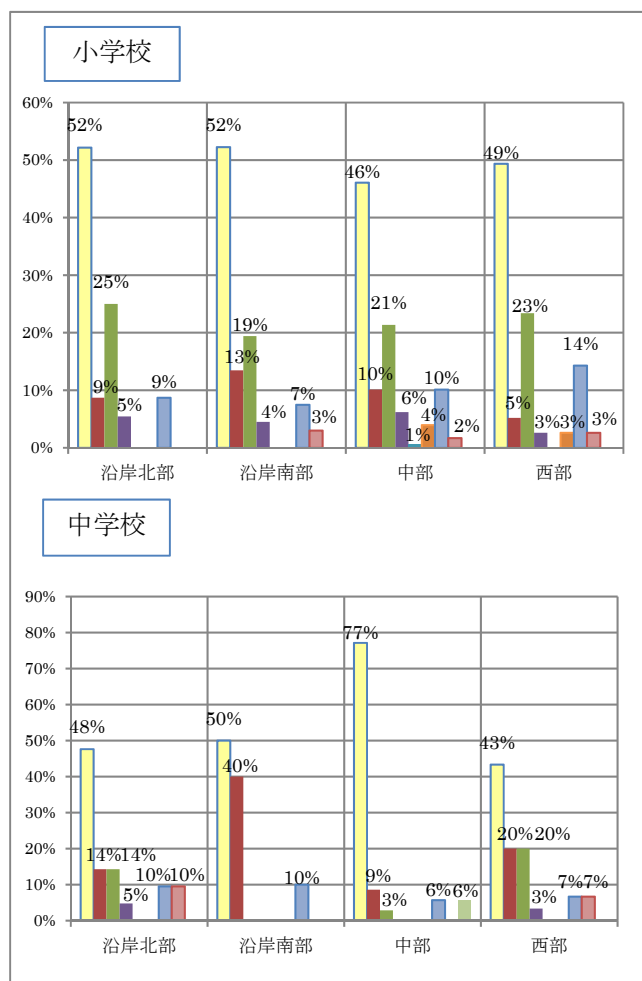
② 3地域（北部・中部・南部）



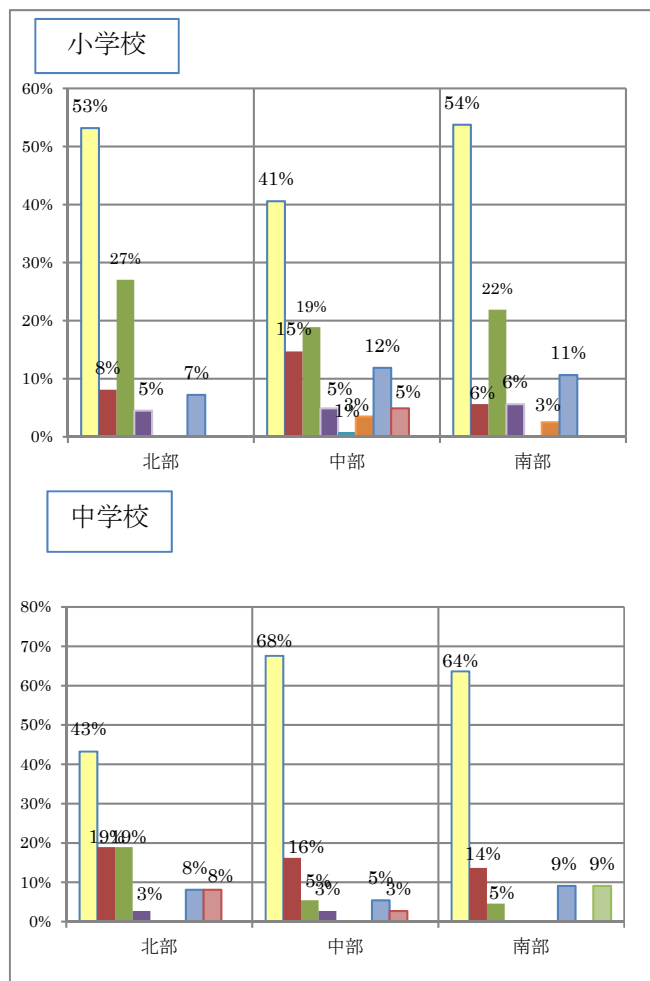
- ・H30年度小学校における1000人当たりの発生人数は、4地域では中部、3地域では南部が多い。
 - ・H30年度中学校における1000人当たりの発生人数は、4地域では西部、3地域では中部がやや多い。
 - ・いじめの積極的認知の取り組みにより、小学校・各地域においてH30年度で前年度より3倍程度に増加している。発生人数については、地域によって高低が見られる。
 - ・中学校においては、各地域で年度ごとに増減しており、特定の傾向は読み取りにくい。
 - ・発生に関する地域差があるというよりは、いじめの積極的認知に関する取り組みの進み具合にばらつきがあることで、発生件数の高低が生じていると考えられる。
- ⇒ 発生件数が少なめの学校においては、いじめの積極的認知に努めるようあらためて指導を行っている。

○いじめの態様（平成 30 年度）

① 4 地域（沿岸北・沿岸南・中部・西部）



② 3 地域（北部・中部・南部）



- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。
- その他

・いじめの態様については、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、次に「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」が多い。

これは、小学校、中学校とも、年度、ブロックに関係なく同じ傾向が見られる。

・中学校と小学校のいじめの態様を比較すると、どのブロックにおいても、中学校では「パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる」、「仲間外れ、集団による無視をされる」の割合が高くなり、逆に「軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」の割合は低くなっている。

(2) 男女別いじめ認知件数及びいじめの態様 [各年度・小中学校ごとの内訳 (%)]

年度	学校種別	性別	いじめ認知件数	割合									
				冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	仲間はずれ、集団による無視をされる。	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	金品をたかられる。	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	ほろ・中傷や嫌なことをされる。	パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	その他
平成30年度	小学校	男	230	25.8%	2.2%	16.7%	3.4%	0.2%	1.7%	5.1%	0.5%		
		女	184	23.2%	7.2%	5.6%	1.7%		0.5%	5.1%	1.2%		
	中学校	男	46	29.2%	3.1%	8.3%	2.1%			4.2%	1.0%		
		女	50	28.1%	13.5%	2.1%				3.1%	3.1%	2.1%	
平成29年度	小学校	男	45	29.3%	5.3%	8.0%	6.7%		1.3%	8.0%		1.3%	
		女	30	21.3%	6.7%	5.3%				1.3%	2.7%	2.7%	
	中学校	男	64	28.6%	5.9%	8.4%	1.7%		2.5%	4.2%	1.7%	0.8%	
		女	55	22.7%	8.4%	2.5%				2.5%	5.9%	4.2%	
平成28年度	小学校	男	91	25.3%	4.5%	16.2%	1.3%			5.2%		6.5%	
		女	63	25.3%	5.8%	1.9%		0.6%	1.3%	3.2%	1.3%	1.3%	
	中学校	男	67	35.1%	2.6%	13.2%	0.9%	0.9%	2.6%	1.8%	1.8%		
		女	47	29.8%	2.6%		0.9%			0.9%	4.4%	2.6%	

- いじめ認知件数は、小学校では男子の方がやや多く、中学校では男女の差はほとんどみられない。
- いじめの態様は、小学校、中学校の男女ともに、「冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が、多くの割合を占めている。
- 小学校、中学校ともに、男子は、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」割合が高く、女子は「仲間はずれ、集団による無視をされる」割合が高い傾向にある。

(3) 学年別いじめの態様 [各年度・学年ごとの内訳 (%)]

年度	学校種別	学年	割合									
			冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	仲間はずれ、集団による無視をされる。	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	金品をたかられる。	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	ほろ・中傷や嫌なことをされる。	パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	その他
平成30年度	小学校	1年	34%		41%	11%		2%	13%			
		2年	41%	3%	36%	1%		1%	18%			
		3年	46%	14%	18%	5%	2%	5%	9%	2%		
		4年	59%	10%	13%	4%		3%	9%	3%		
		5年	62%	11%	12%	1%		3%	8%	3%		
		6年	47%	19%	16%	10%			4%	3%		
中学校	1年	53%	21%	9%	2%			7%	7%			
	2年	58%	16%	12%	2%			7%	2%	2%		
	3年	70%		10%				10%		10%		
平成29年度	小学校	1年	40%	10%	40%				10%			
		2年	47%	6%	12%	18%			6%		12%	
		3年	30%	4%	22%	13%		4%	9%	4%	13%	
		4年	50%	13%	9%	9%			9%		9%	
		5年	53%	15%	9%	6%	3%				15%	
		6年	52%	8%	16%			8%	8%	8%		
中学校	1年	54%	13%	11%	1%		1%	9%	4%	6%		
	2年	48%	15%	19%	4%			4%	11%			
	3年	58%	11%				5%		16%	11%		
平成28年度	小学校	1年	65%	18%	6%				6%		12%	
		2年	50%		33%	11%						
		3年	56%		9%		3%	3%	15%		15%	
		4年	61%	9%	14%		2%	2%	2%		9%	
		5年	55%	13%	5%	5%		7%	5%	3%	7%	
		6年	45%	18%	14%	4%	2%	4%		4%	11%	
中学校	1年	58%	10%	12%	2%		3%	2%	10%	3%		
	2年	57%	12%	12%	2%	2%		6%	2%	4%		
	3年	79%		7%			7%		7%			

- 小学校、中学校ともに、各学年において、「冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が、最も多くの割合を占めている。
- 小学校の低学年は「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」が多いが、小学校高学年以上になると、「仲間はずれ、集団による無視をされる」の割合が多くみられる。

3. 委員からの主な意見

- ・最近の子どもは昔に比べて「大人」になっている気がする。そういう意味では、今の時代に合ったような、スクールソーシャルワーカーを充実させるなど、相談体制を組織的に整えていくことが必要だと考える。
- ・いじめについては、全国的に増加傾向にあるということは間違いないと考える。その中で、いじめに気付くということについては、学校では担任以外になかなか難しい。そのため、担任がいじめに気付いた際は状況が悪化しないうちに早い段階で学校全体で情報共有してもらいたい。
- ・いじめの気付きについては担任や家庭が主となるが、対処についてはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、地域など外部と協力することが大事だと考える。なるべくオープンな場で情報共有をしていただきたい。また、モンスターペアレントやいじめ対策として、警察OBを各学校に1人配置するとずいぶん違ってくるのではないかと考えるので検討してほしい。
- ・いじめている側といじめられている側に意識の温度差があると考え。いじめている側は深刻に考えていない場合があり、一方でいじめられている側は深刻に受け止めている。いじめている側の意識づくりについても道德教育の場などで指導して行ってほしい。
- ・学校内で対応が困難な事案については、外部と協力していく体制や意識をどう作るかが課題と感じる。
- ・子どもの状態は家庭環境に関係する部分がある。単に担任に家庭訪問をさせるだけではなく、家庭事情に関する情報が入った際は早期に対処できるような方法を検討するとともに、校長や学校だけに対応させるのではなく、教育委員会が主体となるような対策を検討してほしい。
- ・いじめは人権的な問題でもあるので人権プラザの活用も検討すべきである。例えば、各人権プラザにスクールロイヤーを配置すれば、学校は本庁に行かずとも最寄りの人権センターでいじめ等の相談ができる。本庁と学校だけではなく、こうした部局との連携も検討すべきである。
- ・いじめについて、教職員が発見できるのは1割に満たないということを意識し、外部の目や本人たちの訴えを真剣に聞きながら学校内での情報共有をしっかりとってもらいたい。

4. まとめ

今回の所管事務調査では、本市におけるいじめの状況について、市内での地域差、男女別、学年別でそれぞれ傾向や特性があるのかについて議論を行いました。

まず、いじめ発生人数の地域差については、地域差というよりも、各学校によっていじめの積極的認知に関する取り組み具合にばらつきがあることで、いじめ発生件数の差が生じており、いじめの態様については地域にかかわらず「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」の順に多いとのことでした。

次に、男女別のいじめ認知件数については、小学校では男子のほうがやや多く、中学校では男女の差はほとんどみられない一方で、いじめの態様としては、小中学校ともに男子は「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」割合が2番目に高く、女子は「仲間はずれ、集団による無視をされる」割合が2番目に高いとのことでした。

また、学年別のいじめの態様については、小学校低学年では「軽くぶつかられたり、遊ぶ

ふりをして叩かれたり、蹴られたりする」という身体的ないじめの割合が2番目に高いが、小学校高学年以上になると「仲間はずれ、集団による無視をされる」という精神的ないじめの割合が増えるということでした。

これらの分析を含めて、いじめ対策としては、第一にいじめの早期発見や積極的認知が重要になるため、地域差分析の部分でもあったように、いじめ発生件数が少ない学校に対しては、いじめの積極的認知について継続的に指導していくことが大切です。また、学校内でいじめに関する情報共有をスムーズに行うためには、教職員が働きやすい環境を整えていく必要もあると考えます。しかし、いじめについては、学校や教職員だけでは対応しきれない部分があることも事実であり、教職員の働き方改革の中で、いじめ問題に深く関わっていくためには、いじめ被害を受けた子どもの心のケアを行うスクールカウンセラーや、家庭訪問等により生徒の支援を行うスクールソーシャルワーカー、あるいは地域、家庭を含めたチームとしての取り組みが一層重要になると考えます。

その中で、本市において特に人材が不足しているスクールソーシャルワーカー等の確保については十分検討するよう要望し、当委員会からの調査報告といたします。

[委員会の構成]

委員長	中村久雄
副委員長	平野貴之
委員	荒木美幸
委員	石川善己
委員	伊藤昌志
委員	川村幸康
委員	後藤純子
委員	村山繁生
委員	森智子

○生きにくい若者たちへの支援について

1. はじめに

今日では、様々な要因によって社会の中に自分の居場所が見つからず、日々の生活に悩みを持つ若者が増加しており、こうした若者にとって暮らしやすい社会を構築していくことや、自立のための支援をしていくことは行政の重要な施策の一つです。

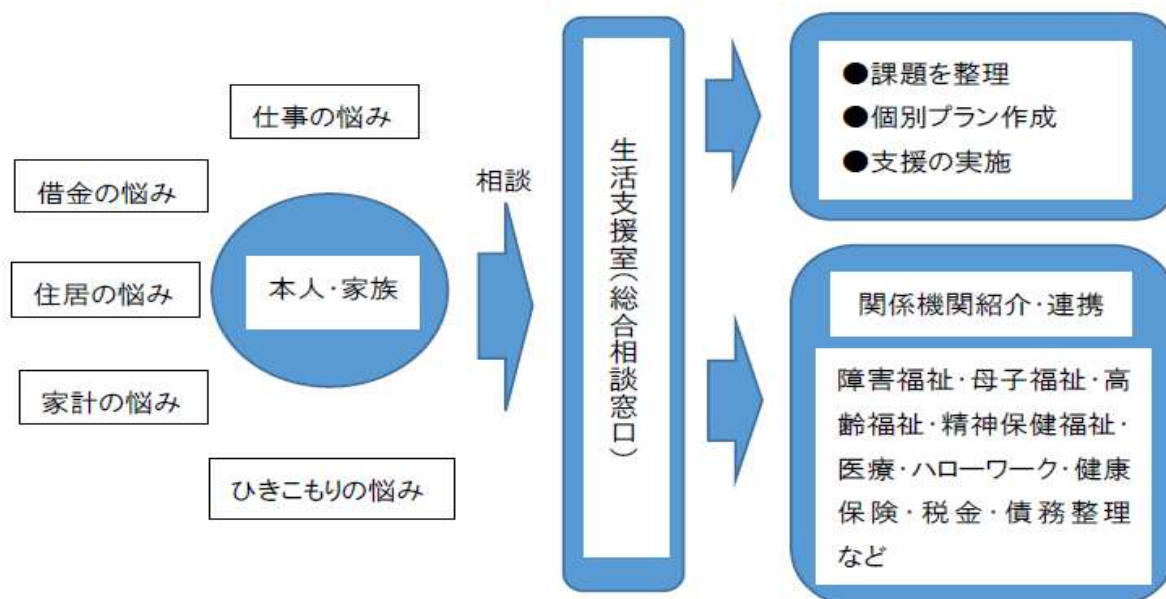
また、障害を持つ若者が就労等により社会参加し、日々の生活にやりがいを持って、安心して暮らせるよう支援をしていくこともまた、行政の役割です。

こうした中、本市において、これらの若者に対してどのような支援、施策が行われているのかを確認し、また、どのような部分を強化していくことがより良い支援につながるのかを研究するため、今回所管事務調査を行うこととしました。

2. 本市における支援、施策について

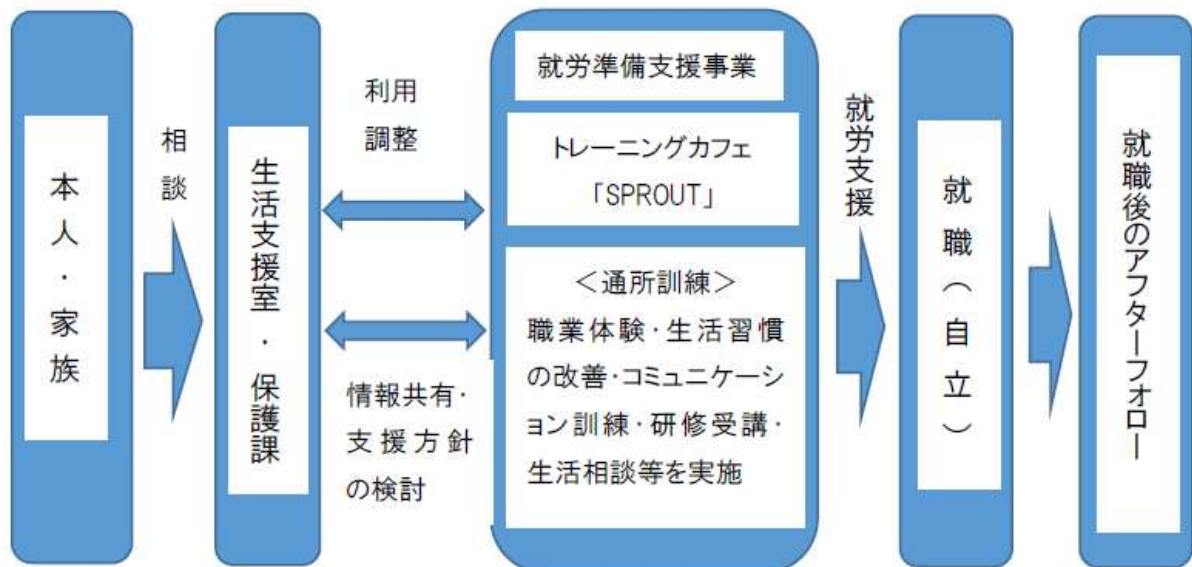
【総合相談窓口の設置・PR の強化】

- ① 平成 27 年度より生活困窮者自立支援法に基づき、就労・借金問題・家計のやりくり・家族のひきこもりなど、生活全般にかかる総合相談窓口を、健康福祉部保護課に設置している。
- ② 平成 31 年度より四日市市社会福祉協議会に業務委託しており（相談窓口名称：生活支援室）、11 月分実績においては延 180 件の相談が寄せられた。
- ③ 相談者の状況に応じた個別支援プランを作成するとともに、障害福祉・母子福祉・高齢福祉・精神保健福祉・医療・ハローワーク・健康保険・税金・債務整理・など複数の関係機関につなぎ、包括的に利用者支援を行っている。
- ④ 地域においてひきこもりをはじめとした若者にまつわる課題を掘り起こし、相談窓口にとどり着くことが困難な若者や、その家族への支援を進めるため、広報やホームページの活用をはじめ、地域の関係機関、各種専門機関への周知、啓発を行っていく。



【就労準備支援事業について】

- ① 若年者を中心としたひきこもりへの支援の一環として、平成 31 年度より就労準備支援事業を導入。一般就労に向けた求職活動をできずに悩んでいる者に対し、職業体験や研修の場を通じて就労に必要な知識やコミュニケーションスキルの習得、生活習慣の改善を図り、自信をつけるきっかけづくりを行う。
- ② 若者サポートステーション、障害者就労移行支援、認定就労訓練事業など、ひきこもり支援に有効な事業を先駆的に取り組んでいる「NPO 法人市民社会研究所」に業務を委託。
- ③ 同法人が運営する職業訓練所「トレーニングカフェ SPROUT」への通所を基本とし、利用者の状況に応じた就労自立計画を作成するとともに、利用者が抱える様々な問題など幅広く相談に応じ、就労阻害要因を一つずつ解決していく。
- ④ 利用期間は個々の状況にもよるが 6 か月以内を基本とし、必要に応じて 1 年までの延長が可能。
- ⑤ 今後、利用者増加に向け、広報・ホームページの活用をはじめ、各関係機関向けに周知、啓発を進めていく。



【障害者総合支援法に基づく就労支援サービス】

①就労移行支援

企業などへの就職活動中、または就労を希望し、知識・能力の向上のための訓練や職場実習を行うことで、企業などへの就労が見込まれる障害のある人に対して、生産活動、職場体験など、活動の機会の提供や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談や支援を行う。



パソコントレーニングの様子
(就労移行支援)

②就労継続支援A型、就労継続支援B型

企業などでの一般就労が困難である人で、配慮された福祉的就労であれば働くことができる人に対し、生産活動などの機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行う。

運営法人と雇用契約を結ぶA型、雇用契約を結ばないB型がある。



パン屋での接客
(就労継続支援A型)



ガソリンスタンドでの訓練
(就労継続支援B型)



食品トレへのシール貼り作業
(就労継続支援B型)

③就労定着支援

就労移行支援や就労継続支援を利用して、企業などに新たに雇用された障害のある人の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。

四日市市内の事業所数の推移（各年度4月1日時点）

年度	就労移行支援	就労継続支援		就労定着支援
		A型	B型	
平成28年度	6事業所	14事業所	20事業所	—
平成29年度	6事業所	14事業所	21事業所	—
平成30年度	6事業所	12事業所	23事業所	0
平成31年度	6事業所	10事業所	24事業所	1事業所

※就労定着支援は、平成30年度に新たに創設された就労支援サービス

○就労支援サービスの利用状況

①就労移行支援

年度	利用者実人数
平成28年度	112人
平成29年度	111人
平成30年度	98人

②就労継続支援（A型、B型）

年度	利用者実人数
平成28年度	748人
平成29年度	765人
平成30年度	760人

③就労定着支援

年度	実人数
平成30年度	6人

○サービス別の利用者年齢構成（平成30年度実績）

①就労移行支援

年代別	実人数
10代	8人
20代	38人
30代	26人
40代	17人
50代	8人
60代	1人
総計	98人

②就労継続支援（A型、B型）

年代別	実人数
10代	8人
20代	183人
30代	136人
40代	182人
50代	153人
60代	94人
70代	4人
総計	760人

③就労定着支援

年代別	実人数
10代	0人
20代	3人
30代	1人
40代	1人
50代	1人
総計	6人

※平成31年3月31日時点での年齢

【子どもと若者の居場所づくり事業について】

○目的

青少年健全育成・非行防止活動の一環として、青少年が気軽に集い、大人とも語り合える場所を提供し、子どもや若者の自主活動への支援を行う。

○主な業務内容

- ・青少年が自立心・社会性等を身に付けるための支援・助言・相談
- ・中高生等の青少年を対象とした催し物の企画・開催・PR

○実施場所・期間及び利用者数

- (1) 会場① 登校サポートセンターふれあい (R1.7~9 は工事のため橋北交流会館)
毎週土日 10:00~19:00

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (11月まで)
開催日数(日)	100	100	100	69
のべ利用者数(人)	3,896	3,350	2,847	2,126
うち青少年数(人)	3,440	2,968	2,502	1,515

【内訳】

卓球	1,412	1,262	1,172	308
バトミントン	168	93	40	12
ダンス	14	7	60	0
音楽室	504	614	471	230
ロビー(相談含む)	1,294	964	773	657
イベント等その他	504	410	331	919



(2) 会場② 四日市市総合会館 7 階第 3 研修室

毎月指定日曜日 9:00~16:30

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (11 月まで)
開催日数 (日)	36	36	36	22
のべ利用者数 (人)	1,046	935	948	570
うち青少年数 (人)	513	454	424	292

【内訳】

工作 (絵・木工)	65	38	16	0
音楽ひろば	772	768	685	483
その他イベント	195	129	247	87
相談等 (同一人含む)	14	0	0	0

(3) 総利用者数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (11 月まで)
のべ利用者数 (人)	4,942	4,285	3,795	2,696
うち青少年数 (人)	3,953	3,422	2,926	1,807

○成果と今後の課題

学校や社会になじめず生きにくさを感じている青少年が継続して居場所を訪れ、スタッフと相談する中で信頼関係を築くなど、成果が見られる。また、不登校などを経験したスタッフが自身の経験をもとにして相談にあたるなど、青少年に寄り添った支援・助言ができていく。

青少年の利用者数が減少傾向にあり、今後さらに事業の周知・啓発や内容の充実に努めていく。

【青少年育成室の補導活動状況について】

○目的

青少年の健全育成を図るため、四日市市中央補導員協議会を設置して補導活動を行い、非行を防止する。

○四日市市中央補導員協議会の組織

- (1) 小学校・中学校・高等学校・警察署・保護司会・市PTA連絡協議会・民生委員児童委員協議会連合会・BBS会(更生保護を支えるボランティアの会)・青少年健全育成推進活動の社会貢献が認められ、中央補導員協議会役員会が推薦する団体及び地区青少年育成推進団体の長からの推薦により、市長が委嘱する中央補導員
- (2) 青少年育成室員
- (3) 市内大型店舗等からの推薦により、市長が委嘱する特別補導員

○補導活動場所

- (1) 北部地区
近鉄富田駅、イオン四日市北店店舗内外
- (2) 中部地区
諏訪神社、諏訪公園、一番街、近鉄四日市駅、ふれあいモール、ララスクエア店舗内外、市民広場
- (3) 西部地区
セガワールド生桑店店舗内外、イオン尾平店店舗内外
- (4) 南部地区
日永カヨー店店舗内外、万代書店店舗内外

○補導件数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (11月まで)
補導件数	134	69	30	39

【内訳】

喫煙	16	18	5	6
不健全娯楽(注1)	81	23	5	14
その他(注2)	37	28	20	19

注1：カラオケボックス、ゲームセンター等への入場制限時間の立ち寄り

注2：校則違反、迷惑行為等



3. 委員からの主な意見

- ・ひきこもりの問題については、日頃市民相談もいただくが、その件数が増加していると感じる。相談をいただいた市民からは、自分たちはひきこもりの専門家ではないので、本人にどういう言葉をかければいいのか、また、どうすれば現状を改善できるのかというポイントが知りたい、相談できる窓口はないのかということだった。
家族がどう関わっていくかがひきこもりの問題のカギとなると考えると、その部分のアドバイスが大切だと考えるので、適切な相談窓口のあり方を検討してほしい。
- ・北勢若者サポートステーションは立ち上がってから約10年経過しているので、委託先にも実績をまとめてもらいたいし、就労して終わりではなく、継続して就労できているかが重要なので、合わせて確認してほしい。
- ・障害者の就労支援については、東京都がLLPを活用した障害者雇用の特例制度を導入し、中小企業による障害者の共同雇用を促すなどの取り組みを行っているので、本市でも検討してほしい。
- ・子どもと若者の居場所づくり事業については、利用が増えることが良いことではなく、ひきこもりでなくなった、登校できたというのが成果だと考えるので、そちらへの目配りも必要である。
- ・障害者の就労についてはハローワーク等の利用もあるが、事業者はどう橋渡ししていくかを考えると、福祉部局だけではできることも限られているので、市が一丸となってやるべきである。また、事業者側としては障害者を雇用すると日報作成などに苦慮することがあるので、こうした事務作業のサポートも行政が丁寧に指導、支援してほしい。
- ・子どもと若者の居場所づくり事業については、周知が足りていないと感じる。ひきこもりの問題については家族も周囲に伏せることもあるので、家族に対するサポートも必要になる。社会問題になっているのだから行政が汗をかいて努力し、効果的な周知をする必要がある。
- ・子どもと若者の居場所づくり事業に限らず、行った政策に対してどの程度成果があったのかということを追跡し報告してほしいし、それが議会での判断材料になる。また、成果が分かれば職員のやりがいにもつながる。

4. まとめ

今回の所管事務調査では、ひきこもり等の社会との繋がりが希薄化している若者への支援、また、障害を持つ若者が地域で安心して暮らせるよう、社会参加や就労にかかる支援の状況について確認し、どの部分を強化すべきなのか、どういった視点で今後支援を進めていくべきか議論を行いました。

まず、ひきこもりの問題については、本人よりもその家族が悩み、周囲に対してなかなか現状を打ち明けられない事情があること、家族もひきこもりに対する専門知識があるわけではなく、どう接すれば良いのかわからないことに悩んでいる現状があります。

そのため、現在四日市市社会福祉協議会に業務委託している生活困窮者自立支援総合相談窓口において、ひきこもりへの対応にかかる細やかなアドバイスを受けられるような相談窓口のあり方について検討していく必要があります。

次に、子どもや若者の自主活動への支援を行う、子どもと若者の居場所づくり事業については、事業の存在がまだまだ認知されていないことが課題であるので、周知方法について検討すると同時に、利用しやすい環境を整えていくことも大切です。また、利用者がひきこも

りがちの状態や不登校傾向から脱却できているかという視点を持って事業を進めていく必要があると考えます。

また、障害を持つ若者への就労支援については、東京都の LLP を活用した事例のように、障害者雇用枠を増やす取り組みを進めることは重要ですが、同時に障害者を雇用する事業者の負担を和らげるフォローがなければ、事業者も積極的な雇用に至らない可能性があるため、その部分を行政がうまく担っていけるよう検討していく必要があります。ただし、福祉部局でできることには限りがあるため、各部局が一丸となった全庁的な対応が望まれます。

最後に、いずれの事業についても、議会において継続、拡充、廃止の検討材料とするために、実施した事業に対してどの程度成果があったのかということを追跡し報告するよう要望し、当委員会からの調査報告といたします。

[委員会の構成]

委員長	中村久雄
副委員長	平野貴之
委員	荒木美幸
委員	石川善己
委員	伊藤昌志
委員	川村幸康
委員	後藤純子
委員	村山繁生
委員	森智子

5. 行政視察報告書

令和元年9月20日

四日市市議会

議長 諸岡 覚 様

教育民生常任委員会

委員長 中村 久雄

教育民生常任委員会行政視察報告

教育民生常任委員会が行政視察を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

記

1. 視察日時 令和元年7月29日（月）～7月31日（水）
2. 視察都市 守谷市、川崎市、葛飾区
3. 参加者 中村久雄 平野貴之 荒木美幸 石川善己
伊藤昌志 後藤純子 村山繁生 森 智子
(随員) 渡邊晋太郎
4. 調査事項 別紙のとおり

(守山市)

1. 市勢

市制施行 平成 14 年 2 月 2 日

人 口 67,866 人

面 積 35.71 平方キロメートル

2. 財政

令和元年度一般会計当初予算	234 億 3100 万円
令和元年度特別会計当初予算	92 億 5377 万円
令和元年度企業会計当初予算	44 億 4698 万円
合 計	371 億 3175 万円

3. 議会

条例定数 20

3 常任委員会（総務教育、都市経済、保健福祉）

3 特別委員会（広報広聴、議員政治倫理検討、決算予算）

4. 視察事項（保幼小中高一貫教育「きらめきプロジェクト」について）

（1）視察目的

守谷市では、従来より「小中一貫教育 学びのプラン」「小中一貫外国語教育指導計画」「小中一貫情報教育指導計画」「道徳教育計画」に基づいた小中一貫教育を行っているが、これに「保幼小接続」「中高接続」を加えた保幼小中高一貫教育を進め、生涯学び続ける力、英語で話せる力、情報を活用できる力などの育成を目指している。

また、平成 30 年度の全国学力学習状況調査では、全国、茨城県平均を大きく上回るなど学力面での成果も出ている。

これらの一貫教育の内容、成果等について、本市の学校教育の参考とする目的で視察を行った。

(2) 守谷市の保育・教育環境

①現状

守谷市では以前から保幼小連携、小中連携、中高連携に取り組んできた。幼稚園、保育所と小学校と連携を図るため、守谷市保幼小連絡協議会が39年前に設置されている。小中連携についても16年前に御所ヶ丘中学校で始めて以降、全中学校に広がっている。中高連携については、市内には県立高校が1校（県立守谷高校）あり、守谷市中高連携会を24年前から実施している。

これらをベースに平成25年度より既存の連携から一貫へというスローガンのもと守谷市保幼小中高一貫教育「きらめきプロジェクト」（小中一貫型小・中学校型）を立ち上げ、現在7年目となっている。

②学校、保育・幼稚園数

- 保育園、幼稚園：公立2園、私立26園
- 小学校：公立9校、私立1校
- 中学校：公立4校
- 高校：県立1校

③教育関連予算

- 本年度の教育費予算額は約48億円で、予算全体の約20%を占めている。

④支援員等の配置

- 市内の小中学校全校にALTを配置（大規模校1校には2名配置。県内初）。
- 小中学校に市独自で採用した学習支援ティーチャーを配置。
- 各学校にICT支援員を2名配置。
- 若手教員研修指導員の配置。
- 部活動指導員の配置。

⑤外国語・ICT教育環境

○小学校1年生から外国語活動を実施。

○全教室に最新型電子黒板を設置。1,600台のタブレット端末を導入（生徒3.6人に対して1台）。

○テレビ会議システムの導入による校区内同学年、小中学校間等の交流授業、病
気療養中の児童に対する遠隔授業を実施。

(3) きらめきプロジェクト（保幼小中高一貫教育）について

①小中一貫教育

○学びのプラン

「きらめきプロジェクト」の核になるプランで、小中9年間で身につける学習
スキルや基本的生活習慣が系統的に示されている。

		保育園・幼稚園		小学校					中学校		
		前期（保幼小接続）			中期（小中接続）		後期（中高接続）				
		保・幼	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
「学びの心得」	目指す児童生徒の姿				目で 耳で 言葉で 頭で 心で	授業開始前に着席し、時間・時刻を守って行動する。 人の話をしっかり聞く。 正しい言葉づかいで、相手に伝える。 自分で考え、見通しをもって学習する。 授業開始前に着席し、時間を守って行動する。					
	話す	<ul style="list-style-type: none"> 自分なりに言葉で表現する。 聞き手に分かるように話す。 	<ul style="list-style-type: none"> 順序を考えて話す。 全員に聞こえる声の大きさで話す。 「～です」「～ます」と丁寧な言葉で話す。 聞き手の方を向いて話す。 「はい」と返事をしてから話す。 	<ul style="list-style-type: none"> 話題を立てて話す。 「例え」「絵」「図」「キーワード」などを使って説明する。 言葉の強弱、間の取り方に注意して話す。 丁寧な言葉づかいで話す。 	<ul style="list-style-type: none"> 論理的な構成や順序を考えて話す。 全体と部分、事実と意見に注意して話を構成して話す。 聞き手を意識し、相手の反応を踏まえながら分かりやすく話す。 目的や意図をはっきりさせて分かりやすく話す。 場の状況や聞き手に応じて敬語を適切に使って話す。 	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活の話題について討論する。 目的をもって話し合い、深い発言を検討して自分の考えを広げる。 相違点については異論して考えを広げ、深める。 					
「学習スキル」	聞く	<ul style="list-style-type: none"> 人の話を注意して聞く。 姿勢を正しくして聞く。 	<ul style="list-style-type: none"> 大事なことを聞き逃さないで聞く。 話し手の方を向いて聞く。 話し手の話を最後まで聞く。 	<ul style="list-style-type: none"> 話の中心に気を付けて聞く。 質問したり感想を述べたりしながら聞く。 話の内容や自分の考えをメモしながら聞く。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分の考えと比較しながら聞く。 相違点については異論して考えを整理する。 自分の立場、聞き手の立場を考えて聞く。 						
	書く	<ul style="list-style-type: none"> 文字に関心をもち、 感じたこと、考えたこと、自由に書いたり、つくったりする。 	<ul style="list-style-type: none"> 考えが明確になるように、順序を考えて書く。 語と語や文と文との関係方に注意しながら、つながりのある文や文章を書く。 組筆を使って書く。（1分間20文字） 下書きを使い、組筆の持ち方や筆順、姿勢（目との距離は30cm）に気を付けて書く。 【ノートの取り方】 板書を正確に写す。 自分の書いた文字や式を見直す。 友達との考えと同じところ、違つたところを覚える。 	<ul style="list-style-type: none"> 考えが明確になるように、文字数や段落相互の関係に注意して書く。 理由や事例を挙げて書く。 組筆を使って丁寧に書く。（1分間25文字） ひらがな、漢字、数字の大きさを意識して書く。 【ノートの取り方】 友達の書いた文や式を見たり、考えを聞いて、よいところを付け加える。 	<ul style="list-style-type: none"> 考えが明確になるように、文章全体の構成の効果を考えながら書く。 自分の考えを頭や表、言葉で整理したり資料を引用したりして書く。 組筆を使って分かりやすく丁寧に書く。（1分間30文字） 【ノートの取り方】 友達の考えと比較して、よさ、違いなど取付いたことについて付け加えたり訂正したりする。 	<ul style="list-style-type: none"> 伝えたい事実や事柄を明確にして、文章の構成を工夫して書く。 板書を明確にして書く。 論理の展開を工夫し、資料を適切に引用して説得力のある文章を書く。 【ノートの取り方】 組筆又はシャープペンシル（芯はB程度）を使って分かりやすく書く。 授業の内容を整理し、学習の振り返りに活用できるノートを作る。 先生や友達の良い点、自分の考え、学習のポイントなどを付け加えたり、文字の色やラインの使い方を工夫したりして効果的にまとめる。 					
家庭学習	読む	<ul style="list-style-type: none"> 絵本や物語に親しむ。 声に出して読む。 	<ul style="list-style-type: none"> 文章、図、絵、音、状況などの情報を読み取り、自分の思いや考えをもち、発表し合う。 楽しんだり、知識を得たりするために、本や文章を選んで読む。 正しい姿勢で正しく発音し、聞き手に聞こえる声量で音読する。 	<ul style="list-style-type: none"> 文章、図、絵、音、状況などの情報を読み取り、気付いたことや考えたことを発表し合い、感じ方について違いがあることに気付く。 目的に応じて、本や文章を選んで読む。 内容の中心や場面の様子がよく分かるように音読する。 	<ul style="list-style-type: none"> 文章、図、絵、音、状況などの情報に表れているものを知識や体験と関連付けて自分の考えをもち、 目的や意図に応じて本や文章を読み、自分の考えを表現する。 	<ul style="list-style-type: none"> 目的に応じて文章、図、絵、音、状況などの情報を読み取り、知識を広げたり、自分の考えを深めたりする。 					
	調べる	<ul style="list-style-type: none"> 物事に興味・関心をもち、 	<ul style="list-style-type: none"> 目的をもって調べる。 - 調べたいことを明確にして、本や文章などで調べる。 	<ul style="list-style-type: none"> 目的に合った方法で調べる。 - 教科書、資料集、地図帳、辞書、図鑑、新聞、インターネットなどを使って調べる。 	<ul style="list-style-type: none"> 目的に合わせた効率よく調べる。 - 適切な方法を選択し、効率よく必要な情報を収集する。 - 複数の情報を比較しながら、信頼性や信頼性の高い情報を選ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> 収集した情報を吟味、選択して活用する。 - 信頼性や信頼性の高い情報を選び、レポートや新聞作成で引用したり、意見文や批評文の根拠として活用したりする。 					
家庭学習	学習内容	関心を高める	学習を習慣化する		自分の学び方を身に付ける		計画的・主体的に学ぶ				
	<ul style="list-style-type: none"> 進んで運動する。 地域に親しむ。 生活に関係の深い情報に関心をもち、 	20分～	40分～	60分～	90分～	150分～					
		<ul style="list-style-type: none"> 与えられた課題を中心に、読み書き・計算の基礎的な学習に取り組ましよう。 	<ul style="list-style-type: none"> 自主学習を導入し、与えられた課題に追加の自主学習や復習を行いましよう。 	<ul style="list-style-type: none"> 与えられた課題に加え、自主学習（予習・復習）を進めましよう。 定期テストの学習計画を立て、学習しましよう。 	<ul style="list-style-type: none"> 授業の予習・復習を自主的に進めましよう。 定期テストに向けての学習計画を立て、学習しましよう。 ここまでの学習のまとめをしましよう。 						

○外国語教育指導計画

外国語活動推進委員会を中心に策定され、「英語で話せる力」の育成を目指すもの。特に小学校の「使用表現・単語」「コミュニケーションモデル」「可能な自己表現」を系列的に整理しており、主な内容は以下のとおりとなっている。

- ・守谷市におけるオリジナルティーチングプラン
守谷市では小学校と中学校の接続時に、次のように指導します。
 - Phonics の導入：基本的な綴り字と発音の関係を学びます。
 - 自己表現の定着：外国語活動で扱った表現の定着を図ります。
 - コミュニケーションチャレンジ：中学1年で扱う表現を練習します。
- ・守谷市の9年間の英語教育で目指すコミュニケーション能力、5つのポイント
 - コミュニケーションを図るための積極性
 - 相手を尊重する態度
 - 様々な分野における幅広い知識
 - 豊かな自己表現力
 - 伝える内容を整理する構成力

○9年間を貫く英語教育の指導（平成23年度より文部科学省教育課程特例校）

小学校1年生から外国語活動を実施しており、小学校から中学校までの9年間を通して連続性のある外国語教育が可能となっている。

○情報教育指導計画

情報教育推進委員会を中心に策定され、「情報を活用できる力」の育成を目指すもの。各学年で身につける「スキル」と「モラル」を指導事項として記載している。

- ・情報教育指導計画に記載の「スキル」の例
 - 小1：パソコンやソフトウェアを起動・終了できる。
 - 小2：キーボードやマウスを使って、基本的な操作ができる。
 - 小3：電子ファイルの保存・整理や指定されたウェブサイトを閲覧できる。
 - 小4：デジタルカメラの操作、電子データの保存・印刷ができる。

・情報教育指導計画に記載の「モラル」の例

前期（幼小接続）：情報社会でのルールやマナーを守り、行動に責任を持つ。

中期（小中接続）：発信する情報や情報に関する自他の権利を尊重する。

後期（中高接続）：情報社会への参画において責任ある態度で臨むことができる。

○中学校区道徳教育指導計画

守谷市道徳教育推進委員会を中心に中学校区ごとに策定され、保幼小中高の系統性を意識した道徳の時間の授業づくりを目指している。

中学校区内の児童生徒の実態を考慮し、それに応じた重点内容項目を明らかにした。各校が共通認識のもと効果的な指導を行えるほか、学区を超えた小小・小中・中中間で効果的な資料を提供し活用することで道徳の時間の質の向上を目標としている。

上記計画以外の取り組みとして、小学6年生の家庭科授業に中学家庭科教師が出向いて授業を行ったり、逆に中学2年生の理科授業に小学校の理科専科教師が出向くなど、様々な科目で相互間の乗り入れ授業を行っている。こうした、小中学校共同授業については内容をデータ化し、市内の教職員で共有している。

また、小学6年生が次年度入学する中学校に出向き、1日間中学校の生活時間沿って勉強、生活を行う小中交流教室を全ての中学校区で行っている。

②保幼小一貫教育

保幼小連絡協議会において「学びのプラン」の研修会を行い、保幼小の教職員がプランの共通理解に努めている。また、小学校の教職員が私立幼稚園に出向き人権教育の授業を行ったり、相互間の授業参観を行っている。これらによって幼児期教育と小学校教育を円滑に結びつけている

③中高一貫教育

中学校と守谷高校の教職員の授業参観、情報交換や守谷高校教職員による中学生への部活動指導や小学生に対する運動指導（陸上、マーチングなど）のほか、夏休み期間中に高校生による小学生への勉強補習支援をしている。

なお、文部科学省が示している中高一貫教育の分類としては「異なる設置者による中・高の『連携型』」に当てはまる。

以上、守谷市では①～③をもって保幼小中高一貫教育と定義している。

（４）守谷市学校教育改革プランについて

①概要

きらめきプロジェクトを深化させるため、学校教育における喫緊の課題でなかなか解決策が見つからない課題（いじめ問題、児童生徒の安全・安心の確保、新学習指導要領の実施、教職員の働き方改革）について、解決方針を定めるもの。

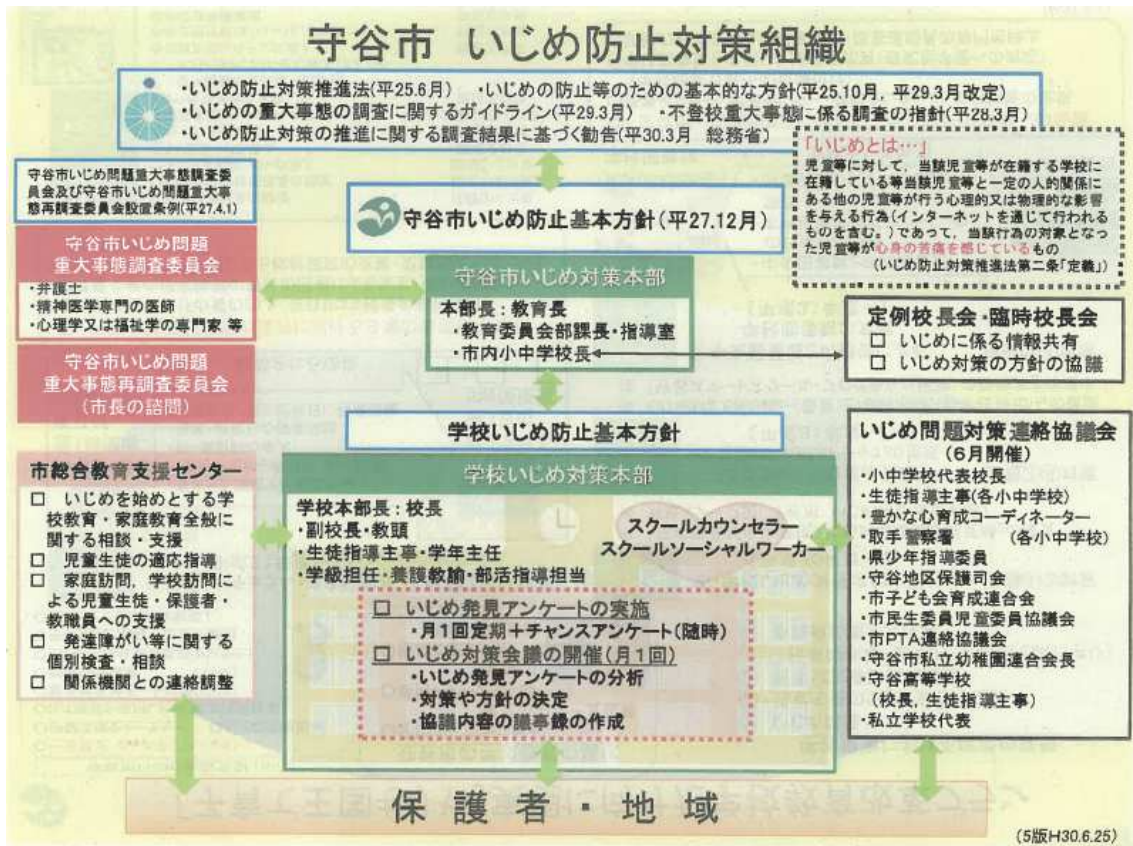
②内容

○プラン１：守谷型カリキュラム・マネジメント

教職員の働き方改革によって、子どもの学習効果の最大化と安全安心の確保実現するもの。

来年度から外国語活動・外国語実施によって小学校３年生から６年生の授業数が増えるため、４年生以上は毎日６時間授業になってしまう。これでは教職員や子どもの負担が大きくなるため、８月下旬からの授業実施（１週間）、前・後期制の導入、休校日であった県民の日、学校創立記念日を授業日にするなどの工夫により授業時間を捻出し、週３日の５時間授業制に組み替えた。こうした取り組みによって教職員、子どもそれぞれの負担を平準化し、学びの質を高めていくことを目標としている。

○プラン2：市・学校いじめ対策本部の設置



平成30年度から学校いじめ対策本部を設置しており、学校長が本部長となつて、いじめが起きる前の体制を強化し、担任が1人で抱え込まないよう組織的に対応をするなどに取り組んでいる。また、いじめの有無にかかわらず、全職員参加でいじめ対策会議を毎月1回実施しており、その中で、毎月1回以上行ういじめ発見アンケートを分析し対策等を決定するほか、その過程を議事録として記録し教育委員会を含めて情報共有している。

○プラン3：プログラミング教育の先取り（3つの柱）

・守谷スマートスクール・プログラム

「各教科及び総合的な学習の時間を中心としたプログラミング教育の推進」

低学年：カード等を用いたゲームやグループ活動を通して、コンピュータの基本的な仕組みを学習

中学年：スクラッチ（ビジュアルプログラミングソフト）などを活用しながら各教科や総合的な学習の時間でプログラミング的思考を育成

高学年：各教科の学びを確実にするためのプログラミング教育の推進
（正多角形〔5年 算数〕、電気の性質〔6年 理科〕）など

「クラブ活動の時間などを活用した特色あるプログラミング教育」

「企業・団体や地域と連携したプログラミング教育」

守谷プログラミングキャンプ（企業・団体との連携）

・テレビ会議システムを活用した遠隔教育の推進

「学びを深めるためのテレビ会議システムを活用した合同授業」

- ・守谷への理解を深めるために、地域について調べたことについてテレビ会議システムを活用して学校間で交流（社会科や総合的な学習の時間など）
- ・多様な意見に触れ、自分の考えを深めるオンライン話し合い活動（学級活動など）

「テレビ会議システムを活用した全校集会」

- ・猛暑時やインフルエンザ流行時における教室からの全校集会への参加

・オンライン学習・家庭連携サポートシステム

家庭のパソコン、タブレットから家庭学習での利用が可能

小1～中3までの学習教材が、どの学年でも自由に学習可能

児童生徒の学習進行状況を学校と保護者が共有

これらの3つの柱を中心に、子どもがコンピュータを効果的に活用していく力を身に付けるために、その仕組みである「プログラム」を学び「プログラミング的思考」を育成することを目指すもの。

○プラン4：中央図書館との連携による学校図書館の充実

新学習指導要領では学校図書館の役割が重視されているが、学校図書館が単なる読書センターとなるだけではなく、学習センター、情報センターとしてどう機能させていくのかという部分が必要であり、同時に使いやすい居心地の良い環境を整えて子どもたちが利用するよう誘っていくことを目指している。そのため、学校図書館の手助けをする中央図書館を再公営化し、授業で使用する図書をあらかじめ確保しておくなどの連携を行っている。また、各学校の図書館司書とは別に、市全体を統括し、各学校の司書に指導、助言をする統括司書を設置している。

(5) 教職員の働き方改革とその効果について

中央教育審議会では、「子どものためであればどんな長時間勤務も良しとするという働き方は子どものためにはならない。自らの生活の質や教職人生を豊かにすることで、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことが、学校における働き方改革の目的である」旨の答申が出されている。また、東北大学大学院教育学研究科准教授 青木栄一氏によれば、業務改善には下記の5つの視点（左側）とその解決手法（右側）の導入が重要との指摘がある。

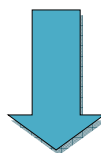
業務の把握	○タイムカード
業務の削減	○定時通勤日 ○部活動ガイドライン
業務の付替え	○地域ボランティア ○部活動指導員
業務の不確実性の縮減	○学校閉庁日 ○留守番電話
業務の効率化	○校務支援システム

これについて守谷市では、以下のとおり全て導入しているほか、更に業務改善を行うた

めの取り組みを独自（下線部分）に行っている。

（守谷市が導入している解決手法）

業務の把握	○タイムカード
業務の削減	○定時通勤日 ○部活動ガイドライン
業務の付替え	○地域ボランティア ○部活動指導員 ○若手教員研修指導員 ○ALT 全校配置・複数配置 ○学習支援ティーチャー ○ICT 支援員複数配置
業務の不確実性の縮減	○学校閉庁日 ○留守番電話
業務の効率化	○校務支援システム ○電子黒板の全教室配置 ○デジタル地図ソフト ○授業事例の共有化
業務の負担の平準化	○守谷型カリキュラム・マネジメント <u>（週3日の5時間授業）</u>



これらを実施した結果として、教職員の教材研究等に充てられる放課後時間が1週間あたり下記のとおり増加した。

小学4年生から小学6年生	1 3 5分
中学生	1 8 0分
中学生（部活動指導員活用の場合）	4 8 0分

また、守谷市役所と協力し、例えば、市役所各課から児童生徒向けに配布する各種チラシ等について、従来は学校教育課に設置されている各学校のメールボックスに全部数が投函されていたが、本年7月から、クラスごとに部数分けして投函している。

(6) きらめきプロジェクトを含めた守谷市の取り組みによる効果

① 中学3年の英検3級以上の取得率が約51% (国平均は23.9%)

② 全国学テ、県学診テストでそれぞれトップクラスの順位

③ 公立学校情報化ランキング (環境・指導力) で県内1位

の3点を達成している。

(7) 委員からの質問

Q. 全校にALTを配置するなど外国語教育に力を入れているとのことだが、ついていけない子は出てこないのか。

A. ALTは授業だけではなく給食の際なども教室に来たり、イングリッシュデイには昼休みの放送や集会の司会を担当するなど積極的に生徒と交流しており、その結果、平成31年2月のアンケートでは、80%から90%の生徒が外国語活動やALTとの交流が楽しいと回答している。その中で英語が苦手な生徒に対しては担任教員が寄り添いながら支援をしている。

Q. 保幼小中高一貫教育の中でいじめ対策についても積極的に取り組んでいるとのことだが、いじめ自体はまだまだあるのか。

A. むしろいじめの認知件数自体は増えている。数年前には30件から40件だったのが、昨年度は150件程度である。些細なものを含めていじめの認知をしていくことが大事だという考え方で対策を進めている。

Q. 一貫教育を行うことで不登校が減る傾向にあるというデータもあるが、守谷市でも減っているか。

A. 一貫教育と不登校者の推移の相関は不明である。一貫教育が国で推奨されるようになった背景には小1プロブレムや中1ギャップの解消があるかと思うが、守谷市では小中学校間の交流教室や小中学校教職員の乗り入れ事業などによって、以前からこれらの問題は解消できている。

そのため、一貫教育が即不登校の減少に繋がるということに対しての検証はできていない。また、守谷市での不登校のケースとして、保護者が地元の義務教育学校ではないインターナショナルスクールや独自の教育メソッドを持った教育施設に通学さ

せることがあり、積極的に義務教育学校を選ばないことによる不登校も少なくない。

そのほか、守谷市には不登校や特別支援の生徒の教育相談に応じる教育支援センターがあり、その相談員が積極的に家庭訪問をし、学校と繋ぐことで解決した事例もある。

Q. 中学校の部活動について、教職員の中にはスポーツができないのに顧問をさせられているというケースもあるが、顧問については外部委託等を行っているのか。

A. 昨年度から守谷市独自で「部活動指導員」を運用しており、市内で12名が部活動の顧問に就いている。必ずしもその各スポーツの専門家ではないが、自分なりに勉強してもらっている。一方で、全ての部活動を部活動指導員にすることがいいのかという議論もある。いずれにしても各校長の判断で部活動指導員を雇用し運用していく方針である。

Q. きらめきプロジェクトの一環の中で複数担任制（学習支援ティーチャー）を取り入れているとのことだが、仕組みや担任同士の住み分け、動き方について教えてほしい。

A. 学習支援ティーチャーについて、もともとは小学校1年生の基本的な生活習慣を身につけさせるため、また、中学校では県から加配措置のない国語、数学、理科等の教師として配置した。当初は個別に学習支援が必要な子供に付き切りの支援をすることも少なくなかったが、現在ではグループ活動でクラスを2つに分けた際に、担任の先生と分担するなど協力してもらっている。当初、小学校1、2年生および中学校1年生への配置に限定していたが、特に小学校においては、必要な学年に幅を広げようとしている。配置の基準は、2学級に1人、3学級に2人、4学級に2人、5学級に3人となる。それらをどう運用するのかについては、学校における基本的な生活習慣の定着が当初の目的であるので、前期は午前中は低学年を担当し、午後は他学年、後期は校長の裁量で運用してくださいという原則は各学校に示している。そのため、校長の判断で1年生に配置したうちの1人を、他学級に回すという運用も行っている。

Q. 校長の判断で、学級崩壊などによって対応が難しい学級に配置させることもできるということか。

A. そのとおりである。特別支援の生徒については、介護補助員を配置する制度もあるので、例えば1つの学級に担任、学習支援ティーチャー、介護補助員、ALTの計4

人が配置されているケースもある。

Q. 守谷市では全教室に電子黒板が配置されており、使い方をICT指導員が教員に教えているとのことだが、ベテランの教職員もついてこれるのか。

A. ベテランの教職員も普通に電子黒板を使っている。守谷市では指導者用デジタル教科書を全教科導入しており、使えて当たり前という状況である。ICT支援員にはテレビ会議システムで学校間を繋ぐ際や、タブレットで生徒が学習したことを電子黒板に反映させる際など、より高度な運用を行う際に補助として入ってもらっている。ハード面整備だけではなく、使いこなすためのサポート体制をセットで充実させていくべきだと考えている。

Q. 遠隔授業などでは「ZOOM」を使っているとのことだが、スカイプより高性能か。

A. 「ZOOM」は有料のためか、スカイプより接続環境や音声が良い。

Q. 「守谷しぐさ」はどのように使っているか。

A. 「守谷しぐさ」は人としての当然の振る舞いや、思いやりのある行動等が記載されているが、押し付けるものではない。学級活動などで自分たちの「守谷しぐさ」をつくろうという取り組みをしたり、小学生がつくった「守谷しぐさ」を中学生に見てもらって、コメントもらうなどのやり取りを行っている学校もある。そのほか授業参観の一環として生徒がつくった「守谷しぐさ」について保護者からコメントもらうなどの取り組みを行っている。

Q. 守谷市立図書館はなぜ指定管理制度から再公営化したのか。

A. 指定管理から公営に戻したのが今年である。指定管理となった直後、委託した業者の不祥事や従業員が集まらないという事例があったほか、委託前から公営とすべきという意見も少なくなかった。また、学校図書館との連携を行っていく上では指定管理では対応できないという点も公営に戻す理由となった。

(8) 委員会としての所感

守谷市が行っている保幼小中高一貫教育（きらめきプロジェクト）は、小中9年間で身につける学習スキルや基本的な生活習慣を示した「学びのプラン」を軸とした小中一貫教育を土台に、保幼小一貫、中高一貫を加えたものであるが、まず、保育園・幼稚園は

28 園中 26 園が私立、高校は県立というように、設置者が異なるにもかかわらず連携できているという部分が印象的だった。これは以前から「守谷市保幼小連絡会」を定期的
に開催して幼児期教育と小学校教育との円滑な接続に努めてきたことや、守谷高校と市
内の中学校による生徒会情報交換会である「守谷市中高連絡会」が定着してきたこと
によって、保幼小中校一貫の土台がすでにできていたからであり、過去の地道な積み重ね
が無ければ一貫教育に円滑に移行することはできなかったと考える。

また、きらめきプロジェクトの内容について、特に英語教育については、「守谷市小
中一貫外国語教育指導計画」を定め、小学1年生から英語活動の授業を取り入れて、中
学校を含めた9年間で英語力を高めていく取り組みの結果、中学3年の英検3級以上の
取得率は約51%という高い成果に繋がっている。また、情報教育も盛んであり、「守谷
市小中一貫情報教育指導計画」には、小中学校の各段階でパソコン等情報機器の操作を
どの程度まで身につけ、同時に情報機器を使用する際のモラルやマナーをどれだけ理解
させるかが示されており、こうした体系的な教育の結果、公立学校情報化ランキング(環
境・指導力)で県内1位となるなど、英語教育と同様に成果として現れている。

以上、きらめきプロジェクトの内容や経緯等についてが視察の主な主旨であったが、
このプロジェクトを推進できる背景として、守谷市が予算全体の20%を教育費に充て
ているということも特筆すべき部分である。その結果、ALTの全校配置やICT支援
員の配置、電子黒板やタブレットの導入など様々な教育政策が可能となり、守谷市
の目指す一貫教育が実現できている。つまり、財政的な部分を含めて、市全体でこ
どもたちの教育環境を良くしていきたいという意識が行き渡っているからこそ、種
々の教育施策や連携がスムーズに進んでいるのだと感じた。

(川崎市)

1. 市勢

市制施行 大正 13 年 7 月 1 日

人 口 1, 526, 630 人

面 積 144. 35 平方キロメートル

2. 財政

令和元年度一般会計当初予算 7590 億 6628 万円

令和元年度特別会計当初予算 5001 億 7723 万円

令和元年度企業会計当初予算 2015 億 9399 万円

合 計 1 兆 4608 億 3751 万円

3. 議会

条例定数 60

5 常任委員会 (総務、文教、健康福祉、まちづくり、環境)

1 特別委員会 (大都市税財政制度調査)

4. 視察事項 (川崎市南部学校給食センターについて)

(1) 視察目的

川崎市では、市内中学校の昼食は弁当持参を基本とする「ミルク給食 (ミルクのみの提供)」を行ってきたが、中学校完全給食の実施に関する議会の決議や市民からの意見を踏まえ、平成 28 年度から小学校と同様の完全給食を実施するに至った。

同市内には 3 カ所の給食センター (北部、中部、南部) が設置されているが、特に南部給食センターについては、市街地に建設されていること、1 日当たり 15, 000 食の提供能力があること、市有地に建設されていることなどから、本市で検討している中学校給食センターの課題 (建設中・稼働後の安全対策を含めた周辺環境への配慮、地元に対する対応等) を解決していく上での参考とするため視察を行った。

(2) 川崎市南部学校給食センターについて

①施設概要

- 所在地 川崎市幸区南幸町3-149-2
- 構造 鉄骨造2階建て
- 建築面積 8,704.60 m²
- 延べ床面積 7,230.39 m²
- 調理能力 15,000食(2献立)／日
アレルギー対応食150食／日
- 配送対象中学校：22校
- 配送車両台数：24台
- 付帯施設：防災備蓄倉庫
- 事業費：約154億円



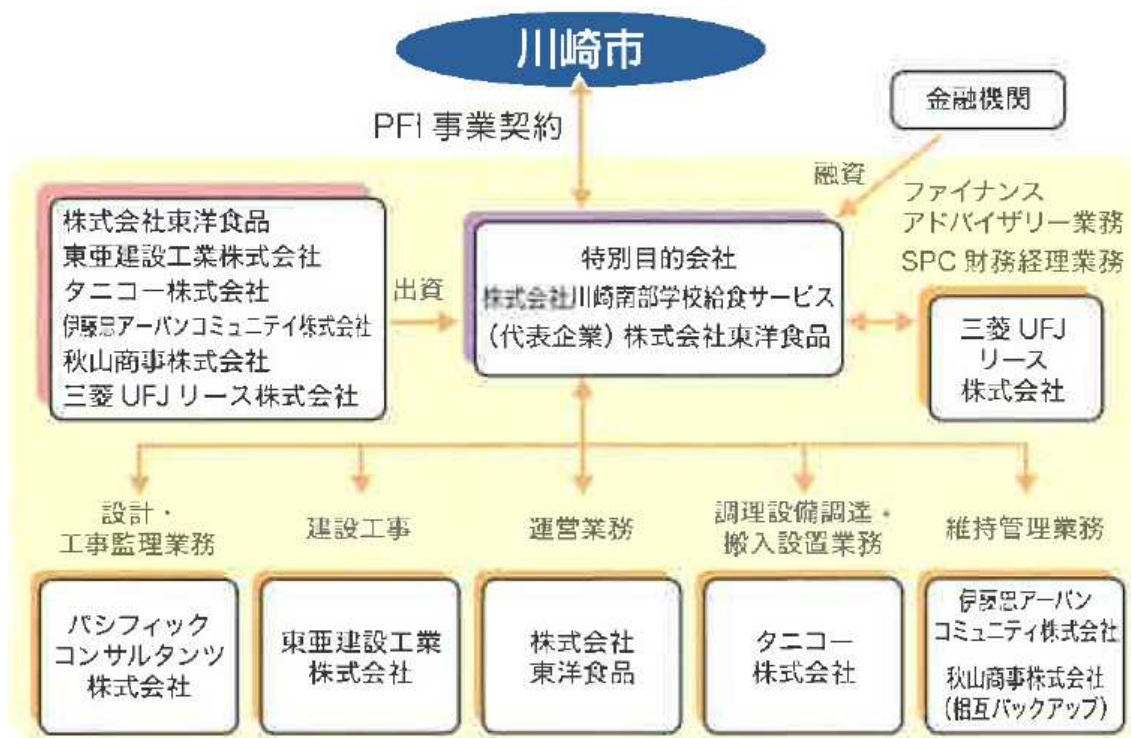
(南部給食センター入口)

(当初契約額。設計費、建設費、15年間の維持管理運営費含む)

②PFI事業概要

- 事業期間：平成27年10月から平成44年(令和14年)3月まで
- ・事業内容：
 - 給食センターの設計及び建設に関する業務
 - 開業準備業務
 - 給食センターの維持管理に関する業務
 - 給食センターの運営に関する業務

・事業実施体制



③施設コンセプト

- 安全安心**
 - 国の衛生管理基準等を遵守し、徹底した衛生管理を実現
 - HACCPに対応した衛生管理
 - ※Hazard Analysis and Critical Control Pointの略
 - 食品の製造・加工工程において予測される食中毒や異物混入などによる危害の発生を分析し、重要管理点を定め監視することにより製品の安全を確保する国際的に定められた衛生管理の手法です。
 - 専用コンテナ・専用トラックで各学校へ給食を配送
- エコ**
 - 環境負荷低減の取組
 - ・ヒートポンプ給湯器(エコキュート) ・太陽光パネル
 - ・再生材の利用 ・光熱水使用量の見える化 ・高効率照明を採用
 - ・施設の断熱効果を高め、快適な作業環境を確保
 - 食品リサイクルの取組
 - ・給食残渣は、リサイクルするために減容します。
- 防災**
 - 防災設備
 - ・集中型備蓄倉庫を設置
 - ・緊急用受水槽水栓(緊急時の飲料水を確保)
 - ・LPガス式コンロ
 - ・非常用電源(発電機による情報通信機器等の電力バックアップ)
 - 貯蔵しているお米を調理し地域の避難所へ配送

④施設概略図

川崎市南部学校給食センター 施設概略図

安全・安心で温かく、美味しい『健康給食』を安定供給します。

作業の流れ




11 コンテナ室
食器を入れたコンテナや食缶・器具を熱風で消毒します。



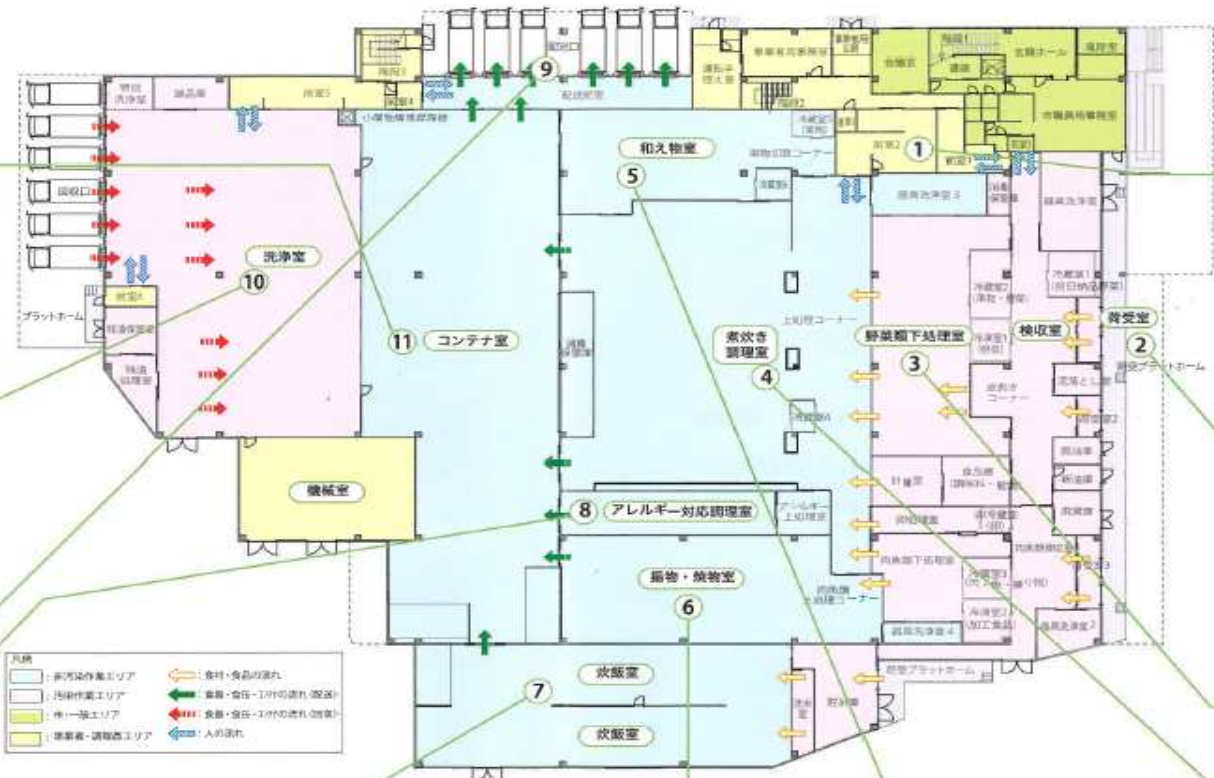
10 洗浄室
学校から戻ってきた食器・食缶・コンテナを専用の洗浄機で洗浄します。



9 ドックシェルター
配送搬入場所にドックシェルターを設置し、虫等の侵入を防ぎます。



8 アレルギー対応調理室
専用の上処理室を設けアレルギーの混入を防止し、食物アレルギー対応食を調理します。




7 炊飯室
全自動炊飯システムを導入し、最大15,000食を炊飯します。



6 揚物・焼物室
連続フライヤー・スチームコンベクションオープンにより、揚物・焼物を調理します。



5 和え物室
温度管理された室内で、サラダ等の和え物や、果物を調理します。



1 前室
調理室に入室する前に、専用靴に履き替え、手洗いをします。調理員に付着した毛髪やテリ等をエアシャワーで除去します。



2 荷受室
納入業者からの食材受け入れを行う場所で、食材の鮮度、品質、数量等を確認します。



3 野菜類下処理室
野菜や果物類の洗浄等の下処理を行います。生のままで提供する果物類は専用の下処理ラインを設け、他の野菜との交差汚染を防止します。



4 煮炊き調理室
蒸気式回転釜により、汁物や煮物等を調理します。

※衛生管理の観点から、左側（食材搬入）から右側（調理）への一方通行となっている。

⑤中学校給食実施の経緯

川崎市では、52校中2校で自校方式、2校で小中合築方式、48校でセンター方式による給食提供を行っている。給食センターは市内に北部給食センター（配送対象：12校）、中部給食センター（配送対象：14校）、南部給食センター（配送対象：12校）の3カ所あり、PFI事業として、平成29年9月から南部給食センターが、同12月に他の2センターが稼働した。

⑥中学校給食の内容

○対象：全学年・全員喫食（選択制でない）

○給食内容：

ごはんやパンなどの「主食」と肉・魚・野菜などの「おかず」、「牛乳」を基本とした完全給食。献立は文部科学省が示す「学校給食摂取基準」に基づいて、市の栄養士が作成する。また、アレルギー情報やエネルギー（kcal）が記載された献立表を配布している。

○食材：

国産品を基本に安全・安心・良質な食材を確保し、可能な限り市内産・県内産を使用し、地産地消に配慮している。

○給食費（平成31年度）：

学年	給食費	月割額
1・2年	52,800円	4,800円
3年	50,600円	4,600円

※食材費のみを「給食費」として保護者から徴収しており、人件費、光熱水料費等は含まれていない。また、給食費は年額制であり、分割払いにより、口座振替により集金している。なお、給食費は生活保護や就学援助の対象費目となっている。

※学校を欠席した場合、台風などにより休校の場合に係る減額や返金はない。ただし、年度途中での転出入や長期欠席の場合は、月単位で給食費の調整を行う。

○食物アレルギー対応：

医師の診断をもとに、原材料等の詳細な情報提供や、特定原材料7品目(卵、乳、小麦、えび、かに、落花生、そば)の「除去食」を提供する対応(個別容器で提供)を行っている。

⑦中学校給食のコンセプト

川崎市の学校給食は「みんなで創る健康給食」を目指す姿とし以下をコンセプトにしている。

○とにかく「美味しい」中学校給食

- ・国産食材にこだわる「主要食材(米、肉、野菜など)国産率100%」
- ・和風の天然だしなど、薄味でおいしい味付けの工夫など

○自然と「健康」になる中学校給食

- ・年間を通した1食平均125グラム(文科省標準は117グラム)が摂れる
- ・米飯給食9割以上、「和」の食生活が自然と身につく「健康給食」
- ・適量が分かりやすい食器のデザイン(ご飯盛り付けラインの表示)など

○みんなが「大好きな」中学校給食

- ・人気ランキングを定期的に募集して、献立に反映
- ・生徒と保護者からレシピを募集して、優秀作品は給食献立に採用など

(3) 委員からの質問

Q. 南部給食センターを設置した経緯を教えてください。

A. 中学校給食について、以前は弁当持参で牛乳のみ提供の「ミルク給食」を行っていた。ただ、弁当を持参できない生徒対応として平成16年ころから業者配送のランチサービスを導入していたが、利用頻度が少なかったことや、議会をはじめ、様々な団体からも中学校給食をすべきではとの意見があったので、平成25年11月に中学校給食の基本方針を定め、平成26年10月に中学校完全給食の実施方針を策定した。この実施方針の中で給食センターを北部、中部、南部の3カ所設置すること、小学校と中学校が合築している2カ所の学校については校舎の調理場を使うということ、敷地に

余裕のある 2 校については自校調理場を建設することが盛り込まれた。給食センターの土地の確保については、地域や学校から自校調理場方式でできないのかという声もあったが、新たに調理場をつくとグラウンドが狭くなるなどの教育環境悪化が懸念されたため、敷地に余裕のある 2 校のみ自校調理場をつくり、他 48 校については給食センターからの配送という形になった。

Q. 給食センター建設等にかかる事業費は。

A. 当初契約額は、設計費、建設費、15 年間の維持管理運営費含め、南部給食センターのみで約 154 億円である。

Q. 周辺住民との調整、説明をどのように行ったか。

A. 給食センター周辺を戸別訪問し、商業施設含めて建設の案内を行ったほか、地域の自治会にも説明を行ったが特に反対意見はなかった。ただ、意見の中に建設中、完成後に周辺が渋滞しないように、また、生徒の交通安全、商業施設駐車場への配慮、騒音、振動が無いようにとの意見があった。他にも近隣住民対象の説明会も別途開催したが参加者がいなかった。

Q. 近隣住民向けの説明会を開催した際に参加者がおらず、また、特に否定的な意見もなかったということだが、北部、中部も同じ状況だったか。

A. 北部、中部含めて否定的な意見はなかった。南部給食センター一帯は商業地域であるが、この給食センターの建物用途が「工場」という扱いになっているので建築基準法上工場が立てられるのは工業地域か準工業地域となる。よって建築基準法第 48 条による建築審査会で有識者含め本来の用途ではない建物を建設することについて聴聞会を開催したりしたが、その場でも反対意見はなかった。

Q. 建設時、建設後の周辺住民に対する交通安全対策や騒音、悪臭、排水等の対応をどのように行ったか。

A. 安全対策、交通対策については給食センターの北側に警察署があるので相談したり、市の交通関係部局と協議を行い、敷地への配送車の出入りについては原則左折で入り左折で出ることとしている。工事の際はガードマンによる誘導等を行ったため大きな問題は起こっていない。騒音については、換気扇や空調設備は大型であるので屋上に設置するのではなく天井の中に設置するなど配慮している。室外機などは一部屋上に

も設置しているが、ルーバーで囲うなど視覚的にも配慮している。振動については、機器類に振動防止のゴムを取り付けて対応している。臭いについては、脱臭用フィルターを設置しており、近隣住民からの苦情はない。

Q. 生徒と保護者からレシピを募集し優秀作品は実際の献立に採用されるとのことだが、どれくらい採用されているか、またどういったメニューが採用されているか。

A. 昨年からの取り組みだが、具体的には黒ゴマとチキンを使ったメニューが採用された。1400点ほどの応募があり、その中から選んでいる。また、学校によっては家庭科の授業の課題と絡めて取り組んでいる。給食センターで調理できるかどうかを生徒と栄養士と打ち合わせて事前に試作し、実際に提供した。

Q. 給食における宗教的配慮はどうか。

A. 該当者は保護者、学校、栄養士で話をするものの、基本的に弁当対応である。

Q. 南部給食センターには何人が勤務しているのか。

A. 南部給食センター内の調理員、配送員、維持管理者等含めると約100人である。そのうち市の職員は約10人である。また、栄養士は市の職員であるほか、各学校には最大で6、7人の配膳員が配置される。

Q. 南部給食センターで働く従業員の安全管理はどこが行うのか。

A. 建物の維持管理、メンテナンス、安全管理については伊藤忠アーバンコミュニティが行う。

Q. PFI方式で給食センターの運営は東洋食品が行っているとのことだが、献立を作成する際の主導的な役割はどこが担っているのか。

A. 川崎市では行政が担っている。他市では献立を含めて業者が行うところもある。

Q. 配送の遅延はあるか。

A. 南部給食センターは配送地域が広いが今まで遅延はない。遠い学校から随時配送し、一気に配送しないため渋滞などの問題は起こっていない。午前11時ころから配送を始めている。

Q. 南部給食センターにおいて地産地消の取り組みは行っているか。

A. 月に数回地産の食材を使った給食を出しているが、問題になるのは食材量である。

J Aセレサ川崎を通じて地元農家と情報をやり取りし、必要数が確保できるか確認し

ながら行っている。年度当初に年間計画として見込みを立てて、この時期にこれだけほしいという要望をJAに伝え、JAが地元農家と数量のコントロールを行っている。

Q. 自校調理方式の中学校もあるとのことだが、給食センターを設置するならば全体的なコスト的にもセンター方式に統一すべきという意見はなかったか。

A. 小学校は自校調理方式であるので、中学校もそうすべきという意見がある中で、敷地等の問題から4校以外は給食センター方式で対応するとした経緯がある。そのため、自校調理方式が行えるところについては行っていくべきという認識があるため、統一すべきなどの意見は出ていない。一方で、自校調理方式の方が温かいものが食べられるといった意見も行くが、実際に給食センターから配送される給食でも十分温かい状態で食べられるので、そこに大きな違いはないと考えている。

Q. 南部給食センターに付帯設備として防災備蓄倉庫があるが、指定避難所になっているのか。

A. なっていない。倉庫の備蓄物は指定避難所に指定されている学校などで使用することを想定している。他の北部、中部給食センターも同様である。

Q. 南部給食センターで万が一食中毒が発生した場合、他の給食センターでカバーできるのか。

A. 他のセンターでカバーする能力はない。

Q. 異物混入の事例はあるか。

A. 髪の毛、虫、ビニール片が混入する事例はある。ただし、給食センターで混入したのか、学校で混入したのかの見極めが困難である。

(4) 委員会としての所感

川崎市南部給食センターは、川崎市内の3つの給食センターのうち、最大の調理能力を持つ施設であり市内22校に給食を提供しているが、まずは衛生管理の観点から、センター内を食材搬入から調理室までを一方通行とし、それぞれのフロアの作業員が別のフロアに立ち入らないことで、異物混入等や食中毒のリスクを低下させていることが印象的だった。また、でき上がった給食を配送車に積み込む際に虫等の侵入を防ぐため、ドックシェルターを設置し、配送車が給食センターを離れる直前まで徹底した衛生管理

が行われていると感じた。

騒音や異臭対策については、換気扇や室外機の配置の工夫や脱臭フィルターの設置、排気口の向きを住宅側に向けないなどの対策により、周囲からも否定的な意見はないとのことだった。

給食の内容についても、川崎市の中学校給食のコンセプトの1つに「自然と『健康』になる中学校給食」が挙げられていたが、その中で文部科学省標準を上回る1食平均125グラムの野菜が摂取できる献立とするなど、生徒の健康を大切に考えている姿勢が感じられ、保護者にとっても野菜摂取を重視した学校給食が提供されることは喜ばしい部分だろうと感じた。

一方で、学校給食で地産地消を行っていく場合に、どうしても必要数量確保の問題をクリアするのが難しいという課題は本市と同様であり、農家との調整をしながら可能な際に地産品を使っているということだったが、より多く地産品を使っていくための方法の模索は本市も川崎市も課題であると感じた。また、衛生管理面については上記のとおり徹底されているものの、やはり、異物混入の事例はあるとのことだったので、徹底しても異物混入等の問題が起こってしまうのならば、事案が発生した際の対応方法を明確化するだけでなく、それぞれの従業員が迅速に対応できる体制の構築が本市においても必要であると感じた。

そのほか、給食センター建設時に周辺の住民から特に反対意見が出なかったこと、説明会を開催しても参加者がいなかったことなど、立地場所の周辺環境によって住民対応も違ってくるという点も驚いた部分であった。

現在本市では、中学校給食センター建設に向けて進んでいるところであるが、今回の川崎市の取り組みを参考にしながら、より良い中学校給食センターになるよう、引き続き研究していきたい。

(葛飾区)

1. 区勢

区制施行 昭和7年10月1日

人 口 463,909人

面 積 34.8平方キロメートル

2. 財政

令和元年度一般会計当初予算 1961億5000万円

令和元年度特別会計当初予算 982億6870万円

合 計 2944億1870万円

3. 議会

条例定数 40

4 常任委員会（総務、保健福祉、建設環境、文教）

3 特別委員会（地域活性化対策、危機管理対策、都市基盤整備）

4. 視察事項（徘徊高齢者おでかけあんしん事業について）

（1）視察目的

葛飾区では、徘徊高齢者が鉄道事故を起こし、鉄道事業者から家族に多額の賠償を請求されるケース等に備えるため、対象の区民が無償で加入できる「おでかけあんしん保険」を実施している。線路等に立ち入って列車を運休・遅延させた際に鉄道会社から損害賠償請求がなされた場合、最大で5億円が補償されるほか、他人に障害を加えた場合も最大で50万円が補償されるなどの内容となっており、このような保険事業を導入したのは都内初である。

また、徘徊高齢者の靴など身に着けるものに貼る「おでかけあんしんシール」を配布しており、警察等が徘徊高齢者を発見した際にシールに記載された内容を区が委託するコールセンターに照会し、身元や連絡先を確認した上で家族に連絡するという仕組みをつくり早期帰宅につなげている。

以上の施策を中心に、本市における徘徊高齢者対応、介護予防政策の参考とするため視察を行った。

(2) おでかけあんしん事業について

①概要

○対象者：葛飾区内に在住かつ在宅で認知症により徘徊がある方で、次のいずれかに該当する者

医師に認知症と診断されている【原則】

・認知症であることがわかるもの（診断書など）の写しが必要。ただし、要介護認定を受けている場合は不要。

※要介護認定を受けている場合は、「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡa以上の者。

「おでかけあんしん保険チェックリスト」で該当する項目がある。

○届出者：対象者の家族など。

○届出事項：対象者の住所、氏名、性別、生年月日、電話番号、緊急連絡先（2人以上）の氏名、住所、続柄、電話番号

○届出方法：所定の届出書を葛飾区役所福祉総合窓口に提出する。

○費用：無料

○事業内容：おでかけあんしん事業は「おでかけあんしんシール」と「おでかけあんしん保険」で構成される。

②おでかけあんしんシール

認知症者がひとりで外出して自宅に帰れなくなったときにシールを手掛かりに家族等に連絡することで早期帰宅につなげる。事前に衣類やくつ、つえ、自転車などに張り付ける。

おでかけあんしんシール



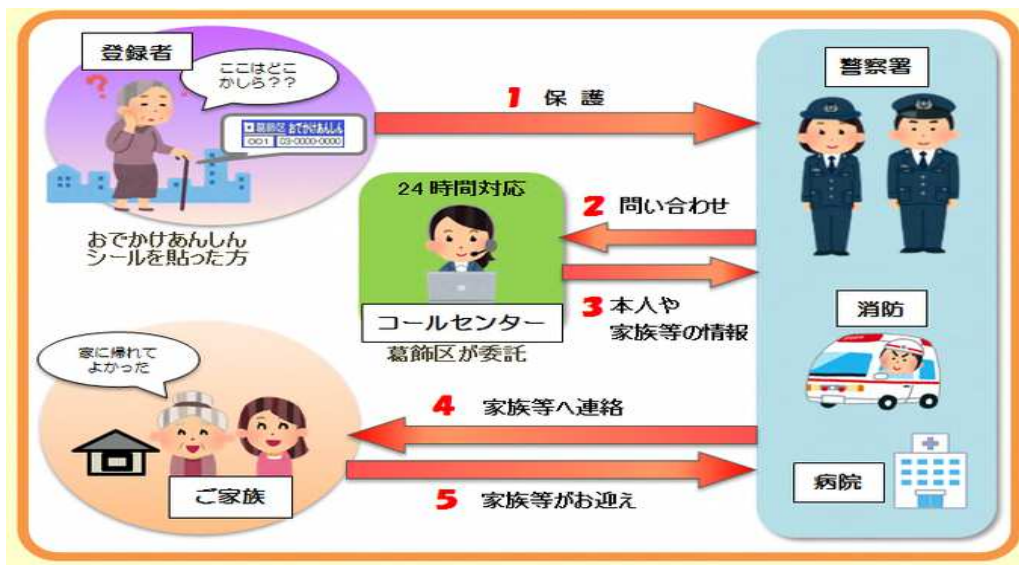
横 4.0 cm
×
縦 1.5 cm

登録番号
ひとりにひとつ

コールセンターの電話番号
※実際の番号とは異なります

▲区内の町工場「株式会社扶養」が作った葛飾ブランド「葛飾町工場物語」認定の特殊印刷シールを採用しています。

徘徊時に警察等に保護されたとき、持ち物に貼られた「おでかけあんしんシール」記載の電話番号に電話をかけるとコールセンターにつながる。コールセンターでは登録番号から本人や家族等の連絡先を警察等に情報提供し、警察等は家族に連絡を行うことで早期帰宅につなげる。



③おでかけあんしん保険

認知症による徘徊に起因する鉄道事故等を発生させ、家族が損害賠償責任を負うことになった場合等に補償される保険であり、保険料は葛飾区が負担する。

○被保険者：おでかけあんしん事業登録者。

○補償内容：以下のとおり。

【個人賠償責任補償＜補償額最大 5 億円＞】

認知症による徘徊に起因する事故により、第三者の身体の障害及び財物の損壊に係る損害賠償責任補償並びに鉄道事故に係る賠償責任補償。

(例) 線路に立ち入って電車を止めてしまい、遅延・運休を伴う営業損害賠償請求を家族が受けた場合。

【障害の補償＜補償金額最大 50 万円（後遺障害は程度により 2 から 50 万円）＞】

認知症による徘徊時に負った障害等に起因する交通事故等に係る死亡や後遺障害。

【被害者死亡時の見舞い費用＜補償金額 15 万円＞】

認知症による徘徊に起因する偶発的な事故により第三者を怪我させ、被害者がその事故を直接的な原因として死亡した場合。

(3) 葛飾区介護予防事業について

①シニア活動マップ

高齢者の主体的な活動や介護予防に繋がる取り組みを行っている団体などを区内 7 圏域ごとにまとめたマップ。高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）が 7 圏域に 2 カ所の計 14 カ所あり、同センター職員と生活支援コーディネーターが 1 年間をかけて地域で活動している自主グループを取材し、マップ掲載の許可をもらった 357 団体を掲載している。実際に把握している団体は 600 団体以上。

なお、高齢者クラブなどその地域に住んでいる人でないと利用できない団体や単なる相談窓口、不定期開催の場合等は掲載していない。

②健康遊具の設置

区の健康づくり課と公園課が連携して区内の公園に健康遊具を設置し、気軽に運動できる場所を提供している。住民からの要望を聞きながら毎年計画的に設置しており、マップを作り場所を分かりやすく公開している。

③健幸マイレージ

健康づくりの一環として「30分以上ウォーキングする」などの活動目標を決めて実践したり、健康診査やがん検診を受けることで健幸マイレージが溜まる。貯めたマイレージを使って応募すると5,000円分のクオカードや血圧計、スマートブレスレットなどの景品が当たる。年齢制限はなし。

④プラチナ・フィットネス

65歳以上の区民で要支援・要介護認定を受けていない者を対象に運動に取り組むきっかけとして区内9施設のフィットネスクラブと協働して運動の習慣化を目指している。

内容としては、自身の興味や体力に合わせ、フィットネスクラブが用意している運動メニューから選び、毎週1回全12回3カ月間のコースで利用するというもの。

参加費は1人あたり6,000円（1回あたり500円）であり、年度内1人1回限りの利用となる。

⑤シニア活動支援センター

55歳以上で介助の必要でない区民を対象にした介護予防の取り組みを行う施設であり、筋力向上トレーニング、脳力トレーニング、回想法など、区の職員が指導したり、地域の自主グループの人に参加してもらいスキルを学んでもらうといった、リーダー養成研修も行っている。ある程度スキルが上がったリーダーは地域で自主的にグループを立ち上げて活動している人もいる。

上記のように幅広い分野で気軽に運動習慣や健康づくりに取り組んでもらえるよう事業を用意し庁内のいろいろな部署と連携している。

また、葛飾区内で行われている様々な介護予防の活動を分かりやすくするため、シニア活動マップ等を作成し情報を集約している。

(4) 委員からの質問

Q. おでかけあんしん保険について、損害保険会社の既存の製品で運用しているのか。

A. 葛飾区から複数の保険会社に保険の仕様を投げかけて、そこで対応できる会社と契約している。特に鉄道事故によって遅延損害が出た場合の補償が可能な保険会社がなかなか見つからなかったが、東京海上日動火災が可能であったため同社と契約している。

Q. 保険会社とは1年契約とのことだが、今後会社に変更になることはあるのか。

A. 現地点で葛飾区の求める仕様でできるのが東京海上日動火災だけだったが、他社も認知症保険に関心を持っているので対応が可能となれば入札になると考えている。

Q. 契約者が区で被保険者がおでかけあんしん事業登録者ということか。また、被保険者は一覧表にして保険会社に提出しているのか。

A. そのとおりである。

Q. おでかけあんしん保険の対象となったケースはあるのか。

A. 現時点ではない。ただし、現在進行中の事案として、認知症の方が止まっている車に自転車でぶつかり賠償請求を受けてしまったケースがあるので、区から保険会社に連絡し補償の対象になるのか調整中である。

Q. 上記のケースで被保険者が別の自転車保険に入っていた場合はどうなるのか。

A. 自転車保険の補償を使ってもらう。

Q. おでかけあんしん事業の登録基準はあるのか。

A. 徘徊がある方で医師に認知症と診断されているのが原則で、要介護認定を受けている場合は「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡa以上の方か、要介護認定を受けていない場合は「葛飾区おでかけあんしん事業利用届出書」のおでかけあんしんチェックリストで該当する項目がある場合に登録できる。

Q. 被保険者の本人負担はなしということか。

A. そのとおりである。

Q. 鉄道が遅延した場合の賠償額について、状況やケースごとによって変わってくると考えるが、どの程度か把握しているか。

A. 鉄道会社は賠償額を公開していないので不明である。ただし、葛飾区の補償額最大

5億円という金額はかなりの部分をカバーできる金額だと考えている。

Q. おでかけあんしん事業の登録者数はどのぐらいか。

A. 登録者数は約400人であり、原則はおでかけあんしん保険にも加入してもらう。

Q. おでかけあんしん事業が認知症の方の外出時の安心に寄与していると考えますが、従来はあまり外出しなかった方が外出するようになったなど、実際の効果は表れているか。

A. おでかけあんしんシールによって速やかに保護されるケースは増えている。

Q. おでかけあんしんシールは対象者1人に何枚配布されるか。

A. 1人10枚である。また、別途でキーホルダーに貼り付けたものを1個配布している。

Q. 本市では徘徊高齢者等SOSメールを導入し地域住民と協力して早期発見に繋げているが、葛飾区でも同様の事業は行っているか。

A. 行っていない。

Q. おでかけあんしん保険の対象見込者数が540人で現時点で約400人が加入しているとのことだが、最終的には区内の認知症の方全員（約16,000人）に加入してもらうことを目指しているのか。

A. 認知症の方の中で徘徊の症状のある方がどの程度いるかについて、つかめないところがあるが、登録者数についてはおおむね計画どおりと考えている。

Q. 家族も含めおでかけあんしんシールを貼ることに抵抗を感じる方はいるか。

A. 日常的な徘徊などで切迫している家庭などはシールを貼ることで少しでも苦勞が軽減されるということで好意的である。また認知症本人の方は確かに嫌がることもあるが、その場合は本人の目につかないように貼ってもらっている。

Q. 葛飾区には外国人が多いと感じるが、おでかけあんしん事業には外国人の登録者はいるか。

A. 外国人も登録されており、おでかけあんしんシールなども日本人同様に使ってもらっている。

Q. 現在は各自治体が国の新オレンジプランに沿って事業や施策を進めているが、今後予防と共生の2本柱で構成される認知症対策推進法が制定されれば、各市町も基本計

画を作成していくことになるかと考える。そういった準備や議会から計画整備に関する指摘はあるか。

A. 現状では特にはない。認知症政策推進大綱が決定されたので国の動きに合わせて必要な対応をしていきたい。

Q. 認知症は病気でもないし事故でもないという考え方から、認知症対策、対応という言葉ではなく施策と言い換えるべきだという意見もあり、四日市市の総合計画においても文言を変えていく可能性があるが、葛飾区ではどうか。

A. 葛飾区でも今後2年間で基本構想、基本計画を策定していくので、その中でそのような議論も出てくると考える。

Q. かつしか健幸マイレージについて、応募者数を教えてほしい。

A. 平成30年1月から4月までの募集期間において応募件数が69件、当選は43人、5月から8月の募集期間において応募件数が97件、当選は58人である。

Q. 四日市市における健康マイレージ事業については、三重県の制度に乗っかっているが、葛飾区は区独自か。

A. 区独自である。東京都の補助金を活用している。

Q. 葛飾区シニア活動マップは区内の様々な取り組みをひとまとめにしており区民にとっては見やすいものだと思うが、どのように取りまとめたか。

A. 葛飾区高齢者総合相談センター（包括支援センター）等において地域ケア会議などの会議体が開催され、民生委員、児童委員、町会長などの地元の区民も参加している。その中で活動を行っている方と繋がりができるので、実際に訪問して活動内容を確認しマップに加えている。

Q. プラチナフィットネスについて、クラブに補助は行っているのか。

A. 区民の負担は12回で6,000円であるので1回500円であるが、クラブと区で協定を結んでおり1回1,000円を補助金として交付している。つまりクラブは1回1,500円の収入となる。この制度を利用したのちに正式にクラブに入会する方もおり、クラブからも喜ばれている事業である。制度利用者は毎年約400人であり、毎年この制度を利用してもらうことができる。

(5) 委員会としての所感

今回の視察では、葛飾区おでかけあんしん事業と介護予防事業について説明を受けた。

まず、おでかけあんしん事業については、おでかけあんしんシールとおでかけあんしん保険が主な内容になるが、特におでかけあんしん保険について、徘徊等により、鉄道や他者に対して損害を与えた際に賠償額が補償されるものであり、葛飾区は線路が多いこともあって以前から区民の要望も多かったとのことである。事案が発生してしまえば、多額の損害賠償金を請求されることもあることから、認知症の方の家族にとっては、少なくともその部分の心配をする必要がなくなるので、心理的な負担は少しでも軽減されるのではないかと感じた。

介護予防事業については、主に公園における健康遊具の設置や、プラチナ・フィットネス事業など、健康づくりに対するサポートが印象的だったが、特にプラチナ・フィットネス事業を利用することで、金銭的にも気軽にフィットネスクラブに通えることから、3カ月間の事業期間終了後もそのままフィットネスクラブに入会し、継続的に運動を続けている人がいるなど、運動や健康づくりが必要と感じているが、一歩が踏み出せない人にとっては有効なサポートになると感じた。

そのほか、葛飾区では圏域ごとにシニア活動マップが作られてるが、新しく趣味を見つけたい人や活動を通じて地域と繋がりたいと考えている人にとって、自分の周辺地域でどのような団体があるのか、またどういった活動が行われているかが集約され一覧で見ることができるため、やりたいこと、参加したい団体を見つけやすく、積極的な参加につながるのではないかと感じた。

今後ますます高齢者人口が増えていく中で、介護予防の重要性が指摘されているが、まずは対象者が健康づくりなどの介護予防活動に参加しやすい環境を整えていくことが大切であるし、結果的に認知症となったり介護が必要になった場合でも、家族を含めた対象者の不安感を少しでも和らげるために何をすべきか、今回の葛飾区の事例を踏まえながら研究していく必要がある。

6. 議会報告会の概要

【議会報告会】

○本市に認可外保育所は何か所あるのか。また、受入可能人数は何人か。

⇒議員 本市在住の子どもが通っている施設としては市内に31施設あり、102人が通所している。

○幼児教育・保育の無償化について、令和2年度以降から充当される消費税率引き上げに伴う地方消費税交付金の増収分とは、どれぐらいか。

⇒議員 正確な金額についてはまだ決まっていない。

○幼児教育・保育の無償化について、初年度は全額国費で措置され、市単独で保育料を引き下げている部分にも国県負担金が充てられるために歳入超過になるとのことだが、超過分はどのような処理になるのか。

⇒議員 超過分は市の財政に歳入として入るということであり、それがどこに使われるかということまでは現時点で把握していない。

○幼児教育・保育の無償化について、令和2年度以降の市負担増加分については、地方消費税交付金の増税分が充当されるが、足りない部分については市の財政でやりくりしないといけないという理解で良いか。

⇒議員 そのとおりである。

○例えば私立幼稚園は3歳児以上が受入の対象だが、2歳児であっても来月3歳になる場合、その時点から入園が可能である。今回の幼児教育・保育の無償化では、3から5歳児は全ての世帯が無償化の対象だが、この場合、現在2歳児だけれども誕生日を迎え3歳になった時点で無償化の対象となるのか。

⇒議員 年度途中で3歳になった子どもに関して、私立幼稚園では「満3歳児」クラスで受け入れができるが、この部分については無償化の対象外となっている。また「3歳児」とは、年度内に4歳になる子どもであり、私立幼稚園も保育園も同じ呼称を使っている。

○幼児教育・保育の無償化について、私立幼稚園で新制度に移行している・していないの差が出るのはなぜか。

⇒議員 従来、私立幼稚園は県から施設運営補助金を受けて運営していたが、平成27年4月に子ども子育て支援新制度がスタートし、公立保育園などの教育・保育施設と

共通の給付を受けることとなった。ただし、私立幼稚園については、園の規模等によって、新制度に移行する方が有利かどうか変わるため、新制度に移行するかどうかは各園の判断になっている。そのため違いが出ている。

○幼児教育・保育の無償化に伴ってニーズが増え、保育園、幼稚園の定員が不足することが懸念されるが、市は従来の定員を増やすなどの対応を検討しているのか。

⇒議員 幼児教育・保育の無償化については、本年度10月からのスタートになるが、本市当局としては各園の定員等含め、こういった状況になるのか把握ができていないので、その状況を見極めて今後の対策を考えたいとの答弁だった。ただし、当委員会審査において、10月開始を待ってからではなく、ある程度影響を推測しながら早めの対応をしていくべきだという指摘は行った。

○幼児教育・保育の無償化に伴う給食費の徴収について、従来は保育料の中に含まれていたため、公立保育園も私立保育園も主食代しか集めていなかったが、今回は園が徴収しなければならないため事務が大きな負担になる。公立保育園の場合は市が口座引落しで徴収できるが、私立保育園でもできないのか。

⇒議員 今回の委員会審査の中では徴収方法までの議論にはならなかったため、今後市当局とも調整していきたい。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：高齢者福祉について》

Aグループにおいて出された主な意見

○平成 29 年度に地域包括ケアシステムがスタートして以来、常磐地区内でふれあいカフェ事業を行っているが、事業の補助を受けられるのは小学校区に1つだけである。校区全てを1カ所で賄うためには、受け入れるための広い場所、多数のスタッフ、送迎等が必要である。そのため、ふれあいカフェ事業をやるにしても、地区内に数カ所ないと円滑に活動できない。現在の1カ所に対する補助額を減らしてもよいので「補助対象は小学校区で1つ」という枠を外してほしい。

○橋北地区では、事業母体は1団体であるが、その中で3つの団体が協力して活動しており、事業を実施する場所もその都度変えている。そういったやり方ならば地域に1つの活動母体であっても、活動自体は数カ所で可能になる。

○高齢者の元気づくり支援事業について、今年度拡充する事業として公園等に歩数や所要

時間を表示し、介護予防等に対する無関心層に働きかけるとあるが、まずは市職員が市役所の階段を使うなど意識すべき。

- 高齢者の自動車免許返納が話題となっているが、身内ではなかなか説得しづらい。また、公共交通機関の少ない地区では自動車を運転できないことは非常に不便であるので、免許返納するのであれば、代替的な移動手段の提供などを検討し、返納しやすい環境を整えることが重要である。
- 高齢者の中には自動車に高齢者マークも貼らず自分はまだ若いと思っている人もいる。しかし、自身も 80 代となり、身体的な衰えはやはり感じるし、万が一事故をしてしまうと「元市議会議員」などの肩書きも合わせて報道されてしまうので、自分以外にも迷惑がかかる。こういったことを総合的に考えて自分は免許を返納しようと思っているが、周囲からいくら返納を催促されても最終的には本人が思い立たないと返納に至るのは難しいと思う。

B グループにおいて出された主な意見

- 市の政策では特別養護老人ホームは各地区に 1 カ所とのことだが、橋北地区には 2 カ所ある。地区住民としては、これらの施設に関わるなかで 2 カ所とも同じように対応していく必要があるので非常に難しいということを絶えず行政には言っている。また、市は一方では橋北地区は海拔が低く地盤も軟弱で津波の危険もあると言いながら、特養は 2 カ所持ってくる。言っていることとやっていることが違うと思う。ただし、既に特養が 2 カ所あることは事実なので、これを利用しながら橋北地区を「高齢者のまち」として高齢者が毎日まちを闊歩できるモデル地区として進めてもらうよう行政にはお願いしたい。
- 地域包括ケアシステムというがうまく機能していない。病院と介護施設と地域と町医者が一緒になって協力しないと名前だけで終わってしまう。
- 橋北地区では総合事業もやってもらっているし、ふれあいカフェや食事会もやっている。高齢者が横のつながりを持って遊べるような環境づくりを市が積極的にしないと、地域任せではなかなか進んでいかない。
- 高齢になると色々なことができなくなる、動けなくなるというイメージが高齢者自身に染みついているか。自分は 60 代後半だが、自分自身は「動けない」とは思っていない。本人の意識を変えれば活動範囲も広がるのではないか。
- 普段の行事等に出てこない高齢者も含めて集まり、生活の問題等を話し合える場や雰囲気

気づくりを市が行うべきである。なんでも地域任せ、本人任せ、家庭任せをしてしま
うと前に進まない。

- 自分の祖母はコーラスクラブに参加したり華道、茶道の先生もしているので人とかかわ
る機会が多く、他の高齢者よりも元気であると感じる。
- 報道や学校では高齢者問題についてマイナスのイメージが語られるが、今回のシティミ
ーティングで橋北地区を高齢者が生き生き過ごせるモデル地区にしたいというプラス
の意見を聞いたのは良かった。
- ベトナムでは平均寿命が概ね 75 歳であり、80 から 90 歳の高齢者が少ないので高齢者
問題はあまりないが、今後問題となってくる可能性はある。
- 海外では宗教に基づいた倫理観があり、日本で失われてしまった「年上の人を敬う」と
いう気持ちが根付いていると感じた。
- 高齢者は通常生活が可能で、介助が必要な人、認知症の人など大きく 3 つ程度のステ
ージに分かれると思う。それぞれのステージごとに何が楽しみなのかは違うので、そ
れを引き出してあげるなど、それぞれを尊重すべきである。
- 認知症にならないために何をすべきかをみんなで考えながら住民間で助け合っていく必
要がある。

【議会報告会】

○神戸市東須磨小学校における教職員間のいじめが取り上げられているが、どう捉えているか。

⇒議員 非常に驚いている。本市の状況については改めて教育委員会にも確認する必要があるが、現在聞き及んでいる範囲では、本市では教職員間のいじめはないと信じている。

○待機児童数と入園待ち児童数は具体的にどう違うのか。

⇒議員 特定の園に行きたい、兄弟と同じ園に通わせたい、自宅から遠方の園だと負担が大きいなどの理由で、第3希望までしか入園希望を出していない場合で、入園できなかった場合は待機児童にはならず入園待ち児童となる。

○途切れのない指導・支援事業について、発達課題や自己の問題をはじめ、不登校やいじめ被害など様々な悩みを持つ児童生徒や保護者に対して、スクールカウンセラーによるカウンセリングを実施し、課題解決に向けて、教育相談体制の充実を図ることができたとのことだが、何をもって充実を図ったといえるのか。

⇒議員 不登校の問題については、家庭に問題があるというケースが非常に多いという実態があり、教職員が関わるレベルでは解決ができない場合がある。そういった中で家庭訪問を行って状況を把握し、問題を解決していくスクールソーシャルワーカーが大きな役割を果たしているが、その人材が不足している状況なので、議会としてもこれらの人材を拡充するよう政策提言を行った。

○認定こども園については、一定規模の集団を確保していくため、混合クラスで園を運営している状況が3年間続いている公立幼稚園を対象に適正化を図るとのことだが、今後何園がその対象になるのか。先の見通しはどうなっているか。

⇒議員 まだ行政としても答えは出せていない。認定こども園化については、議会と議論をして進めていくとの答弁をもらっているだけである。市民の半数以上は公立幼稚園の存続、認定こども園反対の意見であるので、行政も今までどおりの適正化計画で進めることについて一旦立ち止まってもらい、議会もきちんと議論をしていく。また、適正化計画に基づいて認定こども園化を進めるにあたっては、地元合意の取り方にも問題があるということも今議会で議論している。

○スクールソーシャルワーカーについて、現状はスクールソーシャルワーカーの入れ替わりが激しく対応に一貫性がないので、各学校に常駐させるよう要望したい。

⇒議員 スクールソーシャルワーカーについて、最終的には各学校に常時配置することが望ましい。しかし、実現できていない理由は予算ではなく人材不足であるので、そこをどうクリアしていくかが課題である。

○スクールソーシャルワーカーについては人材不足の問題があるとのことだが、時間はかかるかもしれないが、市独自で予算を投入し、人材を育てていくべきという議論はなかったのか。

⇒議員 これらの人材育成については、法的な制約がある部分もあるが、人材をどう育てていくかという視点が必要だということは、行政にも指摘している。

○中学校給食の運営はどうしても赤字になると考えるが、給食費をどのように設定するのか。また、中学校給食の運営主体についてはどこが担うのか。

⇒議員 県地区の農業センター内敷地に中学校給食センターの建設を計画しているが、周辺の交通事情や様々な問題があるため、地元合意が完全にとれておらず候補地も確定していない。そのため、給食費等についてもまだ決まっていない。

○特別支援学級支援員、介助員については、子どもがいる時間全部を見てもらうことができない。また、人材不足の問題もある。この原因は、支援員、介助員の処遇が良くないからであるので、せめて給与を嘱託職員並みにしたり、勤務時間を柔軟にするなど、働きやすい環境になるよう検討してほしい。

⇒議員 ご意見として承る。

【シティ・ミーティング】

≪テーマ：心豊かな“よっかいち人”を育むまちについて≫

○認知症カフェについて、現在どこに何カ所あり、どんな人が行けるのか。

⇒議員 市内 15 箇所で実施され、グループホームや介護サービスセンター等に設置されている。認知症の方のほか、認知症を知るといふ学びの場にもなっており、一般の市民も訪れることができる。

○登校サポートセンターについて、近くに住んでいる生徒はいいが、遠方の生徒について誰が送り迎えするのか。不登校の生徒、引きこもりの生徒がわざわざそんな遠いところまで行かない。そういった生徒が少しでも参加しやすいような環境や内容を検討す

るべきである。

⇒議員 担当部局に伝える。

○神前幼稚園については、従来から本当に良い幼児教育を行ってきた。今回認定こども園化されるとのことだが、幼児教育の質を落とさないようにしてほしい。

⇒議員 ご意見として承る。

○富田地区における学校通学路で交通事故が多いので、防犯カメラを設置するなど対応してほしい。

⇒議員 担当部局に伝える。

○市内の保育士の質が下がっていると聞くが、市として保育士に対する研修や講習などは行っているのか。

○近年では、大学を出て免許を取る保育士が多いので頭は良い人が多いが、社会経験については劣ってきていると感じる。その理由は、市が一時期保育士の採用を控えていたため、特に公立保育園で経験を伝えていくべき中間世代が抜けているからである。経験が継承されていないのは問題だと感じる。

⇒議員 本市においても保育士を対象とした研修は行っている。また、保育士不足の中で、単に保育士数を増やせば良いということでもない。保育園は、特に0から2歳児保育のように命を預かる現場でもあるので、一定水準の能力をもった人である必要がある。保育士の質が下がっているという声があることを認識しながら今後も研修等を行っていく必要があると考える。

○幼児教育・保育の無償化に伴って待機児童が増えると考ええる。また、私立保育園では給食費の徴収が始まるため、未納者対応の問題も出てくる。これらについて議会ですういう対応をしていくのか。

⇒議員 本市では、待機児童対策として小規模保育事業所の新設を含めて検討しているが、そこで行われる保育の質がしっかりと担保されているか注視していく必要があると考える。また、私立保育園における給食費未納者への対応については、現場の保育士の負担とならないよう、その都度状況等を確認していきたい。未納者対応に時間を取られるのではなく、子どもに向き合う時間を確保できるよう求めている。なお、三重県私立保育園連盟からも、個々の議員に対して要望をいただいております、要望内容の聞き取りも行っている。今後もサポートできるよう努力していきたい。

○公立保育園の開園時間は 18 時までだが、フルタイムの保護者にとっては、それに間に合うように迎えに行くことはとても難しいという声を聴く。せめて 19 時まで開園してほしい。

⇒議員 保育士不足によって正規時間内における保育も厳しい状況の中で、開園時間を広げるのは難しい。今議会でも保育士の処遇改善について政策提言を行っており、まずは良好な職場環境をつくって保育士を確保していくことが第一であって、その上で様々な問題についても考えていきたい。

【議会報告会】

○議会はこういった視点で議案審査しているのか。例えば中学校防犯カメラの更新について、機器がどこに設置されているかなど、現場までしっかり確認しているのか。

⇒議員 議案審査については、例えば今回の川島小学校の法面工事などは、金額面だけではなく、生徒の通学に危険はないのか等についても質疑している。2月定例会議会における当初予算審査については、新規事業も出されるので、それが本当に四日市のためになるのか、全市的な公平性はあるのかなどの視点で審査する。

また、今議会の審査においては、防犯カメラ等の現場確認は行っていない。ただし、他の機会で学校を訪れる際などに機器配置等は確認している。

○市の事業等については担当部局がしっかりやっていると思うが、予算の執行等について、議員は市民の代表として、できるだけ三現主義の立場、目線で確認、審査等を行ってほしい。

⇒議員 ご意見として承る。

○学校に設置されている防犯カメラの画質について、警察が画像解析などの捜査に活用できるものなのか。

⇒議員 学校の防犯カメラの画質等については、例えばオービスのように違反者を取り締まったり、逮捕するための証拠になるものではないというのが警察の見解である。防犯カメラを設置することで学校に対する犯罪を抑止するというのが目的である。

○保育園の副食費について、給食も保育の一環であり、本来無償であるべきだと考えるし、実際に徴収しない自治体もあるが、四日市市は今後どうしていくのか。また、副食費の無償化については、自治体間で差があり全国的な問題でもあるので、四日市市議会から国に対して無償化の働きかけを行ってほしい。

⇒議員 副食費を無償化する自治体が増えていることは事実である。教育民生常任委員会でも無償化した場合の市の財政負担について質疑を行ったが、家庭保育の子どもとの公平性の観点からも、本市として現時点で無償化する予定はない。

○中学校防犯カメラ機器の更新について、更新する機器にハイブリットレコーダーがあるが、これは何時間録画でき、何時間分を保存しておくのか。また、何時間ごとに画面が切り替わるのか。

⇒議員 担当部局に確認する。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：心豊かな“よっかいち人”を育むまちについて》

Aグループにおいて出された主な意見

- 8050 問題について、ひきこもりの子を持つ親が状況を周囲に知られたくない、隠したがるということもあり、地域で支援をしようとしても難しい。行政主導での支援や対応について検討してほしい。
- 学校において日本の歴史教育をもっとしっかりと行うべきではないか。
- 公立保育園の開園時間について、共働き家庭にとって午後6時閉園は厳しい。私立保育園の中には午後7時、8時まで預かる園もあるので、公立保育園も預かり時間を拡大してほしい。それが不可能であれば、開園時間の長い私立保育園に入園できるよう配慮してほしい。保育士不足で開園時間の拡大が難しいならば、人材確保のため処遇改善を行うべきである。
- 市立博物館について、来場者が少ないので利用促進についてもっと検討すべきである。
- 認知症の人の徘徊等による鉄道事故については、鉄道会社から多額の賠償請求がなされる可能性があるが、こうした場合の補償制度について検討してほしい。
- 横断歩道の一時停止を守らない車両が多いので対応を検討してほしい。
- 四日市市は四日市港によって発展してきたのだから、千歳地区への設備投資も含めてもっと四日市港を充実させるべきである。また、外国客船の寄港をチャンスととらえ、クルーズ客に対して本市の産物販売、バスツアーなどを企画すべきである。

Bグループにおいて出された主な意見

- 児童虐待は貧困が原因となることも多いと考えるので、貧困家庭を減らすための対策が必要だと感じる。子育ては未来への投資であり、すぐに結果は出ないがしっかりとやってほしい。
- 児童虐待について、確かに貧困も原因の一つだと思うが、親個人の資質に尽きるのではないか。経済的に恵まれていても虐待をしてしまう親はいる。虐待を防止していくためには親に対する教育が必要だと考える。
- 「四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例」は理念条例ではなく政策条例

と聞いているが、条例に沿って具体的にどのような政策を行うのか。障害者の人権と貧困の問題をベースに深く考えてもらうことが必要だと考える。

- 核家族化、雇用形態の変化、離婚率の増加など、今の子育て世代は子育てしやすい環境にないのではないか。また、離婚率の増加によって貧困家庭も増える中で、しっかりと支援していくべきである。
- 貧困家庭支援のためにも、義務教育が無償なのであれば、そこで提供される給食も無償にすべきである。
- 中学校給食が始まるのはいいことだが、1つの給食センターのみで安全性が担保できるか疑問である。例えば、統合により廃校となった学校跡地に2つ目の給食センターを建設したり、学校の大規模改修時に自校調理用の給食室をつくるなど、柔軟な考え方を持ってほしい。
- 市立博物館になぜ丹羽文雄氏の記念館を作り図書や作品等を置くのか。聞くところによると市立図書館のスペースが無くなったために市立博物館に移動させたとのことである。本来市立図書館で展示すべきものであり、現在の脆弱な図書館ではなく31万人都市にふさわしい図書館にすべきである。
- 久留倍官衙遺跡関連の展示について、市立博物館とくるべ古代歴史館で行われているが、2カ所で行うことは非効率であり、どちらか1つに集約すべきである。
- 自治体によっては、健康マイレージのポイントを幅広く使用できるところもあるので、本市においても使い勝手を良くすべきである。
- 市民の安全安心確保のため、危機管理監をもう少し充実できないか。危機管理監が1年で異動するなど腰掛け的に就かれても困る。副市長級が就くなど、議会としても考えてほしい。

7. 高校生議会意見書

意見書（少子高齢化対策委員会）

当委員会の所管事項に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案するものです。

記

1. 高齢者の健康寿命を延ばし、社会保障関係費の増大を抑制するため、運動することの大切さについて広報するとともに、高齢者にとって住みよいまちとなるようバリアフリー化を進めること。
2. 待機児童の解消や子供の豊かな感性の醸成、高齢者の活力維持のため、保育施設と高齢者の介護施設が一体となった「幼老複合施設」の設置や高齢者による臨時の保育事業の創出などについて検討すること。
3. 子育て環境、医療・介護施設、公共交通機関等の充実やシティプロモーションによって市の人口を増加させ、結果的に増える税収をもとに少子高齢化対策を手厚くすること。

以上、意見書を提出します。

令和2年1月25日

四日市市議会高校生議会

四日市市議会宛

意見書（シティプロモーション検討委員会）

当委員会の所管事項に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案するものです。

記

1. 四日市市の歴史にちなんだ特別な記念日を制定し、その日に合わせたイベントの開催や、四日市を学べる場を設けることで、市民の四日市市に対する愛着の醸成につなげること。
2. 中心市街地（特に商店街）の治安を改善した上、学生が運営に参画する店舗や、図書館など学生が交流できるスペースを確保し、あらゆる世代が楽しめる場所を創出すること。
3. インスタグラムやツイッターなどのSNSを活用し、こにゅうどうくんを市のシンボルマークに位置付けた上、市外にイベント等の情報を発信すること。
4. 市民に対して、独自のアプリを開発し、暮らしのお得情報を発信するとともに、様々な国籍の市民や、子育て世代など、多様な市民からのニーズにこたえられる広報広聴を行うこと。
5. かぶせ茶や日永うちわ、万古焼など、市の特産品や、公害の歴史・現在の四日市をテーマとした授業や、観光ツアーを組むことにより、市の魅力の発信や再発見につなげること。

以上、意見書を提出します。

令和2年1月25日

四日市市議会高校生議会

四日市市議会宛

意見書（防災・防犯対策委員会）

当委員会の所管事項に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案するものです。

記

1. ハザードマップは、子どもや外国人を含む多くの市民にとって、見やすく、わかりやすいものとなるよう工夫を凝らし、学校や駅などの日常生活に近い場所に掲示すること。
2. 防災・防犯アンケートを、学校や自治会を対象に、書面とネットによる手法を併用しながら、多言語対応で実施すること。
3. 子ども、障害者、外国人等に防災・防犯情報を提供するため、迅速な行動がとれるようなピクトグラムや音声装置を、駅等の人の集まる場所に設置し、それらをハザードマップへの掲載等によって広報すること。
4. 人通りが少なく防犯カメラの設置が不十分な場所には、ダミーの防犯カメラや防犯ステッカーを設置し、防犯力を向上させること。また、防犯ブザーの無料貸し出しを検討し、弱者救済に努めること。

以上、意見書を提出します。

令和2年1月25日

四日市市議会高校生議会

四日市市議会宛